
東アジアにおける国際連携・共同教育プログラム における質保証の在り方に関する調査

報告書

平成 28(2016)年 3 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

目次

第1章 調査の概要	1
第1節 背景と目的	1
第2節 調査研究の実施計画	2
第3節 調査研究の実施体制	3
第4節 調査方法	4
第5節 報告書の構成	6
第2章 アジアにおける取組の事例	7
第1節 日中韓のキャンパス・アジアモニタリング	7
第2節 ASEANにおける取組み	31
第3節 得られた知見	33
第3章 欧州における取組の事例	37
第1節 欧州高等教育圏	37
第2節 共同学位授与における優良事例ガイドライン	48
第3節 共同学位の公正な認証に関する枠組み	49
第4節 得られた知見	50
第4章 チェックリストにかかる論点整理	63
第1節 質保証へのアプローチ	63
第2節 文献調査からの知見	64
第3節 訪問調査からの知見	65
第4節 チェックリストに要求される条件	67
第5章 まとめ	71
巻末資料一覧	72
資料1) 国内大学における共同教育プログラムの事例	73
第1節 早稲田大学	73
第2節 大阪大学	81
第3節 京都大学	88
第4節 東北大学（法学研究科）	96
第5節 東北大学（教育学研究科）	106
第6節 芝浦工業大学	116
第7節 長岡技術科学大学	128
第8節 早稲田大学	137

第 9 節 九州工業大学.....	143
第 10 節 明治大学.....	148
第 11 節 北海道大学	154
第 12 節 神戸大学.....	160
第 13 節 海外パートナー校	162
資料 2) ASEAN Plus Three における高等教育概要および質保証・評価システム一覧-	170
資料 3) ASEAN Plus Three のアカデミック・カレンダー -----	173
資料 4) 国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会 -----	174
別冊資料 質保証を伴った共同教育プログラム実施のための手引書 -----	176

第1章 調査の概要

第1節 背景と目的

近年、高等教育における国際化は進み、個人レベルの学生や教員の流動のみならず、大学間協定、コンソーシアム形成、共同学位プログラム、オフショア・プログラム、海外キャンパスの設置などによるプログラムレベル、機関レベルの交流が国境を越えて展開されている。

日本は東アジア諸国における大学間交流は長く積み重ねられてきており、日本の大学が交流協定を締結している国は中国が最も多く、過去5年間の留学生の受入数が多い国をみても、上位2位から5位までの順位の入れ替えはあって、総学生数の5割を超える中国をはじめ、韓国、ベトナム、台湾、ネパールといった東アジア諸国が上位に並んでいる¹。また、日本の貿易総額の半分はアジア諸国を対象としており、アジア各国の経済が急速に発展するのみならず、その一体化が進行している。

したがって、これらの発展の基盤を支える人材養成が求められている中、日本政府も次代を担う学生への適切な教育の提供や、長期的な人材養成のニーズの重要性から、日中韓トライアングル学生交流プログラムである「キャンパス・アジア」や、ASEAN諸国の大学間の学生交流プログラムであるAIMS（ASEAN International Mobility for Students Programme）との連携を支援する事業を展開するなど、積極的な政策的支援を行っている。

このような国境を越える学生交流、大学間交流は質を伴ったものであることが必要である。特に、東アジア地域では教育制度や文化・慣習面において世界の他の地域と比して独自の性格を持ち、かつ多様性に富んでおり、東アジアにおける質保証を伴った学生交流、大学間交流を支援するには、各国の高等教育制度を理解・尊重しながら、互惠性を念頭に置いた、独自の質保証のアプローチが必要である。

本調査では、東アジアの大学が、国境を越えた共同教育プログラムの質を確認・保証する際に活用し得る、実践的な手引き等の手法開発を当面の目的としている。さらに、その有用性は、東アジアという地域的制約を越えたものであることも視野に収めている。

大学評価・学位授与機構では、「キャンパス・アジア」のパイロットプログラムに対してモニタリングを実施し、質保証を伴ったプログラムの展開を支援しており、モニタリングの基準や実施方法は、日中韓三国にとどまらず、広く東アジアへの展開を見据えた設計としている。したがって、手引き書の手法開発に当たって、モニタリングの取組みとその結果を発展的に活用しつつ、国内における海外大学等との共同教育プログラムに関する先行研究の内容を包括的に活用する。さらに、東アジア地域の大学と学生交流、大学間交流を実施して

¹（独）日本学生支援機構、外国人留学生在籍状況調査結果より。

http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student/data2014.html

いる国内大学に対して聞き取り調査を行い、取組み状況を把握するとともに、その内容は手引き書の基礎データとして用いる。

第2節 調査研究の実施計画

本調査研究の目的を達成するために3年間にわたって実施した調査研究の全体工程を図1-2-1に示す。

初年度である平成25(2013)年度には、国際的な連携による交流プログラムに関連する文献調査、訪問調査を実施した。これらの調査と連動して、東南アジア諸国連合 SEAMEO-RIHED(東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター)が取組んでいる「iAward」²について理解をし、基準及び実施状況などを把握するための研究会を開催するほか、国際連携・国際教育における国内の有識者における勉強会を開催し、アジア地域における大学間交流における課題と展望について情報収集を図った。

また、『キャンパス・アジア』パイロットプログラム(大学の世界展開力強化事業(平成23年度A・I採択プログラム))を対象に、これらの採択プログラムの現状や取組内容から優れた事例を抽出しキャンパス・アジアのモニタリング基準を踏まえて、ASEAN諸国との学生交流等事業を展開する国内大学を対象にヒアリングを行い、各大学の取組みの現状を聴取した。これらの内容をもとに、東アジアにおける国際的な教育プログラムを実施する際に参照となる手引き書を作成するための基礎資料としてとりまとめたものである。なお、これらの調査研究の基礎資料として、ASEAN主要国の質保証システムに関する基礎資料を作成し、巻末に資料として添付してある。

また、実践的手法の検討にあたって、東アジアの大学間交流・学生交流の動態やその基礎となる制度的な枠組み(各国の単位互換、成績評価等の制度)について深く把握するため、機構内において外部有識者を招いて、「東アジアにおける質の保証を伴った大学間交流の発展に向けた検討会」を実施した。

² 「iAward」は、東南アジア地域における学生交流の効果を高めるための支援方策として、AIMSプログラムの前身である「M-I-T (Malaysia-Indonesia-Thailand) 学生交流プログラム」に参加している大学に対する評価を実施し、優秀事例を表彰する取組みである。より詳細な内容についてはhttp://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/no17_iaward_oview.pdfを参照。

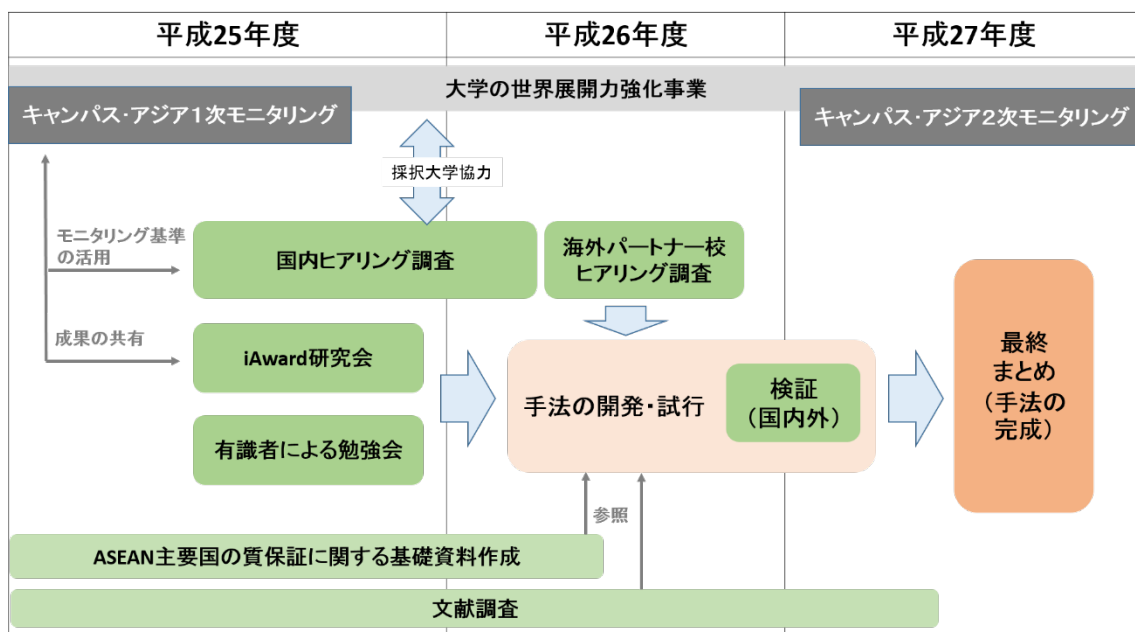


図 1-2-1 調査研究の全体工程

第 3 節 調査研究の実施体制

本調査研究は、大学評価・学位授与機構研究開発部の教員と評価事業部国際課が連携し、平成 25 年度から 27 年度まで実施した。それぞれの年度において本調査研究に参加した教員は以下のとおりである。

＜平成 25（2013）年度＞（職名は当該年度のもの）

土屋俊（研究開発部教授）

金性希（研究開発部特任准教授）

浅野茂（研究開発部准教授）

＜平成 26（2014）年度＞（職名は当時のもの）

土屋俊（研究開発部評価研究主幹）

金性希（研究開発部特任准教授、10 月から准教授）

浅野茂（研究開発部准教授）

＜平成 27（2015）年度＞（職名は平成 28（2016）年 3 月現在）

土屋俊（研究開発部評価研究主幹）

金性希（研究開発部准教授）

齋藤聖子（研究開発部准教授）

野田文香（研究開発部准教授）

第4節 調査方法

高等教育における国際連携・共同を伴う取組に関する先行研究、文献、資料等の調査及び日本の大学とアジア地域の大学間の連携、共同教育プログラムの実施状況を把握するために、第一に中国、韓国または ASEAN 諸国における交流プログラムを実施する事業として、平成 23（2011）年度の大学の世界展開力強化事業タイプ A・II に採択された大学を対象に聞き取り調査を実施した。当初の計画では 3～5 大学の聞き取り調査を予定していたが、国際的な教育プログラムは学部と大学院の教育課程による展開、ツイニング・プログラム、ダブルディグリー・プログラムといった異なるプログラムタイプの取組みがあり、それぞれの事例について把握する必要があるため、2013 年度の調査対象は 7 大学 9 プログラムとなった。2014 年には欧州の大学と共同教育プログラムを展開している事例（4 大学 6 プログラム）及び海外のパートナー大学における事例（3 カ国 8 大学）について聞き取り調査を行った。さらに、日本で聞き取り調査を行った対象大学と連携して共同教育プログラムを構築している連携大学を訪問し、それぞれのプログラムについて異なる立場からの見方を確認するためにベトナム、タイ、マレーシアにおいて同様の手法で調査を行った。

聞き取り調査は該当プログラムに主に関わっている教職員を対象に半構造化インタビューを実施した。調査実施大学と構想（プログラム）名の区分は以下に示すとおりである。

これらの調査の結果の詳細は巻末資料としている。

なお、聞き取り調査の大半は 2013 年 6 月から 2014 年 3 月にかけて実施した。

（1）ASEAN 諸国との学生交流等事業を展開している大学（H23 年度大学の世界展開力強化事業、キャンパス・アジア中核拠点形成支援、タイプ A・II）

- ① 早稲田大学（アジア地域統合のための東アジア大学院（EAUI）拠点形成構想）
- ② 大阪大学（「アジア平和＝人間の安全保障大学連合」を通じた次世代高品位政策リーダーの育成）
- ③ 京都大学（強靱な国づくりを担う国際人育成のための中核拠点の形成－災害復興の経験を踏まえて－）

（2）大学院課程中心の国際連携・共同を伴う教育プログラムを実施している大学

- ④ 東北大学（グローバル COE プログラムにおけるクロスナショナル・ドクトラス・コース、法学研究科）
- ⑤ 東北大学（アジア共同学位開発プロジェクト、教育学研究科）

（3）学士課程中心の国際連携・共同を伴う教育プログラムを実施している大学

- ⑥ 芝浦工業大学（13 大学コンソーシアム、ツイニング・プログラム）
- ⑦ 長岡技術科学大学（ベトナム、ツイニング・プログラム）

- ⑧ 早稲田大学（中国等 3 カ国 4 大学、ダブルディグリー・プログラム）
- （４） 海外サテライト的な取組みを実施している大学
 - ⑨ 九州工業大学（マレーシア、海外教育研究拠点 MSSC）
- （５） ASEAN 諸国との学生交流等を展開する大学（H24 年度大学の世界展開力強化事業申請区分Ⅰ）
 - ⑩ 明治大学（日本 ASEAN リテラシーを重視した実務型リーダー育成プログラム）
Bangkok 所在の ASEAN センターも訪問
 - ⑪ 北海道大学（人口・活動・資源・環境の負の連環を転換させるフロンティア人材育成プログラム）
- （６） 欧州及び ASEAN 諸国との共同教育プログラム
 - ⑫ 北海道大学（ダブルディグリー・プログラム、工学部）
 - ⑬ 武蔵大学（ロンドン大学とパラレル・プログラム、経済学部）
 - ⑭ 明治大学（ダブルディグリー・プログラム、政治経済学部）
 - ⑮ 神戸大学（EU エキスパート人材養成プログラム、国際文化学部・法学部・経済学部研究科）
- （７） 海外パートナー機関等
 - ⑯ ベトナム国家大学ホーチミン市校
 - ⑰ ベトナム国家大学ホーチミン市校工科大学（⑦長岡技術科学大学と協定、ツイニング・プログラム及び他のプログラム運営状況、実績・課題等）
 - ⑱ ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学（⑩明治大学との協定（短期）、韓国の釜山大学校とダブルディグリー・プログラム実施）
 - ⑲ チュラロンコン大学（⑪北海道大学の他、大学の世界展開力強化事業 9 大学と協定）
 - ⑳ カセサート大学（⑪北海道大学の他、大学の世界展開力強化事業 3 大学と協定）
 - ㉑ タマサート大学（⑪北海道大学の他、世界展開力事業 4 大学と協定）
 - ㉒ マレーシアプトラ大学（⑨九州工業大学 MSSC オフィス、⑩明治大学の他、大学の世界展開力強化事業 3 大学と協定）
 - ㉓ マラヤ大学（⑩明治大学の他、大学の世界展開力強化事業 4 大学と協定）

第 5 節 報告書の構成

本報告書は 5 章からなる。各章の構成は以下の通りである。

第 2 章では、アジアにおける国際連携・共同によるプログラムへの質保証の取組について述べる。東北アジアにおける取組として実施されている日中韓の「キャンパス・アジア」モニタリングについて、また東南アジアにおける取組として、ASEAN における「iAward」及び「AIMS プログラムレビュー」について概略する。

第 3 章では、欧州における国際連携・共同によるプログラムへの質保証の取組について述べる。欧州高等教育圏の創設までの動向を調べるとともに、共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクトの一環として策定された「共同学位授与における優良事例ガイドライン」及び「共同学位の公正な認証に関する枠組み」について記述する。

第 4 章では、文献調査及び訪問調査の結果から得られた知見に基づき、本調査で取り入れた質保証へのアプローチについて述べるとともに、そのアプローチとして取り入れた、共同教育プログラムの質を確認・保証する際に活用し得るチェックリストとして「手引書」を編集することにかかる論点について整理する。

第 5 章では、本調査を総括するとともに、今後の課題について述べる。

第2章 アジアにおける取組の事例

第1節 日中韓のキャンパス・アジアモニタリング

1.1 キャンパス・アジア構想

「キャンパス・アジア」は、日本・中国・韓国の三ヶ国の政府が東アジア地域の発展を担う人材育成を目指し、学生や教員の流動を含め、質の保証を伴った大学間交流を拡大する構想である。民主党政権時の鳩山元総理は、東アジア共同体構想を進める上で、教育分野における人の交流が重要な鍵となるとし、単位互換などを含む質の保証を伴った大学間交流の促進を提言した。この流れで、2009年10月に北京で開かれた第2回日中韓サミットにおいては、質の高い交流を行うための有識者会議の設置の提案がなされ、これを受けて、翌年には、日本・中国・韓国の三ヶ国の政府・大学・産業界関係者による「日中韓大学間交流・連携推進会議」が東京で開催され、大学間交流推進の構想―「キャンパス・アジア（英語版では、CAMPUS Asia: Collective Action for Mobility Program of University Students の略）」―について議論が交わされた。当会議では、「日中韓において教育の質の保証を伴う大学間交流を拡大していくことは、東アジア地域における学生・教員の移動の活発化、経済活動の一体化が進展する中、地域全体を視野に入れた人材育成を実行するため不可欠である（文部科学省、2010）」という合意がなされた。この「キャンパス・アジア」構想を着実に遂行するため、以下の4つの事項が検討課題として挙げられた。

- 大学間における交流プログラムや質保証に関する共通理解
- 単位互換や成績評価等を含む大学間交流プログラムに関する一定のガイドラインの取りまとめ
- パイロットプログラムの早期実施とその支援方策
- 大学評価の共同指標、質保証に関する共通用語集の発行、各国の大学評価に関する情報の共有化、評価活動の相互参加

（文部科学省、2010）

1.2 日中韓質保証機関協議会

前述の「日中韓大学間交流・連携推進会議」（「キャンパス・アジア」構想）のもと、質保証分野における連携強化を推進し、日中韓三ヶ国の質の保証を伴った大学間交流を支えていくことで合意された。2010年3月、質保証機関間の実質的な連携を図るための枠組みとして、日本の大学評価・学位授与機構(NIAD-UE)、中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC)、韓国大学教育協議会(KCUE)の三ヶ国の質保証機関で構成される「日中韓質保証機関協議会」が、三ヶ国政府の支援のもと、アジア太平洋質保証ネットワーク (APQN) 年次総会の開催に合わせて、タイ・バンコクにて発足した（表 2-1-1）。

中国教育部高等教育教學評価センター（HEEC）は、2004年に設立された教育部直轄の独立法人であり、本科（4年制大学相当）を対象とした定期評価をはじめとする質保証事業を実施している。韓国大学教育協議会（KCUE）は、韓国大学教育協議会法により1982年に設立され、第三者評価の導入に伴い、2010年に教育科学技術部長官から評価実施機関としての認定を受けている。また、大学評価、大学入試、カリキュラム策定に係る研究及び情報提供、大学関係者への研修等を実施している機関である（大学評価・学位授与機構、2014c）。

表 2-1-1 日中韓質保証機関協議会構成機関

日本	大学評価・学位授与機構（National Institution for Academic Degrees and University Evaluation: NIAD-UE）
中国	中国教育部高等教育教學評価センター（Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education: HEEC）
韓国	韓国大学教育協議会（Korean Council for University Education: KCUE）
オブザーバー	・ 文部科学省 ・ 中国教育部 ・ 韓国教育部

日中韓質保証機関協議会の目的は、以下の2点に集約される。

- ①日中韓及びアジアにおける質保証に関する相互理解を促進し、日中韓の質保証機関が情報共有・質保証のガイドライン作成・人材交流等の交流・連携を通じて、質保証を伴った大学間の交流を促進する。
- ②「キャンパス・アジア」構想を着実に実施するために日中韓大学間交流・連携推進会議に設置された「質保証ワーキンググループ」と連携しながら、日中韓三カ国の質保証機関間の実質的な連携を図る場とする。

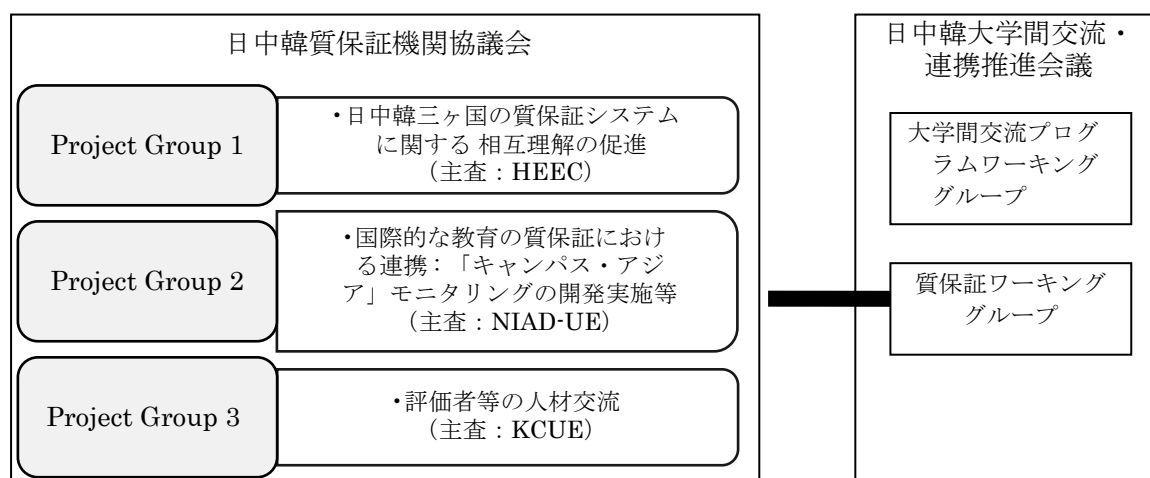


図 2-1-1 日中韓質保証機関協議会の体制

Project Group 1 (PG 1)は、中国の HEEC を主査とし、「日中韓三ヶ国の質保証システムに関する相互理解の促進」をテーマに、日中韓各国の高等教育制度や質保証制度の概要をまとめた「インフォメーション・パッケージ」の作成や、「協議会ウェブサイト」の設置、高等教育質保証に関する用語集作成の検討などを通して、三ヶ国間における質保証システムの相互理解を図っている。協議会ウェブサイトは一部公開されており、また、日中韓各国が作成した「インフォメーション・パッケージ」はそれぞれに共有されている。

Project Group 2 (PG 2)は、日本の NIAD-UE が主査となり、「国際的な教育の質保証における連携」をテーマに、国際的な教育プログラムの質保証の試行として、「キャンパス・アジア」のモニタリングを実施した。試行を通じて、優良事例の把握・流布、国際連携を伴う教育の質保証に関する共同ガイドラインを作成することが目指されている。「キャンパス・アジア」パイロットプログラムのモニタリングについては、その実施目的・計画などの枠組みに関して日中韓で 2012 年に合意がなされ、各国が定めた基準に基づき、2013 年から 2014 年にわたり、1 次モニタリングが実施された。1 次モニタリングの結果について、日中韓で情報を共有し、比較検討をした後に三ヶ国の共同モニタリングが第 2 次モニタリングとして 2015 年に実施されている(一部未実施)。

Project Group 3(PG 3)は、韓国の KCUE を主査として、「評価者等の人材交流」をテーマに、日中韓の質保証機関が主催する国際セミナーへの専門家の相互派遣や共同シンポジウムの開催、共同研究、教職員研修を行い、日中韓三ヶ国の質保証分野の人材交流の活性化が目指されている(大学評価・学位授与機構、2013)。

1.3 「キャンパス・アジア」パイロットプログラムの質保証とモニタリング

1.3.1 パイロットプログラム

「キャンパス・アジア」構想において、日中韓三ヶ国の政府の共同審査を経て、10 件の国際連携のパイロットプログラムが 2011 年から 2015 年の 5 年間の事業として開始された。

日本は、文部科学省の平成 23 年度「大学の世界展開力強化事業タイプ A-I」(日中韓のトライアングル交流事業ー「キャンパス・アジア」パイロットプログラム) にて採択された 10 のプログラムをモニタリングの対象としている(表 2-1-2)。5 年間で「キャンパス・アジア」パイロットプログラムに参加する学生については、日本に受け入れられる学生は 1,030 人、日本から派遣する学生は 1,145 人であった(大学評価・学位授与機構、2014b)。

表 2-1-2 「キャンパス・アジア」パイロットプログラム一覧

日本側大学名 取組学部・研究科等名)	構想名称	相手大学	
		中 国	韓 国
東京大学 (大学院公共政策学連携研究部・教育部)	公共政策・国際関係分野における BESETO ダブル・ディグリー・マスタープログラム	北京大学 (国際関係学院)	ソウル国立大学校 (国際大学院)
東京工業大学 (全学)	日中韓先進科学技術大学教育環	清華大学 (全学)	韓国科学技術院 (KAIST) (全学)
一橋大学 (大学院国際企業戦略研究科)	アジア・ビジネスリーダー・プログラム	北京大学 (光華管理学院)	ソウル国立大学校 (経営学部・経営専門大学 院)
政策研究大学院大学 (大学院政策研究科)	北東アジア地域における政策研究コンソーシアム	清華大学 (公共管理学院)	KDI (韓国開発研究院) スクール (全学)
名古屋大学 (大学院法学研究科・法学部、法政国際教育協力研究センター)	東アジア『ユス・コムーネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成	中国人民大学(法学院)、清華大学(法学院)、上海交通大学(凱原法学院)	成均館大学校 (法学専門大学院/社会科学部)、ソウル国立大学校 (法科大学)
名古屋大学 (大学院理学研究科、工学研究科)、東北大学 (大学院理学研究科、工学研究科、薬学研究科、農学研究科、生命科学研究科、多元物質科学研究所、金属材料研究所、原子分子材料科学高等研究機構)	持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成	南京大学(化工学院)、上海交通大学(化工学院)	ソウル国立大学校 (化学科)、浦項工科大学校 (化学科)
神戸大学 (大学院国際協力研究科、人文学研究科、自然科学系先端融合研究環都市安全研究センター)	東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム	復旦大学 (国際関係・公共事務学院)	高麗大学校 (国際大学院)
岡山大学 (全学)	東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム	吉林大学 (全学)	成均館大学校 (文科大学、サムソン病院、薬学大学、自然科学大学 化学科、ナノ構造物理統合 研究センター)
九州大学 (大学院総合理工学府)	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム	上海交通大学 (機械与動力工程学院・環境科学与工程学院)	釜山大学校 (工学研究科機械工学専攻・環境工学専攻)
立命館大学 (文学部・文学研究科)	東アジア次世代人文学リーダー養成のための、日中韓共同運営トライアングルキャンパス	広東外語外貿大学 (東方語言文化学院)	東西大学校 (外国語学部)

注 1) 上表は、日本学術振興会ウェブサイト「平成 23 年度大学の世界展開力強化事業採択事業一覧」の順で掲載

(大学評価・学位授与機構、2014d)

1.3.2 質保証と日中韓モニタリングの目的

「キャンパス・アジア」パイロットプログラムが始動する一方で、各国の高等教育制度の相違、単位や成績、学習成果の評価方法の多様性がある中で、お互いの違いや特色を認め合いながらも、大学や学生が安心して交流活動を行うには、提供される教育の「質保証（quality assurance）」が重要となってくる。日中韓質保証機関協議会にて、「キャンパス・アジア」の共同プログラムの質保証の試行として、実施されたのが日中韓モニタリングである。日中韓モニタリングは、東アジアの高等教育の質保証・質向上を促進する体制を構築し、教育とその質保証の国際競争力の向上につなげることを目指し、①国際的な教育プログラムの質保証を試行する、②教育の質の観点から優良事例を抽出し、それらを国内外に広く発信する、③日中韓の質保証機関向けの、国際連携を伴う教育の質保証に関する共同ガイドラインを作成することを目的としている（林、2012）。

大学評価・学位授与機構が発行した「『キャンパス・アジア』 モニタリングハンドブック」（2013）においては、「キャンパス・アジア」のモニタリングは、「いわゆるプログラムの最低限の質を確認するような「評価」ではなく、採択プログラムの現状や取組内容の質を把握するなかで、教育の質の観点から優良事例を抽出し、それらを国内外に広く発信していくことを目的として実施」と説明されている。

1.3.3 モニタリングの実施体制とスケジュール

日中韓質保証機関協議会—日本の大学評価・学位授与機構(NIAD-UE)（主査）、中国の教育部高等教育教学評価センター（HEEC）、韓国の大学教育協議会（KCUE）—がモニタリングの運営を担当する。

モニタリングは、5年間の「キャンパス・アジア」パイロットプログラムにおいて、2度実施（2013年及び2015年）することで合意された。1次モニタリングは、2013年から2014年にかけて、日中韓の各質保証機関がそれぞれ策定した基準や方法に基づいて、個別に実施された。その後、モニタリング結果を踏まえて優良事例が抽出され、事例集やシンポジウム等によって、国内外に発信されている。また、NIAD-UE、HEEC、KCUEの各質保証機関が、各国のモニタリング結果を相互に比較分析し、共通して必要と考えられるモニタリング項目や方法を「共同ガイドライン」として取りまとめていくことが予定されている。2015年に実施されるの2次モニタリングについては、第1次モニタリング結果の比較分析を踏まえて、日中韓で検討、設定した共同の基準を持って、共同モニタリングとして実施している。

1.4 1次モニタリングの基準

1.4.1 日本のモニタリング基準

1次モニタリング基準は、以下の7つで構成されており、これらの基準は、PDCAモデル（基準1=Plan、基準2=Do、基準3=Check、基準4=Act）に基づいている。各基準には、「優れた取組を抽出する視点の例」（参考資料2-1-1参照）を設けており、国際的な教育プログラムを実施する主体者が自己分析をする際に、優れていると考えられる取組や課題解決のために工夫している取組を記述しやすいよう、優れた取組を抽出する視点について参考例を挙げている。また同時に、基準ごとに「段階判定の尺度と説明」（参考資料2-1-2参照）を付しており、「課題が残っている」「標準的」「進展している」「優れて進展している」の4段階を設定している。これは、採択プログラム自身が、質を伴った教育がどの程度構築できているかを自己診断するための支援ツールとして活用されることを想定している。基本的に、日中韓三ヶ国の協働性が高い取組であればある程、段階が高くなっている。このモニタリング基準は、NIAD-UEがモニタリングの準備段階で組織したモニタリング準備委員会で協議するとともに、「採択プログラム連絡会」を開催し、採択プログラム関係者との意見交換や個別のヒアリングを通して、検討・策定されたものである。

日本の1次モニタリング基準

- | |
|-----------------|
| 基準1：教育プログラムの目的 |
| 基準2：教育の実施 |
| 基準2-1：実施体制 |
| 基準2-2：教育内容・方法 |
| 基準2-3：学習・生活支援 |
| 基準2-4：単位互換・成績評価 |
| 基準3：学習成果 |
| 基準4：内部質保証システム |

1.4.2 日中韓のモニタリング基準

中国、韓国においても、一次モニタリングの基準が策定されており、それぞれの国において重要視される視点はやや異なるものの、多くの共通点が見受けられる。異なる点として、例えば、日本では、「単位互換・成績評価」（基準2-4）を重視しており、中国では国際共同教育から得られる「付加価値」（基準1、基準6）、韓国では、「学生支援」（基準2）を重視する傾向にある。

表 2-1-3 1 次モニタリング日中韓比較

日本	中国	韓国
1. 教育プログラムの目的	1. 目的	1. 教育プログラムの目的及び 実現に向けた取組み
2-1. 実施体制	2. 実施体制	2. 学生支援システム
2-2. 教育内容・方法	3. 教育の実施	3. 教育内容
2-3. 学習・生活支援	4. 学生支援	4. 学習成果
2-4. 単位互換・成績評価	5. 質保証	5. 質保証システム
3. 学習成果	6. 学習成果	
4. 内部質保証システム		

(大学評価・学位授与機構、2014b)

1.4.3 日本の1次モニタリング実施方法と体制

日本における1次モニタリングでは、NIAD-UEの定める基準をもとに、採択プログラムがまずは自身の取組の現状を自己分析する。その分析内容を基に、モニタリング実施側が質を伴った国際的な教育プログラムを遂行する上で優れていると思われる取組や、課題解決のために工夫している取組を抽出する。各採択プログラムにおいて、質を伴った教育がどの程度構築できているかについて自己段階判定を行う。さらに、モニタリング実施側からの助言等、意見交換を求めたいことがらについて自己分析書に記述することで、採択プログラムとモニタリング実施側の意見交換を通して、プログラムの質の向上が目指される。

モニタリングの実施体制については、モニタリングの基準・方法の決定やモニタリングの結果の確定等を行う「モニタリング委員会」、パイロットプログラムの自己分析書の書面調査、訪問調査、モニタリング結果（案）の取りまとめを行う「専門部会」、ワークショップの実施、モニタリング委員会への内容報告を行う「学生部会」が設置されている。

モニタリング委員会は、高等教育に係る学識経験者・有識者やNIAD-UEの教職員など8名程で構成され、さらには採択プログラムの代表者（2名程度）も参画し、モニタリングの成果の普及・発信方策等を検討していく際に、教育現場の視点を議論に生かしていくという性格を有している。専門部会には、高等教育の質保証や国際的な教育プログラムの運営に知見を有する専門家や有識者が専門委員として参画し、採択プログラムから提出された自己分析書に対する書面調査、訪問調査、モニタリング結果の原案の取りまとめを行う。さらに、モニタリングへの学生参画も重要視されており、パイロットプログラムで学んだ学生達からなる「学生部会」において、キャンパス・アジアの発

展を目指して、ワークショップなどを開催したり、意見交換を行ったり、議論の結果を意見書としてモニタリング委員会へ提案する取組などがなされた。

1.5 「キャンパス・アジア」：優良事例の発信

前述の通り、「キャンパス・アジア」パイロットプログラムのモニタリングの目的のひとつとして、各採択プログラムが、優れていると考えられる取組や、国際的な教育プログラムに係る課題解決のために工夫した取組などの優良事例を抽出するというものがある。

大学評価・学位授与機構「キャンパス・アジア」モニタリング委員会は、「質保証からみた「キャンパス・アジア」：優良事例集—日本における一次モニタリングから得られた大学の優れた取組み」と題して、日本の1次モニタリング結果を踏まえ、優良事例集を作成した。この優良事例集は、「キャンパス・アジア」プログラムあるいは、それ以外の海外大学との連携・共同プログラムに取り組んでいる、または今後取り組みたい大学やプログラムが、事例を共有したり、参考とし得るものを意図しており、国際的な共同プログラムの今後の発展に資することを目的としている。

日本の1次モニタリングの結果、各基準において、表 2-1-4 に示されるように複数の優れた取組の例が抽出された。例えば、基準 2-2 の教育内容・方法に関しては、参加大学間で共同の意思決定機関である委員会の設置、参加大学間で共通性の高いプログラムの実施（共通科目やキャンパス・アジア用の科目等を設置）、移動キャンパス等、プログラムの設定における相互連携（要素 A）が図られている例や、各国や各大学の特徴を活かした内容（各国の歴史を当該国の教科書を用いて学ぶ授業など）専門職人材としての育成を強く意識した内容（国内外での実習・インターンシップの活用）等、特性や状況を意識したカリキュラムの設定（要素 B）が優れている事例等が示されている。他にも、学生の状況に即したプログラム研究活動を中心とするプログラムでの工夫や学習成果の証明における学生ニーズの把握（成績表における工夫、修了証の共同発行）等、学生の状況やニーズを重視した内容（要素 C）や、英語や現地語による授業の提供派遣・受入のための事前学習やフォローアップ等現地における語学・文化の学習等、効果的な学習と相互理解のための方策（要素 D）等が挙げられている。

表 2-1-4 「キャンパス・アジア」：各基準における優れた取組の例

基準	優れた取組の例
基準 1: 教育プログラムの目的	要素 A これまでの交流経験を基盤としたプログラム形成 要素 B 独自のプログラム目的・基本枠組みの設定 要素 C 求められる知識・スキル・能力の明示 要素 D 参加大学・学生との目的共有 D-1. 協定書・覚書による目的の共有 D-2. 参加大学間の定期的な会議による目的の共有 D-3. 参加大学間の共通教科書編纂を通じた目的共有 D-4. プログラム目的の学生との共有 要素 E 目的の全学的国際戦略との連動
基準 2-1: 実施体制	要素 A 実施体制を協定書・覚書等で策定 要素 B 参加大学間の会議の効果的な実施 B-1. 参加大学合同の運営会議を持ち回りで実施 B-2. 他の会議の開催に併せて運営会議を実施 要素 C 学内他部署との実施体制の連携 C-1. 全学の国際担当部署と連携しマンパワーを強化 C-2. 全学の留学生担当部署と連携し受入学生への支援を強化 C-3. 学内他部署との連携により講義を充実 要素 D 中国・韓国との密な交流が可能な実施体制 D-1. 国際対応能力の高い教職員の配置 D-2. 多様なツール活用による日常的な情報共有・連絡調整 D-3. プログラム情報を全参加大学が参照できるよう整理
基準 2-2: 教育内容・方法	要素 A プログラムの設定における相互連携 要素 B 特性や状況を意識したカリキュラムの設定 B-1. プログラム独自のカリキュラム B-2. 各国や各大学の特徴を生かした内容 B-3. 専門職人材としての育成像を強く意識した内容 B-4. シンポジウム等の開催 要素 C 学生の状況やニーズを重視した内容 C-1. 学生の状況に即したプログラム C-2. 研究活動を中心とする教育プログラムでの工夫 C-3. 学習成果の証明における学生のニーズの把握 要素 D 効果的な学習と相互理解のための方策 D-1. 英語や現地語による授業の提供 D-2. 派遣・受入のための事前学習やフォローアップ等 D-3. 現地における語学・文化の学習等 要素 E 参加学生募集 E-1. プログラム独自のコースやカリキュラムの設定 E-2. 学生の選抜方法 E-3. 多様な情報発信

基準 2-3: 学習・生活支援	要素 A 住居に関する支援（ハウジングサポート） A-1. シェアハウス A-2. 学生寮の整備、大学によるアパート等の借り上げ 要素 B 留学先の学習情報の収集と伝達 B-1. 参加大学間の学習情報の共有と履修指導 B-2. 共同シラバスの作成と共有 B-3. ウェブシステムを活用した学習情報の伝達 要素 C 受入学生に対する支援 C-1. 学習・生活に関する情報の大学間の事前共有 C-2. 受入学生への留学中の支援 要素 D 派遣学生に対する支援 D-1. 派遣前の学生に対する支援 D-2. 派遣中の学生に対する支援 D-3. 派遣後の学生に対するフォローアップ 要素 E リスク管理・就職支援 E-1. リスク管理 E-2. 就職支援 要素 F 学生相互の支援体制 F-1. チューター、ティーチング・アシスタント（TA）の配置 F-2. ピアラーニング、学生交流会、同窓会 F-3. 学生サークル、語学カフェ
基準 2-4: 単位互換・成績評価	要素 A 単位互換の換算の方法・上限管理 A-1. 参加大学間あるいは自大学における事前の調整による単位互換の基礎づくり A-2. 参加大学間で協議し、単位換算の算定方式を策定 A-3. 単位の上限管理 要素 B 研究活動の認定（研究活動の単位化） 要素 C 成績評価の方法の設定 C-1. 成績の評価方法について参加大学間で調整 C-2. 参加大学共通の成績評価確認システムを構築 C-3. 修了証の発行 要素 D ダブル・ディグリー授与の方針

1.6 2次モニタリング

日中韓のモニタリング実施機関（各国の質保証機関、NIAD-UE、HEEC、KCUE）では、第1次モニタリング結果の比較分析を踏まえて、共同モニタリングのための基準と方法について協議を行った。2次モニタリングの基準は表 2-1-5 に示すとおりである。

表 2-1-5 2 次モニタリング基準

基準 1： 教育プログラムの目的と実施
基準 1-1： 目的達成
基準 1-2： 組織と管理
基準 2： 教育プログラムの共同開発
基準 2-1： カリキュラム
基準 2-2： 教職員
基準 3： 学生支援
基準 3-1： 学生選抜
基準 3-2： 学習及び生活支援
基準 4： 学習成果（共同プログラムによる付加価値）
基準 4-1： 学生満足度
基準 4-2： 単位互換と学位授与
基準 5： 内部質保証
基準 5-1： 自己評価
基準 5-1： 継続的な質の改善

実施方法については、1 次モニタリングと同様に自己分析書の書面調査、訪問調査、モニタリング結果（案）の取りまとめを行う「共同モニタリング委員会」をおくが、2 次は共同で実施するため、「共同モニタリング委員会」は各国の質保証機関から 1 名ずつ、3 名の専門家で構成される。「共同モニタリング委員会」は訪問調査するコンソーシアムを選択、共同モニタリングの最終報告書を確定及び公開の機能をもつ。訪問調査は、すでにコンソーシアムから提出された自己分析書を書面調査し、作成した書面調査報告書をものに実施される。その後、モニタリング結果の報告書を作成し、委員会で最終決定を行う。

【参考文献】

- 大学評価・学位授与機構（2014a） 「『キャンパス・アジア』モニタリング委員会「質保証からみた「キャンパス・アジア」：優良事例集－日本における一次モニタリングから得られた大学の優れた取組み」（平成 26 年 11 月）、大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構（2014b） 「日中韓の連携による教育の質モニタリングー「キャンパス・アジア」の 1 次モニタリングー」 NIAD-UE シンポジウム「国際共同教育プログラムの質保証：日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」（平成 26 年 11 月 27 日）、大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構（2014c） 「日中韓質保証機関協議会の概要」、大学評価・学位授与機構
- http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/jckcouncil/no17_overview_jckcouncil_rev.pdf（平成 26 年 4 月）
- 大学評価・学位授与機構（2014d） 「モニタリングの趣旨と概要」大学評価・学位授与機構 http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/campusasia/concept.html#initiative
- 大学評価・学位授与機構（2013） 「『キャンパス・アジア』 モニタリングハンドブック 日本における 1 次モニタリングの基準と実施方法」、大学評価・学位授与機構
- http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/campusasia/monitoring_handbook_jpn.pdf（平成 25 年 3 月）
- 二宮皓（2010） 「キャンパス・アジア アジア高等教育圏を目指してーアジア版エラスムスカ「キャンパス・アジア」構想と大学間交流の推進」私学高等教育研究所
- https://www.shidaikyo.or.jp/newspaper/online/2420/3_3.html
- 秦絵里（2014） 「第 3 章：Campus Asia」 pp. 114-131. 大学評価・学位授与機構編著「大学評価文化の定着ー日本の大学は世界で通用するか？」ぎょうせい
- 林隆之（2012） 「『キャンパス・アジア』における 質保証の取組み ～大学評価・学位授与機構によるモニタリング～」 NIAD-UE 国際セミナー「質保証が支える東アジアの大学間交流」（平成 24 年 11 月 22 日）、大学評価・学位授与機構
- [http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_intlsmnr_prs8\(hayashi\).pdf](http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_intlsmnr_prs8(hayashi).pdf)
- 文部科学省（2010） 「第 1 回日中韓大学間交流・連携推進会議」により「CAMPUS Asia」スタート（概要）」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1292771.htm（平成 22 年 4 月 16 日）

＜参考資料 2-1-1＞日本の 1 次モニタリングにおける「優れた取組を抽出する視点の例」³

基準 1 教育プログラムの目的

海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 教育プログラムの目的（育成する人材像を含む）の設定

- ・ 目的に掲げる人材を育成する社会的・学術的な必要性（例えば、東アジア地域等におけるグローバル人材へのニーズ）が、参加大学やその他のステークホルダー間での検討・分析等から明確とされている。
- ・ プログラムの目的が、育成する人材像に求められる知識・スキル・態度等の学習成果を含めて明確に定められている。
- ・ 自大学や参加大学の強み・弱み等を国内外の他大学とのベンチマーク等から検討し、独自性を有するプログラムの目的等を設定している。
- ・ 海外大学との国際的な共同による教育が必要であることが明確な目的となっている。
- ・ 学位授与に至るプログラムの場合には、当該学位が学内で明確に位置づけられ、授与する学位の名称・水準に適合した目的となっている。
- ・ プログラム内で新たに共同学位プログラム等を開設した場合には、上記項目を踏まえて明確な目的設定がなされている。

b) 教育プログラムの目的の大学間での共有

- ・ 参加大学間で共同教育プログラムの目的が共有され、運営するための指針として機能している。
- ・ 教育プログラムの目的が、自大学の目的や国際化戦略の中に位置づけられ、関係者に共有されている。
- ・ 対象となる共同教育プログラムが、学位プログラムの一部分や複数の学位プログラムに横断して関与する共通プログラムである場合には、学位プログラムの目的との関係が明確にされている。

基準 2 - 1 実施体制

目的を達成するための体制が、参加大学等の中で適切に構築され、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

³ http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/campusasia/monitoring_handbook_jpn.pdf より転載

a) 組織体制

- ・ 参加大学間で運営体制や学生に対する責任、経費の配分等の基本的方針が協定等の文書等で明確化され、機能している。
- ・ 参加大学間で定期的な会合等を行い、プログラムの運営方法や課題等を検討する体制が構築され、機能している。
- ・ 研究指導を行う場合には、参加大学間で指導教員体制が適切に構築され、連携が機能している
- ・ 自大学において、教育プログラムの責任体制や学内の他部署（国際部署、評価部署、学生支援部署）等の関係や支援体制が明確になっている。

b) 教職員

- ・ 共同教育プログラムの目的や教育内容・水準に適合した教員が配置されている。特に、外国人教員の国際公募を含め、海外大学での教育経験や国内大学での英語による教育経験を有するような、国際的な対応能力が高い教職員が配置されている。
- ・ 教職員の国際的な対応能力の向上をはじめとして、教職員の能力開発・キャリア開発を支援するための取組み（FD、SD）が推進されている。
- ・ 学生の宗教・文化面の対応に関するガイドライン作成等の取組みが行われている。

基準 2－2 教育内容・方法

目的を達成するために適切な教育内容や教育方法が共同して検討され、実施されているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 教育内容・教育方法

- ・ 育成する人材像（例えば、東アジアにおけるグローバル人材のニーズ）に期待される知識・スキル・態度等の学習成果に適合した教育内容を形成しており、そのことを自ら体系的に分析している。
- ・ 学生が履修する教育内容について、参加大学の間でカリキュラム構成や科目の情報を共有するとともに、一つのプログラムとして統合的・体系的な構成となるように意図している。
- ・ 国際的な共同を行うことによる教育面での付加価値や国際競争力の向上が明確になっている。
- ・ 海外での企業や公的機関等によるインターンシップ等の、プログラム目的に即した効果的な教育方法がとられている。
- ・ 各国の言語や文化・社会の教育が効果的に行われている。
- ・ 英語での授業の実施等、外国人学生が履修しやすい教育方法の工夫が行われている。

- ・学生が移動することに適した教育方法（e-learning の活用や教員が出向いて行う共同指導等）がとられている。

b) 学生受け入れ

- ・学生選抜の方法（基準や選抜の体制）を教育プログラムの目的や教育内容を踏まえて、参加大学間で共同して設定し、運用している。
- ・参加希望者が適切な人数存在し、参加学生数の双方向性（交流のバランス）が実際に確保されている。
- ・実際に受け入れた学生の構成やその学力水準（語学力を含む）が、教育プログラムの目的や教育内容に適合したものとなっている。

基準 2－3 学習・生活支援

学生が適切に学べる環境を形成し、学習・生活面の支援を行っているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 学習支援

- ・シラバスが明確に作成され活用されるとともに、参加大学間でカリキュラム、科目履修順序、単位認定可能な科目等の情報の共有を行うことにより、学生に対して派遣前の履修指導を適切に実施している。
- ・アカデミックカレンダー（学事暦）の違いについて、プログラム用の特別なカレンダーの採用や集中講義の実施、補習の実施等により、学生の学習上の障害に対応している。
- ・現地での単位取得に支障が生じた学生がいた場合の対応方針を明確に定めている。
- ・自大学から派遣する学生に対して、事前の語学研修や補習等の追加指導の実施、派遣先での学習面での遠隔指導等の各種の学習支援を実施している。
- ・海外から受け入れる外国人学生に対して、履修指導、教育支援者・TA の配置、語学研修や補習等の追加指導、学内各種資料の翻訳や諸手続の支援等の各種の学習支援を実施している。
- ・移動する学生が図書館、IT 機器、研究施設・設備等を利用できるよう、学習環境を適切に構築している。

b) 生活支援

- ・参加学生に奨学金等の財政的支援や宿舍等の情報を事前に提供するとともに、ほとんどの参加学生にこれらの支援を提供できている。
- ・海外からの学生に対して、事前に生活支援の情報を適切に伝達するとともに、来日後のオリエンテーション、言語や生活面の支援やカウンセリング、災害時等のリスク管理、

卒業後の就職の支援等の各種の生活支援を行っている。

- ・自大学から派遣する学生に対して、事前に派遣先での生活支援の状況を適切に伝達するとともに、派遣先での遠隔でのカウンセリング等、災害時等のリスク管理、卒業後の現地で就職の支援等の各種の生活支援を行っている。
- ・参加している学生間での交流支援や、（既に該当する場合には）卒業・修了後の同窓会組織の形成を支援している。

基準 2－4 単位互換・成績評価

単位の取得や海外大学等との互換方法、成績評価の方法および海外大学等との互換方法が定められ、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 単位認定・互換

- ・海外大学で取得した単位について、その教育内容を踏まえて単位互換を行うシステムが構築されている。特に、単位制度の違いや相手大学での科目履修順序等を踏まえた上で、適切な単位互換の方法を検討し、機能させている。適切な場合には、既に国際的に実施されている枠組みを有効に活用している。
- ・各大学で単位互換の上限管理を行い、適切に運用している。

b) 成績評価・学位授与

- ・参加大学において成績評価方法について調整を行うとともに、各参加大学にて厳格な成績評価が行われ、単位の実質化が図られている。
- ・海外大学で取得した成績について、その成績評価基準を踏まえて成績の認定を行うシステムが構築されている。特に、プログラム内で参加大学間での成績評価基準や分布の統一化等の試みを適切に行い、機能させている。
- ・共同学位を授与するプログラムにおいては、学位審査において参加大学の教員を審査員に加えるなどの方法を、十分に協議して行っている。
- ・共同学位を授与するプログラムにおいては、学位記にプログラムの概要や得られる能力等に関する情報を記載した資料の様式を参加大学間で調整して添付している。共同学位を伴わない場合でも、同様の情報を学生が活用できるように工夫している。

基準 3 学習成果

教育プログラムの目的に即して学習成果を測定する方法を設定し、成果が適切にあがっているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 学習成果の測定と結果

- ・参加学生の単位取得の状況を把握することにより、学生の学習状況を分析している。
- ・プログラムとして期待される学習成果を踏まえ、学習成果を測定する方法を適切に設定し、継続的に測定している（例えば、学生の達成度や学習経験に関する調査、ルーブリック、学習ポートフォリオ、卒業論文・プロジェクト等のキャップストーリー、標準テストや共通テスト）。
- ・それによって把握された学習成果の状況が、プログラムとして期待される国際水準を踏まえた学習成果を達成している。
- ・国際的な共同を行うことによって実現される学習成果（付加価値）が得られている。

b) プログラム履修後の状況

- ・既に卒業・修了した学生がいる場合には、卒業・修了後の直後ならびに数年後の状況の把握が行われている。
- ・既に卒業・修了した学生がいる場合には、卒業・修了後の教育内容への満足度の調査や、卒業・修了者の雇用者に対する調査を行い、学習成果を検討している。
- ・短期留学（セメスター単位の交流プログラムやサマー・プログラム等）においては、留学終了後の調査（満足度調査やその後の学習状況の把握等）を行い、その結果を教育内容や指導方法の改善へ活用している。

基準4 内部質保証システム

内部質保証や改善のための体系的な取組みが、参加大学との連携のもとで行われ、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a) 内部質保証システムの体制

- ・学生からの定期的な意見聴取（学生へのアンケート、懇談、レビュー委員会への学生参画等）を実施している。
- ・履修状況や学習成果の測定結果等の情報を集積して分析することにより、プログラムのレビューが行われている。
- ・参加大学間の連携のもとで、定期的に外部者（助言委員会を含む）によるレビューが行われている。
- ・大学の自己点検・評価や認証評価において、当該プログラムの状況についても含めることで、大学全体としての質保証においても考慮されている。
- ・当該プログラムの教育内容や学生の学習成果・教育効果の情報を適切な形で公表・発信

することにより、社会で広く理解されるようになっている。

b) 改善実績・将来計画

- ・レビュー結果が参加大学間で共有され、改善へ活用されている。
- ・レビュー結果が学内の国際関係部署、教育・質保証・評価を担当する部署、学生支援部署等において検討されており、大学として必要な措置が実現されている。
- ・国際的な共同教育プログラムを行うことによって、自大学の国際化や他の教育への影響を及ぼすことが意図されており、実際に優れた影響が得られている。
- ・公的な資金助成が終了した後も、プログラムを継続する方策が検討されている。

<参考資料 2-1-2> 日本の1次モニタリングにおける「段階判定の尺度と説明」⁴

基準1 教育プログラムの目的

尺度	各段階の説明
課題が残っている	- プログラムの目的や育成する人材像が明確に定められていないか、海外大学等との共同プログラムや授与する学位水準に<u>適合していると言えない</u>。 - 目的が設定されていても、参加大学の教職員に<u>認識されていない</u>。
標準的	- プログラムの目的が育成する人材像を含めて定められており、<u>国際的な共同による教育が必要な目的となっている</u>。 - 参加大学間で目的について<u>共通認識</u>がある。対象となる共同教育プログラムが、学位プログラムの一部分や複数の学位プログラムに横断して関与する共通プログラムである場合には、学位プログラムの目的との関係が明確にされている。
進展している	- プログラムの目的や育成する人材像を、参加大学間での<u>調整のうえで作成している</u>。育成する人材像に期待される知識・スキル・態度等が明確にされている。 - 目的は参加大学の教職員及び学生に周知され、<u>共通見解</u>となっている。
優れて進展している	- 目的や育成する人材像等を、参加大学や大学外のステークホルダー等を含めた<u>共同による検討や分析等</u>により明確に定めており、その定期的な見直しが行われている。 - 目的は大学間での共同策定によって共有されており、教育内容の形成や実施のための指針として実際に機能している。

基準2-1 実施体制

尺度	各段階の説明
課題が残っている	- 参加大学間で運営体制や学生に対する責任、経費の配分等が明確になっていない。学内では特定の教員個人に依存した運営となっており、関係者の共通理解が得られていない。 - 国際的な教育を行うのに適切な能力を有する<u>教職員の数が不足している</u>。
標準的	- 参加大学間での責任体制等が協定等の<u>文書で明確</u>になっている。参加大学間で組織間の<u>調整が定期的</u>に行われている。学内で組織的にプログラムを運営する体制が機能しており、関係者の共通理解が得られている。 - 国際的な教育を行うのに適切な能力を有する教職員が<u>必要数確保</u>されている。

⁴ http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/campusasia/monitoring_handbook_jpn.pdf より転載

進展している	・ 参加大学間で組織間の調整が定期的に行われており、<u>課題の共有や分担がなされている</u>。学内の関連部署からの支援が行われている。 ・ 国際的な教育を行うのに適切な能力を有する教職員が多数おり、教職員の国際対応能力の育成が進められている。
優れて進展している	・ 参加大学間で電子会議等を含めて<u>会合が日常的に開催</u>されており、教育内容等の見直し・改善を一体的に進める 構造が実際に機能している。学内の国際化戦略の中に位置づけられ、関連部署との有機的 な連携のもとで実施されている。 ・ 国際的に質の高い教職員が<u>積極的に関与</u>しうるインセンティブ構造や支援体制が形成されており、教職員の更なる国際対応能力の育成が進められている。

基準 2－2 教育内容・方法

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ 各大学内にて開講されているカリキュラム構成や科目の情報が参加大学間で相互に把握されていない。教育内容と期待される学習成果との関係が明確でない。 ・ 学生募集の方法が<u>明確でない</u>。計画した<u>学生数が確保されておらず、参加大学間で偏りがある</u>。
標準的	・ 参加大学間でカリキュラムや科目の<u>情報を常に把握し</u>、学生が履修する内容の調整を行っている。教育内容が期待される学習成果に即して構築されている。国際的な共同教育に適切な教育方法がとられている。 ・ 計画した<u>学生数が確保</u>されており、プログラムの教育内容を学ぶのに適切な学力水準(語学力を含む)が確保されている。
進展している	・ 参加大学間でカリキュラムを<u>共同して検討し</u>、教育プログラムの目的を実現するために適切な教育内容となっている。<u>国際的な共同</u>を伴うことで実現しうる教育が行われている。国際的な共同教育に有効な教育方法が工夫されている。教育内容・方法と学習成果との関係が明確に分析されている。 ・ 計画した学生数が確保されており、参加学生の<u>選抜方針を調整</u>して各大学で実施している。
優れて進展している	・ 参加大学が強みを有する内容を連携させるなどして体系的な教育内容を構築しており、国際的な共同教育によって、<u>国際的にも優れて特徴的なものとなっている</u>。教育内容・方法と期待される学習成果との関係の分析を行い、<u>定期的に見直している</u> ・ 志願者が量・質ともに高く、学生の選抜を参加大学間で共同して決定した方針・方法によって行っている。

基準 2－3 学習・生活支援

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ 移動する学生への事前の履修指導が<u>十分に行われていない</u>。参加大学間で補習等の学習支援体制が実施されていないか、実施内容の把握や調整がなされていない。 ・ 奨学金や宿舍等の住居支援が<u>十分ではなく</u>、学生の生活面での負担が大きい。学生の生活支援を行う責任体制が<u>明確でなく</u>、派遣学生や受け入れ学生の相談やリスク管理がなされていない。
標準的	・ 参加大学間で履修に必要な情報を<u>事前に共有し、履修指導</u>を行っている。移動する学生への<u>研修・補習（語学含む）が一部実施</u>されている。図書やIT、実験施設等の学習環境が<u>適切に提供</u>されている。 ・ 奨学金や宿舍等の住居支援が<u>多くの学生に提供</u>されている。学生の生活支援について参加大学との連携や分担が行われ、学生からの要請に基づいて相談を行っている。
進展している	・ 参加大学間で履修に必要な情報を事前に共有し、履修指導を適切に行っている。移動する学生への<u>研修・補習や TA等の支援が参加大学で連携して実施</u>されている。各種施設・設備などの<u>学習環境（正課外学習を含む）が適切に提供</u>されている。 ・ 奨学金や宿舍等の住居支援が<u>ほとんどの学生に提供</u>されている。各種の生活支援（カウンセリング含む）が参加大学で連携して提供され、その情報が体系的に提供されている。就職面の支援等を行っている。
優れて進展している	・ 参加大学間で履修に必要な情報を事前に共有し、履修指導を適切に行っているとともに、学事暦や科目開設期間の調整等の、移動する学生の不利益を緩和する措置がなされている。移動する学生への研修・補習やTA等の支援が参加大学の協力のもとで<u>全ての大学で充実して行われ、積極的に学生が利用</u>している。遠隔でのカウンセリングを含む学習相談がなされている。最新の施設・設備等の優良な学習環境（正課外学習を含む）が提供され、利用されている。 ・ 奨学金や住居支援が<u>全ての学生に提供</u>されている。各種の生活支援が参加大学協力のもとで全ての大学で充実して提供されており、教職員がそれを把握して<u>学生に助言</u>できている。学生が実際に活用し、その内容を体系的に集積することで生活支援の組織的改善へ活かしている。就職面での支援が<u>十分な連携・協力のもとで行われている</u>。学生や卒業生の間の交流が支援されている。

基準 2 - 4 単位互換・成績評価

尺度	各段階の説明
課題が残っている	- 参加大学間での<u>単位制度が把握されていない</u>。各国の法律で定められた上限を超えた単位互換が行われている。 - 参加大学間での<u>成績評価方法が把握されず</u>、各大学で独自に成績評価が行われている。学位審査も各大学にて独自に行われ、追認するのみである。
標準的	- 参加大学における単位制度を把握するとともに、<u>教育内容を踏まえて単位互換を行うシステムが構築されている</u>。 - 海外の参加大学における<u>成績評価方法を把握</u>しており、それを踏まえた成績の互換を行うシステムが構築されている。
進展している	<u>単位の実質化に向けた各種取組み</u>が各参加大学にて行われており、<u>教育内容やその水準を踏まえた上で単位互換を行うシステムが構築されている</u>。 <u>成績評価の厳格化</u>に向けた取組みが各参加大学にて行われており、<u>成績評価方法を踏まえた成績の互換を行うシステムが構築されている</u>。
優れて進展している	- 単位の実質化が各参加大学にて実現されており、教育内容やその水準を踏まえたうえで単位互換を行うシステムを構築している。適切な場合には国際的な単位換算の方法を用いるなどして、<u>単位互換方法を体系的に定めている</u>。定期的に、単位互換方法の<u>適切性の確認と見直し</u>を行っている。 - 各大学にて成績評価の基準が明確にされ、教員の間で<u>成績評価の基準が合意</u>されている。その上で成績の互換を行うシステムを構築している。適切な場合には、統一した成績評価基準を用いるなどして<u>体系的な方法をとっている</u>。定期的に、成績評価と互換の方法の<u>適切性の確認と見直し</u>を行っている。

基準 3 学習成果

尺度	各段階の説明
課題が残っている	- プログラム全体としてどのような方法によって学生の学習成果を測定するのかが<u>定まっていない</u>、あるいは測定のための情報収集方法や判断基準が整備されておらず機能していない。 - 学生のプログラム卒業・修了後の状況を把握していない。
標準的	- 学生の履修・単位取得状況を分析している。学習成果の<u>測定方法が定まり</u>、必要な情報が集められている。授与する学位に対して<u>適切な学習成果が得られている</u>。 - 学生のプログラム卒業・修了直後の状況について把握している。

進展している	・ 学習成果の測定方法について教職員や学生へ詳細に説明がなされ、必要な情報が集められている。参加大学間で<u>同様の判断基準で学習成果が判断</u>されている。<u>プログラムの目的に対して適切な学習成果</u>が得られている。学生の履修・単位取得状況と学習成果との関係を分析し、教育内容や指導方法の改善へ活用している。 ・ 学生のプログラム卒業・修了後の状況を<u>定期的に把握</u>し、その結果を共有している。
優れて進展している	・ 学習成果の測定方法が妥当に設定され、参加大学の教員・学生に共有されているとともに、<u>定期的な見直し</u>もされている。可能な場合には他とのベンチマークを行い、学習成果が<u>国際的にも高い水準にある</u>ことが示されている。国際的な共同による教育による付加価値が示されている。 ・ 既に卒業・修了した学生がいる場合には、その後の状況や学習成果への調査が行われ、<u>学習成果が高く認識</u>されているとともに、更なる教育改善への取り組みが行われている。

基準4 内部質保証システム

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ 教育プログラムのレビューが行われておらず、学生の意見や学生が身につけた学習成果が不明である。 ・ プログラムのレビューが行われていても、その結果が参加大学においてほとんど使われていない。
標準的	・ 学生の意見聴取(授業アンケート含む)や学習成果の把握等を踏まえて、教育プログラムの内部レビューが行われている。プログラムの情報が適切に公表されている。 ・ プログラムのレビュー結果は、参加大学間や自大学の関連部署に伝えられ、その都度の対応がなされている。
進展している	・ 学生との詳細な意見交換や学習成果の測定結果に対する分析を行うとともに、参加大学間でレビューを連携して実施することにより 課題を共有している。外部者によるレビューが行われ、分析に基づいた提言を受け、改善に活用している。 ・ レビュー結果を踏まえて、参加大学で連携してプログラムの改善計画を作成している。学内の必要な部署に提供され、フィードバック を得ている。プログラム実施の効果がプログラム参加学生以外にも 一部得られている。プログラムの継続計画が検討されている。

優れて進展 している	・ 学生との詳細な意見交換や学習成果の測定結果、他大学とのベンチマーク等の各種分析を参加大学で共同して行い、学習成果と学生の経験との関係が分析され、課題が明確化・共有されている。学生の レビュー委員会への参加や、国際的な教育に関する専門性を有する 国内外の外部者によるレビュー等、効果的なレビュー方法を実施 し、提言を得ている。 ・ レビュー結果を参加大学間でプログラム改善に活用する方法が体系的に整備されて、実際に課題解決が行われている。学内の必要部 署と連携するなどして、大学としての対応がなされている。プログラ参加学生以外を含めて大学全体に国際化の効果・影響が得られている。プログラムの継続の体制が確実に なっており、定期的見直しが計画されている。
-----------------------	--

第2節 ASEANにおける取組み

2.1 「iAward」プロジェクト⁵

2.1.1 概要及び実施目的

「iAward」は、東南アジア地域における学生流動の効果を高めるための支援方策として、AIMS プログラムの前身である「M-I-T 学生交流プログラム」(2010 年に、マレーシア (M)、インドネシア (I)、タイ (T) の三国政府のイニチアチブにより開始) の時代に発足し、2011 年と 2012 年に実施したプロジェクトである。

東南アジア教育大臣機構 (Southeast Asian Ministers of Education Organisation : SEAMEO) の下部組織である高等教育開発センター (Regional Centre for Higher Education and Development : RIHED) が運営主体となっており、「iAward アセスメント委員会 (以下、委員会)」を組織し、評価 (アセスメント) を実施する。

「iAward」の目的は、国際連携オフィス (IRO: International Relations Office) が国際的な学生及び教職員の流動性において重要な担い手であるという認識から、1) 交流事業に参画する大学に対して国際連携オフィスの設置を促し、2) 当該オフィスの実効性や成果を評価することで大学の国際化の取組みを推進することである。

2.1.2 実施体制

アセスメントの基準をもとに、各国でそれぞれ自己評価書 (Self-Assessment Report) のアセスメントを行い、優秀事例の候補大学として 3 大学程度が委員会に推薦される。その後、訪問調査等を経て、最終的に各国につき 1 大学 (計 3 大学) が優秀事例として選出・表彰される。

委員会は 5 名の評価者として構成されており、M-I-T プログラム参加国の政策担当者・有識者から 1 名 (計 3 名)、三国以外の外部有識者から 2 名が選出される。

2.1.3 アセスメントの基準 (Criteria)

アセスメント基準は、学生モビリティについて評価するために設計されており、IRO の役割は大学のミッションとゴール及びプログラムの継続性を考慮しているのかを重視している。基準は 4 カテゴリー 13 基準の構成 (表 2-2-1) となっている。

インプット、アウトプット、アウトカムズの 3 つの様相からの評価となっており、カテゴリ 1 の System Assessment ではプログラムの促進のための計画、管理及びフォローアップに関する事項を、カテゴリ 2 の Hardware Assessment ではプログラム促進のために施設・設備はどの程度整備されているのかに関する事項を、カテゴリ 3 の Software Assessment では学生の移動における支援、国際的な評判強化及び海外大学とのさらなる

⁵ 本節の内容は SEAMEO-RIHED サイトと大学評価・学位授与機構と SEAMEO-RIHED 間で実施した Workshop で発表された資料をともに総合的に取りまとめたものである。

協力を促進するための戦略に関する事項を、カテゴリ 4 の Human-ware Assessment では、プログラムの継続に向けての IROs のスタッフマネジメントとプログラム修了・卒業者への管理及びプログラム成果・経験、付加価値等アウトカムズに関する事項を含んでいる。

表 2-2-1 「iAward」の評価基準

カテゴリ 1：システム評価
基準 1： 国際化政策と戦略の明確化と実施
基準 2： アセスメントとフォローアップ体制
基準 3： 問題解決プロセス
基準 4： 企画と実施を通じて学んだことや優良事例の適用
カテゴリ 2：ハードウェア評価
基準 5： 設備・インフラの最大活用
カテゴリ 3：ソフトウェア評価
基準 6： 学生の全体的な流動サイクルにおけるサービス・促進のプロセス
基準 7： プログラムを通じた国際的な評判の強化
基準 8： 海外の高等教育機関とのコラボレーション促進及びネットワーキング
カテゴリ 4：ヒューマンウェア評価
基準 9： プログラム促進のための IROs スタッフマネジメント
その他
基準 10： プログラム修了・卒業者のトラッキングシステムに対する計画と開発
基準 11： 多文化的スキル涵養のための活動
基準 12： プログラムからの知識・経験の自大学における共有
基準 13： プログラムの付加価値としての革新／過程／運営

2.2 AIMS プログラムレビュー

2.2.1 AIMS プログラム

AIMS(ASEAN Internatiol Mobility for Student) プログラムは、2010 年開始した「M-I-T 学生交流プログラム」の継続プログラムであり、2012 年ベトナムが加わり、名称を AIMS に変更したのである。2015 年現在、ASEAN10 カ国のうち、シンガポールを除き、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ブルネイ、フィリピン、ラオス、ミャンマー、カンボジアが参加しており、日本は 2013 年から参加している。学部学生を対処に、Hositality and Tourism, Agriculture, Language and Culture, International Business, Food Science and Technology, Engineering, Economics の 7 つ分野において交流している。また、2016 年からは、韓国と中国が新たに参加国に加わることになっている。

2.2.2 AIMS プログラムレビュー概要及び実施目的

2014 年までは年 2 回に AIMS プログラムのメンバー国の持ち回りでレビューミーティングを実施しており、第 9 回レビューミーティングは、日本が開催国となり、2015 年 10 月 22 日に開催した。

レビューミーティングでは、1) 各国のプログラムの進捗に確認を行い、2) 新たな展開として、支援の仕組み及びベスト・プラクティスを共有し、3) 分科会及び国際連携オフィス (IRO) フォーカスグループによるディスカッション、各国省庁出席者によるフォーカスグループ・ディスカッションを行っている。

第 3 節 得られた知見

本章で取り上げたアジア地域における大学の連携・共同による教育プログラムの取組は、日中韓による「キャンパス・アジアモニタリング」と ASEAN 諸国を中心に展開している「iAward」及び「AIMS プログラムレビュー」とは、北東アジア地域、東南アジア地域における学生交流、学生移動、共同プログラムに関する代表的な取組である。これらの取組に関する以上の分析から以下のような知見を得た。

1. 東北アジア地域における質保証に関する概念的整合性

キャンパス・アジアモニタリングでは、10 件のパイロットプログラムに対して日中韓の質保証機関が連携して、5 年間 2 度に欠けて国際的な教育プログラムの質保証を試行した。1 次モニタリングは三ヶ国の質保証機関がそれぞれ策定した基準や方法にもとづいて実施した。各国の基準を比較してみると、やや異なる点はあるものの、多くは共通しており、構成は PDCA モデルに基づいていることが分かる。

ただし、各国で重要視する視点については、中国では、国際共同教育から得られる「付加価値」、韓国では、「学生支援」を、日本では「単位互換・成績評価」を重視したという。モニタリングの結果、優良事例が抽出され、互いに共有した。日本では、質の保証を伴った国際的な共同教育プログラムづくりに参照となることを期待し、優良事例集として発刊し、広く情報発信を図っている。

2 次モニタリングでは 1 次モニタリング結果を比較分析し、それに踏まえて共通の基準を策定し、共同モニタリングを実施しているが、その際、2 次モニタリングのための基準は 1 次モニタリングで各国が重要視した視点をもとにしつつ、3 カ国が合意することが可能な基準を設定できている。これらのことから、新たに教育プログラムにおけるカリキュラムの共

同開発を重視している構成になっていることを含めて、共同プログラムの質保証に関する共通理解が形成されつつあることと判断できる。

2. 東南アジア地域における学生交流プログラムに関する継続性の観点からの質保証への関心

一方、「iAward」では、国際連携オフィス（IRO: International Relations Office）の実効性や成果を評価することで大学の国際化を支援することを目的としている取組である。「iAward」における評価基準は、インプット、アウトプット、アウトカムズの3つの様相からなり、4カテゴリ13基準と構成されている。この取組は、国際的な共同教育プログラムそのものに対する質保証ではない。

しかし、IROがいかに学生交流プログラムを継続的なものとして運営できるように支援しているかを重視していることから、本調査に示唆するところがある。特に、プログラムの継続に向けてのIROのスタッフマネジメントとプログラム修了・卒業者への管理に関する事項を含んでいることは注目に値する。また、プログラム成果・経験、付加価値などアウトカムズに関する基準をもう受けており、学生交流プログラムを持続可能なものにするために、新しく開発されたイノベーション、プロセス、マネジメントシステムについて評価していることは特記すべきことである。

3. 東アジア全体としての取組の不均質性

以上のことから、現在の段階では、学生交流の規模、共同教育プログラム構築に経験に関して、北東アジアと東南アジアとを一樣な基準で評価するする共通性を想定することは困難であることがわかる。また、第1章でも述べたように、学生の移動に関しては、東南アジアから北東アジアへの方角の移動が卓説している。したがって、現段階でこれらの異なる2つの地域を横断する共同教育プログラムの質保証を実質的に実現するためには、たんに基準を設定して外部的に評価するような手法では十分ではなく、個々の事情に応じた対応によって質の維持、改善を導くような手法が望ましい。

【参考 URL】

大学評価・学位授与機構

http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_aseanforum_abubakar_jpn.pdf

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/aims/no17_aims_oview.pdf

SEAMEO-RIHED

<http://www.rihed.seameo.org/programmes/iaward/>

http://74.220.213.127/rihed/wp-content/uploads/iaward/MIT_iAward_Manual.pdf

Samples of questions of assessment

Assessment questions shall be made with reference to the thirteen criteria of iAward assessment. Below are some samples of questions.

Category 1: System assessment

Question 1:

What is the structure of formulation and implementation of internationalisation policies and strategies, especially on promoting the M-I-T Student Mobility Programme?

Question 2:

What is the institutional assessment and follow-up system on student exchange management functioned by the IRO/HEI?

Question 3:

What is the problem-solving process after some difficulties or concerns found during the assessment process?

Question 4:

How does the IRO/HEI apply lesson learnt and good practices gained throughout the M-I-T implementation process to any other policy planning, especially on promoting student mobility?

Category 2: Hardware assessment

Question 5:

How does the IRO/HEI maximise the established facilities and infrastructure in promoting the M-I-T Student Mobility Programme?

(Facilities and infrastructure may include, but are not limited to, international house, IT equipment and software, religious facility, international cafeteria, sport facility, international health centre, library with online information and books in various languages, etc.)

Category 3: Software assessment

Question 6:

What is the facilitating process for the overall M-I-T student mobility cycle of pre-

⁶ http://74.220.213.127/rihed/wp-content/uploads/iaward/MIT_iAward_Manual.pdfによる。

arrival, upon arrival, and returning home?

(IROs' student services are such as provision of information in English, visa guidance, medical insurance, airport reception, arrival orientation, counselling service, returning home information and assistance, information on international opportunities, etc.)

Question 7:

How does the IRO/HEI promote university's international reputation through the participation and implementation of M-I-T Student Mobility Programme or through their inbound and outbound M-I-T students?

Question 8:

What is an institutional strategy of IRO/HEI to further network or promote international partnership/collaboration with foreign HEIs, especially ones who participating in the M-I-T Student Mobility Programme?

Category 4: Humanware assessment

Question 9:

What is the staff management strategy to promote excellence of IROs service toward the sustainability of M-I-T Student Mobility Programme?

Others

Question 10:

What is the strategy to attract more international students to join the M-I-T Student Mobility Programme such as a development of an alumni tracking system to share alumni experience with prospective students?

Question 11:

Is there any additional activity to build up multi-cultural skills of international students under the M-I-T Student Mobility Programme such as a language buddy system?

Question 12:

How does the IRO/HEI share lessons learnt or experience from the implementation of M-I-T Student Mobility Programme within university?

Question 13:

What is a newly developed innovation/process/management system applied to facilitate and sustain the student exchange under the M-I-T Student Mobility Programme?

第3章 欧州における取組の事例

第1節 欧州高等教育圏

「欧州高等教育圏（European Higher Education Area : EHEA）」とは、1999年に欧州29か国の教育担当大臣が署名した「ボローニャ宣言」において提唱された構想である。同宣言では、2010年までに個々の国の枠を超えた欧州高等教育圏を創設し、圏内の学生が幅広い分野から質の高い教育課程を選択できるようになるとともに、学位が国境を越えて円滑に評価されるようになることを目指していた。この壮大な構想は、当初想定していた2010年まで実現されなかったものの、現在も参加国を拡大しながら様々な取組が展開されており、実現に向けた議論は継続されている。

本節では、欧州高等教育圏の創設の背景にある要因と、創設へと前進させた宣言及び各種行動指針を具体化した共同声明を概観したうえで、欧州高等教育圏の現状と今後の進展について述べる。

①欧州連合（EU）の設立

欧州高等教育圏の創設には、欧州連合（EU）の設立が大きく影響している。設立の背景には、ヨーロッパ大陸で互いに国境を接する国々が、絶えず戦争を繰り返してきた歴史がある。特に、第1次世界大戦(1914～1918年)では、ヨーロッパが主戦場となったことから、各国の被害は甚大なもので、不戦と平和に向けた取組の模索が始まり、そのひとつの形態として、欧州統合が模索された。それまで戦争の資源と考えられていた石炭と鉄鋼で、平和の基礎を築くという逆転の発想で、経済の安定を図ることによって、政治的な不安定要素を取り除こうとしたのである。

そして1950年に、フランス外相のロベール・シューマンがパリで読み上げた声明（シューマン宣言）によって、大きく進展することとなる。このシューマンの声明に基づいて、1951年にフランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクと西ドイツの6か国は「欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）」を設立するパリ条約に署名した。翌1952年、ヨーロッパはECSCの創設をもって統合への歩みを踏み出し、1958年には経済統合を進める「欧州経済共同体」（EEC）、原子力エネルギー分野での共同管理を進める「欧州原子力共同体」（EURATOM）を発足させた。そして1967年には、これら3つの共同体の運営機関が統合され、「欧州共同体」（EC）として再スタートした。

その後、激動する国際情勢（ヨーロッパ諸国の海外植民地の独立、ブラックマンデー、ベルリンの壁崩壊）等の影響により、ヨーロッパにおける経済の安定化及び安全保障問題が課題として浮上してきた。このことにより、ECはよりヨーロッパ内での結束を固めていく道を進んでいった。そして1991年、ECは欧州連合条約(マーストリヒト条約)の合意(発効1993年)により、新たな統合体として「欧州連合」（EU）を誕生させた。

以降、旧共産主義圏の中東欧諸国をもメンバーに取り込みながら、さらに拡大と深化を続けた。また、1999年には単一通貨「ユーロ」を導入し、2004年には欧州憲法条約を制定、2009年にはリスボン条約を発効して独自のガバナンス体制も構築している。そして、現在（2012年）のEUは、27の加盟国で構成され、総人口5億人強、日本の約4倍、米国の1.2倍にのぼるGDP（約17兆ドル）を誇る巨大地域へと発展している。

②欧州高等教育圏創設への流れ

上述の経済面、社会面での統合の拡大、深化は高等教育面での統合も念頭においた大きな動きへと発展していった。その原動力となったのは、1998年にフランス、イタリア、英国、ドイツの4か国の教育大臣が署名した「ソルボンヌ宣言」である。同年5月24日～25日、パリ大学創立800年を祝う記念式典が「ヨーロッパの調和」を目指すテーマで開かれ、フランス、イタリア、英国、ドイツの教育担当大臣が出席し、パネルディスカッションなどを行った。それに続き5月28日にパリ大学において、フランス、イタリア、ドイツ、英国の教育担当大臣が「ソルボンヌ宣言」に署名した。

ソルボンヌ宣言では、以下の2点が提案された。

1. 欧州市民の流動性（mobility）と就職の可能性（employability）を高めること
2. ヨーロッパ大陸全土の発展を促すために、大学発祥の地としての知識のヨーロッパ（Europe of knowledge）を前面に出し、高等教育における欧州圏を構築すること

当時、様々な局面で国際化が浸透していく中、教育の場でも人の動きが国際的になっていく一方で、英国を除きヨーロッパ各国は、まだ他の国、特にアジアやオーストラリアからの留学生が少なく、教育の世界市場において相応の位置を占めていない現状があった。したがって、世界における教育面での地位を確立しなければならないという意識が、ヨーロッパの高等教育の統合を図る動きの背景にあった。

このソルボンヌ宣言から一年後の1999年6月19日、イタリアのボローニャで、欧州29か国の高等教育担当大臣が「ボローニャ宣言」に調印した。なお、ソルボンヌ宣言は上述のとおり4か国の教育大臣による署名、また当時の欧州連合加盟国は15か国であったが、このボローニャ宣言にはいずれにも該当しない欧州諸国が参画し、まさに超国家的取組として進められた。

ボローニャ宣言では、先述のとおり2010年までの欧州高等教育圏の創設に向け、各国の大臣が主に以下の6つの課題の達成に向けて努力することを署名した。

<ボローニャ宣言の要旨>

- ①理解しやすく比較可能な学位制度を採用すること。また、ディプロマ・サプリメント（学位・資格の学習内容を示した様式）⁷を導入すること。
- ②学士課程と大学院課程の２段階の学習構造をすべての国に導入すること。学士は修業年限３年以上の課程を前提とし、欧州の労働市場で適切なレベルの資格とし、大学院課程の学位は、欧州で共通して修士号・博士号とすること。
- ③学生・教職員の自由な移動を阻む障害を取り除き、流動化（モビリティ）を促進させること。
- ④欧州レベルの単位互換制度⁸を確立させること。
- ⑤質保証における比較可能な基準と方法を開発し、欧州レベルの協力を進めること。
- ⑥高等教育（カリキュラム開発、機関間協力、学生・教職員流動化促進のための方策、学習、教育訓練、研究の統合プログラム）における欧州一体化を促進させること。

⁷ ディプロマ・サプリメントとは、学生が取得した学位・資格の内容について示した欧州地域における統一的な様式による説明書を指す。高等教育機関における課程等の教育プログラムの修了者に対し、ディプロマ等の高等教育修了証明書に添付して発行することとされている。様式は欧州委員会、欧州評議会及び UNESCO が共同策定したものであり、各国の高等教育機関はこの雛型に沿って作成・発行することになっている。

欧州高等教育圏の構築を推進するボローニャ・プロセスのもと、欧州で国境を越えた教育の提供と学生の流動が活発化し、国外で取得した学位・資格の認定が課題となる中、共通様式のディプロマ・サプリメントは、資格に関する公的かつ透明性ある説明文書としての役割を持つとされる。ディプロマ・サプリメントには、学位・資格の取得者に関する情報、学位・資格の基本情報、学位・資格のレベルに関する情報、プログラム内容と学習成果に関する情報、学位・資格の機能に関する情報、その他の追加情報、ディプロマ・サプリメントの発行に関する情報、当該国の高等教育制度の概要が盛り込まれている。詳細な項目及び様式は、

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryou/04010804/007.htm を参照のこと。

⁸ 欧州レベルの単位互換制度（European Credit Transfer and Accumulation System：ECTS）とは、教育プログラムの達成のために求められる学習量に基づく単位システムである。欧州内での留学時における学習の認定を保証するための共通の手続きとして、ボローニャ宣言に基づき欧州委員会のイニシアチブにより整備された。学習量に応じた単位の蓄積と読み替えを通じて、欧州での国境を越えた学生流動を促進させるとともに、複数の機関による国際的な共同教育プログラムを推進するものである。

原則として、１年間（１学年歴）の学習をおおむね 60ECTS 単位（1,500 から 1,800 時間程度）の学習量とし、1ECTS 単位は、25～30 時間のフルタイム学生の学習量（面接指導、課題読書、自習、試験のプレゼンテーション等を含む）に換算することとしている。本単位互換制度では、各大学は課程における各講義概要に想定される学習成果を記述し、学習成果ごとに学習量を示す単位数を表示することとしている。

本宣言から始まった欧州における高等教育システムの改革に関する一連の流れは「ボローニャ・プロセス」と称されている。また、2010年までに本宣言で提唱されたプロセスを達成するため、2001年から2年ごとに大臣会合が開催されている。そこでは、改革内容の進捗プロセスの把握や活動方針の追加が行われ、以下で詳述する共同声明（コミュニケ）が発表された。

また、2009年からは大臣会合と合わせて、ボローニャ参加国と日本を含むその他の国との高等教育における国際連携に関する議論とパートナーシップ構築の場となることを目指した、ボローニャ政策フォーラム（Bologna Policy Forum）も開催されるなどしている。

③ 欧州高等教育圏の確立に向けた取組み

欧州高等教育圏の確立に向けた取組みとして、上述のように、2年ごとに各国の大臣が参加する会合が開催されている。そこでは、改革内容の進捗プロセスの把握や活動方針の追加等が行われ、会議ごとに以下の共同声明（コミュニケ）を発表している⁹。

開催年	名称	参加国
2001	プラハ・コミュニケ	33 か国
2003	ベルリン・コミュニケ	40 か国
2005	ベルゲン・コミュニケ	45 か国
2007	ロンドン・コミュニケ	46 か国
2009	ルーヴァン・コミュニケ	46 か国

各共同声明の概要を以下に示す。

・プラハ・コミュニケ

2001年、プラハに欧州の高等教育大臣が集まり、1999年のボローニャ宣言以降の進捗を確認し、次の会合までの2年間の方針や優先事項について協議を行い、採択された内容がプラハ・コミュニケとして発表された。本会合において、キプロス、クロアチア、トルコ、リヒテンシュタインの4か国が新たにボローニャ・プロセスに署名し、参加国は33に拡大した。

プラハ・コミュニケでは、前述のボローニャ宣言の6つの取組を補強するため、以下の項目が新規に追加された。

⁹ 各声明の概要については、大学評価・学位授与機構のホームページに掲載している情報を活用している。各声明の原文及びその他詳細情報については、以下のURLを参照のこと。

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/block2/1191501_1952.html#PRCM

- ①欧州の経済的競争力を高めるために、生涯学習（lifelong learning）を高等教育の重要な要素に位置づける。
- ②高等教育機関と学生をボローニャ・プロセスに積極的に参加させる。学生については、ボローニャ・プロセスの意思決定や大学での教育内容にも積極的に参加させる。EUA（欧州大学協会）、EURASHE（欧州高等教育機関協会）、ESIB（欧州全国大学連盟）¹⁰、Council of Europe（欧州評議会）の4組織は、ボローニャ・フォローアップ・グループ¹¹の諮問メンバーとして参加する。
- ③欧州市内外の学生に、欧州高等教育圏の魅力をアピールしていく。
- ④ボローニャ・プロセスが社会に与える影響に注目していく。

なお、質保証については、質保証ネットワーク間の相互協力と、教育の質の確保と学位・資格の通用性促進に質保証が果たす意義が謳われ、質保証に関する欧州共通の参照枠組みの構築と優良事例の共有にむけて、高等教育機関、各国質保証機関、ENQA（欧州高等教育質保証協会）等が協力していくことが提言された。

・ベルリン・コミュニケ

2003年に欧州の高等教育担当大臣（高等教育担当大臣相当含む）がベルリンに集まり、ボローニャ宣言を再確認したうえで、2005年までに各国が導入にむけて努力し、質保証システムの構築を含む事項が新たに提案された。また、ボローニャ・プロセスに旧ユーゴスラヴィア諸国の7か国が署名し、参加国は40に拡大した。

<ベルリン・コミュニケの概要>

◇ 質保証システムの確立

質保証の共通基準・方法論構築の必要性、機関自身による内部質保証の重要性（各機関が持つ自治・自律の原則に基づき、質保証に関する最終的な責任は機関自身にあること）を強調。各国の質保証システムは、2005年までに以下の実施にむけて努力する。

- ・質保証に関わる団体及び機関の役割を明確にすること
- ・プログラムまたは機関別評価（内部評価及び第三者評価、評価への学生の関与、結果の公表）を実施すること
- ・ア krediyatshon（accreditation）、認証（certification）等の質保証システムを構築すること
- ・質保証における国際連携協力、ネットワーク作りを進めること

¹⁰ ESIB は、現在の European Students Union: ESU（欧州学生ユニオン）の前身。

¹¹ ボローニャ・フォローアップ・グループは、ボローニャ・プロセス参加国の代表及び欧州委員会から構成される。EU 議長がチェアを務め、ボローニャ・プロセスにおける質保証、学位・資格の認証、単位互換、ジョイント・ディグリーの認証基準の策定、流動性（モビリティ）、ボローニャ・プロセスの拡大、生涯学習、学生参加等のテーマに関するセミナーの企画・立案を主な任務とする。

欧州レベルの質保証については、ENQA（欧州高等教育質保証協会）に対し、EUA（欧州大学協会）等との連携により、質保証に関する欧州基準、手続き、ガイドラインの開発及び適切なピア・レビューシステムとアクレディテーション機関の確保を進め、2005年の教育大臣会合で進捗の報告を要求した。

◇ 学位構造の整備

- ・ 学士課程（学士号）、修士課程（修士号）、博士課程（博士号）の学位構造を促進させるため、学位資格のレベルや内容、学習成果等について各国比較を可能にすること。

◇ 学生・教職員流動化（モビリティ）の推進

◇ 単位制度の構築

- ・ 学生の流動性向上と国際的なカリキュラム開発促進のため、欧州レベルの単位制度（ECTS）が果たす役割を重要視すること
- ・ ECTS を単位の読み替えのみではなく、履修の蓄積を証明する仕組みにし、欧州高等教育圏内でさらに普及させること

◇ 学位の認定

- ・ 2005 年より、ディプロマ・サプリメント（学位・資格の学習内容を示した様式）の本格的導入を目指すこと。

・ ベルゲン・コミュニケ

2005 年 5 月に、ノルウェーのベルゲンに欧州の高等教育大臣が集まり、ボローニャ・プロセスのパートナーとしての高等教育機関、教職員、学生の重要性を再確認するとともに、雇用者を含む全ての高等教育利害関係者からの支援がボローニャ・プロセスの目標達成に不可欠であることが強調された。また、博士プログラムにおける研究活動の促進、質の高い高等教育への参加機会の拡充、ボローニャ・プロセスの国際化を視野に入れた欧州外の地域との交流等が重点事項として掲げられた。本会合で、新たにアルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、モルドバ、ウクライナの 5 か国がボローニャ・プロセスに署名し、参加国は 45 に拡大した。

<ベルゲン・コミュニケの概要>

- ・ 質保証に関わる団体及び機関の役割を明確にすること
- ・ ENQA（欧州高等教育質保証協会）が関係機関（EUA、EURASHE、ESIB）¹²とともに提案したガイドライン「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」

¹² EUA（欧州大学協会）、EURASHE（欧州高等教育機関協会）、ESIB（欧州全国大学連盟）。この 3 機関は、Council of Europe（欧州評議会）とともに 2001 年のブラハ会合において、ボローニャ・フォローアップ・グループの諮問メンバーとして参加することが合意された。

(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)) を採択し、提案内容の実現にむけて努力する

- ・ 国ごとの資格枠組み (national qualifications frameworks) を導入する
- ・ 大学等によるジョイント・ディグリーの授与を認め、ディグリーの認証を行う
- ・ 既習歴を認定する手続きの構築など、多様な学びの促進にむけた基盤を整備する
- ・ ENQA、Education International (EI) Pan-European Structure (汎欧州国際教育機構) 及び Union of Industrial and Employers' Confederations of Europe: UNICE (欧州産業・雇用者連盟)¹³は、ボローニャ・フォローアップ・グループの諮問メンバーに新たに加わる
- ・ 各国の大臣は、ESG に基づき、各国質保証機関を対象とするピアレビューを導入する
- ・ 質保証結果の相互認証を促進する観点から、国に認証された質保証・ア krediteーション機関間の連携協力の重要性を強調する

・ ロンドン・コミュニケ

2007 年 5 月にロンドンに欧州の高等教育大臣が集まり、ボローニャ・プロセスが進み、欧州以外の地域への影響が進むなか、他地域との協力がボローニャの協議事項になりつつあることが謳われた。当会合から新たにモンテネグロが加わり、参加国は 46 に拡大した。

＜ボローニャ参加国と他地域との協力にかかる内容＞

- ・ ボローニャ・プロセスでの改革が、国際的な関心と呼び、欧州と他地域のパートナーとの間で、学位・資格の認証やパートナーシップに基づく協働、相互理解、ボローニャ・プロセスの価値等について活発な議論が行われていることを歓迎する
- ・ 他地域において、高等教育システムをボローニャの枠組みと調整する試みが進められていることを歓迎する
- ・ 「グローバル環境における欧州高等教育圏」戦略を採択する。本戦略の核となるのは、ボローニャ公式ウェブサイト等による欧州高等教育圏に関する情報発信の充実、欧州高等教育圏の魅力と競争力の促進、パートナーシップに基づく協働、政策対話の強化、学位・資格認証の推進。これらは、OECD/UNESCO の「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」との関連で進める。

以上を確認したうえで、2009 年までの取組みの優先事項として、流動性（学生・教員の流動性促進、流動性を測る方法の開発）、社会における高等教育の役割、データ収集、卒業生の就業力 (employability)、グローバル環境における欧州高等教育圏、進捗の現状把

¹³ UNICE は、2007 年 1 月 23 日付けで、BUSINESSEUROPE に名称変更。

握が設定された。また、2010 年以降は、欧州高等教育圏にかかる国際連携の強化を優先して行うことが合意された。

・ルーヴァン・コミュニケ

2009 年 4 月にベルギーに欧州の高等教育大臣が集まり、これまでのボローニャ・プロセスの進捗を評価するとともに、目標としていた 2010 年以後も同様の目標に取り組んでいくことを明確にした。また、高等教育機関の教育面のミッションの重要性を改めて強調し、学習成果の観点からカリキュラムを改善し、より多くの分野で学習成果の比較可能性を高めるための取組を進める必要性に言及された。参加国は、2007 年以降の 46 であった。

＜ルーヴァン・コミュニケの主な内容＞

- ・各国において、次の 10 年までに高等教育への進学率の向上、高等教育を過小評価する社会層の参加の増大につなげるための明確かつ測定可能な目標を設定すること
- ・2020 年までに、域内で学位を取得する学生のうち、少なくとも 20%が自国以外の高等教育機関で学習経験を有すること
- ・学生の視点から学習成果と教育目標を策定し、学習成果の観点にたったカリキュラム改革を進めること
- ・生涯学習及び卒業生の就業力向上は高等教育機関の重要な使命であること

以上がボローニャ宣言に基づき、2010 年まで展開されてきた各共同声明の概要であるが、欧州委員会はボローニャ・プロセスの歩みと主要な論点を表 3-1-1 に整理している。

なお、国ごとの達成状況については、2005 年、2007 年及び 2009 年の会合で報告された“Bologna Process Stocktaking Report”に示されている¹⁴。この報告書では、特に重点事項が指標化され、指標ごとに参加国での達成度が 5 段階で評価されている¹⁵。最新（2009 年）の報告書では、学位制度（学士と修士の 2 段階化、次の課程へのアクセス、国レベルの資格枠組み）、質保証（外部質保証システムの展開、学生の参画、国際的関与）、認証・生涯学習・移動性（ディプロマ・サプリメント導入状況、リスボン合意への対応状況、ECTS 導入状況、事前学習の認定）の 3 つの領域ごとに評価されている。結果は、いずれの領域においても、国によって取組に差異が見られ、特に学位制度の下位項目である国レベルの資格枠組みについては、継続的な対応が必要とされている¹⁶。

¹⁴ <http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/documents/>から報告書本体を入手可能。

¹⁵ 評定の方法については、木戸（2005；2008）を参照。

¹⁶ 評定の詳細は舘（2010）、European Commission（2012）を参照。

表 3-1-1 ボローニャ・プロセスの年度別論点整理

1998	1999	2001	2003	2005	2007	2009
ソルボンヌ 宣言	ボローニャ 宣言	プラハ・ コミュニケ	ベルリン・ コミュニケ	ベルゲン・ コミュニケ	ロンドン・ コミュニケ	ルーヴァン・ コミュニケ
学生及び教 員の流動性	学生、教職 員、研究者の 流動性	流動性に係る 社会的次元	奨学金及び補 助金の運用、流動性 に係る情報の向上	入国ビザ及び 就労の許可	・入国ビザ 及び就労許 可緩和への 挑戦、年金 システム及 び認証	2020 年まで に学生の流 動性 20% を域内目標 として設定
共通の 2 サ イクル学位 システム	容易に理解で き、比較可能 な学位	公正な認証 共同学位の認 証枠組み開発	第三サイクル としての博 士レベルの 設定 学位及び学習 機関の認定 共同学位	FQ-EHEA に 則した国レ ベルの資格 枠組み策定 に着手	2010 年まで に国レベル の資格枠組 み策定	2012 年まで に国レベル の資格枠組 み策定
		社会的次元	平等なアクセ ス	社会的次元の 強化	効果的な監 視による国 レベルの行 動指針の策 定	2020 年まで に測定する 国レベルの 社会的次元
		生涯学習	生涯学習に係 る国の方策 既習歴の認定	高等教育にお けるフレキ シブルな学 習の経路	生涯学習に おける高等 教育の役割 学生の就業 を向上させ るためのパ ートナース hip	公的責任と して生涯学 習を展開す るための強 固なパート ナースhip 学生の就業 を向上させ るための呼 び掛け
単位の活用	単位制度 (ECTS)	ECTS 及びデ イプロマ・サ プリメント (DS)	単位累積のた めの ECTS		認定におけ る適切なツ ールの活用 と実践に係 る知識の必 要性	ボローニ ャ・ツール の継続的導 入
	質保証におけ るヨーロッパ の協力	質保証及び認 証の専門家と の連携	機関、国及び ヨーロッパ レベルでの 質保証	質保証のため のヨーロッ パ基準及び ガイドライ ン	EQAR の設 置	EHEA の基 本骨格とし ての質
知識のヨー ロッパ	高等教育にお けるヨーロッ パ次元	EHEA の魅力 向上	教育と研究の 間の密接な リンク	持続的な発展 に向けた国 際協力	グローバル 次元でのボ ローニャ・ プロセスを 展開するた めの戦略	ボローニ ャ・プロセ スフォーラ ムを通じた グローバル 政策の対話

出典：European Commission (2010)を参考に作成。

④欧州高等教育圏の現状と今後の進展

上述のとおり、ボローニャ宣言で目指した 2010 年までの欧州高等教育圏の創設は実現され

なかったが、域内における取り組みの成果として、以下が挙げられる¹⁷。

1. 各国における高等教育の基本構造の整備
2. ユーロッパ共通の単位制度の普及
3. 学習成果に基礎を置いた「ヨーロッパ枠組み」の開発への展開
4. 質保証に係る制度枠組みの構築

なお、上記の取り組みは「ボローニャ・プロセス」として進められ、現在も継続されている。まず、ボローニャ・プロセスの10周年事業として、2010年3月11日から12日にかけてブダペスト及びウィーンで開催された会合においては、「欧州高等教育圏に関するブダペスト・ウィーン宣言」が採択され、欧州高等教育圏の2020年までの完全な実現を目指すことを宣言している。また、新たにカザフスタンが加わり、参加国は47となった。さらに、本会合ではボローニャ・プロセスが確実に前進して成果を上げてきている一方、高等教育機関の現場（教職員と学生）からの声を更に反映して改革を進めることが必要であるとの共通認識が持たれた。また、ルーヴァン・コミュニケ（2009年）で合意した事項を進め、学生を中心に置いた学習環境を推進することで合意された。

そして、2年後の2012年4月26日から27日にかけて、ルーマニアのブカレストで開催された会合において、「欧州の可能性への期待と欧州高等教育圏の強化に向けて」（ブカレスト・コミュニケ）が採択された。本会合では、すべての学生に質の高い教育を提供することが、ボローニャ・プロセスの最大の目標であることが再確認され、欧州高等教育圏構築に向けたプロセスの最初の10年の進捗を評価しつつも、次の10年（～2020年）に向け、今後優先して取り組むべき課題（質の高い教育の提供、学生の就業力の向上、より質の高い学習のための流動性（モビリティ）の強化）を打ち出した。

また、本会合では、欧州高等教育圏における流動性（モビリティ）に関する戦略（Mobility Strategy 2020 for the European Higher Education Area (EHEA): Mobility for Better Learning）も打ち出され、ルーヴァン・コミュニケで掲げた2020年までに、欧州の学生の20%のモビリティを達成するという目標が再確認された。

<ブカレスト・コミュニケの概要>

- ・ 高等教育へのアクセス拡大に向けた各国の取組みを歓迎するとともに、修了率の向上に関して努力する
- ・ 学生中心の学習の重要性を再確認する。学生中心の学習とは、学生の学びを主体とした革新的な教育を意図するものであり、その実現に向けた取組みを続けていく。高等教育機関や学生と協働し、充実した支援体制を備えた魅力的な教育・学習環境を提供していく

¹⁷ 木戸（2008）。

- ・ 質保証は、相互信頼の構築と、欧州高等教育圏が提供する教育（国境を越えた共同教育を含む）の魅力を高めるのに不可欠な要素であることを再認識する。ENQA（欧州高等教育質保証協会）の「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン（ESG）」（2005年）の見直しを行い、明確性、適用可能性、有用性の面で改善を図る
- ・ 高等教育への資金及びガバナンスに関する開かれた対話の必要性を認識する
- ・ すべての学生に質の高い高等教育を提供するとともに、学生の就業力を高める支援を行う
- ・ 学習成果の実質的な導入が、欧州高等教育圏の強化に不可欠である。学習単位と学習成果・学習量との関連付け、成績評価プロセスにおける学習成果の視点の導入を高等教育機関に働きかけていく
- ・ 各国で資格枠組み開発にかかる取組みが進展していることを歓迎する。資格枠組みの構築により、学位・資格の中身が分かりやすく比較可能となり、より柔軟で開かれた高等教育システムの整備が可能となった
- ・ 流動性（モビリティ）の強化は、質の高い高等教育、学生の就業力の向上、欧州高等教育圏と他地域との協働の促進に不可欠な要素である。2020年までの流動性に関する戦略に即して、学生の流動を推進するプログラムに対する国の財政支援・ローン制度の利便性向上に向けた取組みを強化する
- ・ 学位や学習歴（インフォーマルな形態による学習経験を含む）の適切な認証が、欧州高等教育圏の中核にあることを再確認する。効率的な学位・学習歴の認証を阻む制度的な障害を取り除き、国際的に比較可能な学位・資格のシステムを構築することで、学位や学習歴を自動的に認証する仕組みを作っていく
- ・ Nuffic（オランダ高等教育国際協力機構）の「欧州地域の資格認証に関する手引き（European Area of Recognition Manual）」（2012年公表）を歓迎し、これを国外で取得された学位・資格の認証にかかるガイドライン及び優良事例集として、各国の資格認証機関が活用すること、また、高等教育機関が、外国学位の認証にかかる機関内部の手続きを検証する際に、本手引きを参照することを推奨する
- ・ 欧州高等教育圏のグローバル化推進という観点から、欧州の高等教育機関が、他地域の機関との共同教育プログラムの開発を進めるよう働きかけていく。国レベルの制度に起因する障害を取り除き、国際的な連携や学生流動を推進することを目的に、共同教育プログラムに関する各国の規則や導入のされ方などの実態を調査していく
- ・ 欧州と他地域との協力、欧州高等教育圏の欧州以外の地域への開放がこれからの欧州高等教育圏成功の鍵である。2005年のロンドン会合で合意された「グローバル環境における欧州高等教育圏」戦略の重要性を再認識するとともに、欧州高等教育圏のさらなる国際化に資するガイドラインの作成・提供を視野に、本戦略の進捗を評価する

以上、欧州高等教育圏創設に係る時代背景、駆動力となった宣言及び共同声明を概観し、現状と今後の進展について述べた。この欧州高等教育圏創設により、学生が幅広い分野から質の高い教育課程を選択できるようになるとともに、学位が国境を越えて円滑に評価されることを目指している。そのため、2020年までの流動性に関する目標値を20%に設定し、学生の流動性を向上させる共同プログラムの推進が急務となっている。以下においては、そのための基盤整備の一環として進められた、ジョイント・ディグリーに係るガイドラインを取り上げる。

第2節 共同学位授与における優良事例ガイドライン

ジョイント・ディグリー（共同学位）については、上述のベルゲン・コミュニケ（2005年）において、各国が博士課程を含め、大学等によるジョイント・ディグリーの授与を認め、ディグリーの認証を進めることが明記されて以降、欧州高等教育圏でも議論されてきた。

そのような流れの中、「共同学位授与における優良事例ガイドライン（Guidelines for Good Practice for Awarding Joint Degrees）」は、欧州高等教育ア kredィテーション協会(ECA)が主導する、共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクト(Joint programmes: Quality Assurance and Recognition of degrees awarded : JOQAR)の一環として、共同教育プログラムを提供する大学間で構成するコンソーシアムのためのガイドラインとして策定された。策定の中心となったのは、JOQARプロジェクト内の「認証グループ(Recognition Group)」である。

本ガイドラインは、ジョイント・ディグリーや共同教育プログラム等の各種用語の定義を示すほか、コンソーシアムが授与した共同学位記が他の機関で円滑に認証されるように、学位授与の際の注意や推奨点が、以下の5項目に分けて記載されている。

1. イントロダクション
2. 用語の定義
3. 優良事例のためのガイドライン
 - ✧ コンソーシアム
 - ✧ 共同学位プログラム
 - ✧ 共同学位記
 - ✧ ディプロマ・サプリメント
 - ✧ 学位に関するその他の説明資料
4. 共同教育プログラム用語解説
5. 付録：ディプロマ・サプリメントの構成

このガイドラインは、欧州各国の ENIC-NARIC（“European Network of Information Centres - National Academic Recognition Information Centres”）の略。海外資格に関する情報提供及び評価事業等を行っている、欧州地域各国のナショナル情報センター）機関からの助言を得て作成された。また、本ガイドラインは共同教育プログラム修了生の卒業後の進学／就職先の拡大のため、各大学の参考となる内容となっている¹⁸。

第3節 共同学位の公正な認証に関する枠組み

「共同学位の公正な認証に関する枠組み（Framework for Fair Recognition of Joint Degrees）」は、欧州高等教育アクレディテーション協会(ECA)と ENIC-NARIC 機関の主導のもと、共同学位に対する公正な認証を促進することを目的として、認証を実践する際の具体的な問題点とその対策を示すための枠組みとして策定された。

リスボン認証条約によって採択された「ジョイント・ディグリーの認証（認定）に関する勧告」（2004 年）では、共同学位の認証を、少なくとも外国学位の認証と同等と扱うように勧めている¹⁹。しかし、共同学位を認証する際には、膨大な量の情報を扱う必要がある。さらに近年、共同学位の認証に関する問題点が明らかになってきている。そのため、本枠組みは、以下の6項目を通じて共同教育プログラムや共同学位を認証するにあたって生じるケースを具体的に明示し、特に共同学位に係る取扱い方針を「3. 共同学位の認証」に定めている。

1. イントロダクション

2. 前提となる知識

- ◇ 近年の進展
- ◇ 用語の定義
- ◇ 共同学位の普及

3. 共同学位の認証

- ◇ 共同学位コンソーシアム
- ◇ 共同教育プログラム

¹⁸ 本ガイドラインの原著は以下の URL から入手可能。

<http://ecahe.eu/wp-content/uploads/2014/01/Guidelines-for-Good-Practice-for-Awarding-Joint-Degrees.pdf>

なお、概要の日本語訳については、参考資料 3-2-1 として章末に示しており、以下の URL から入手可能。http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/block2/no17_joqarguidelines.pdf

¹⁹ ジョイント・ディグリーに関する原則として、以下の点を掲げている。

- ・ジョイント・ディグリーの保有者が公平に評価されること
- ・実質的な相違があることを証明できない限り、権限ある機関が外国のジョイント・ディグリーを認定すべきこと
- ・各国がジョイント・ディグリーの認定に係る法的な障壁を除去するため国内法令を見直すとともに、認定を促進するための法的措置を導入すること
- ・資格認定を行う権限を持つ機関が、ジョイント・ディグリーの認定を行うこと
- ・ジョイント・ディグリーの認定を促進するため、ディプロマ・サプリメントや ETCS を活用すること

- ◇ 共同学位の授与
- ◇ 共同学位
- 4. 情報源
- 5. 結びの言葉
- 6. 付録
 - ◇ 共同教育プログラムと共同学位の普及
 - ◇ 共同教育プログラムの用語解説
 - ◇ 参考文献

上記のガイドライン同様、JOQAR プロジェクト内の「認証グループ(Recognition Group)」が中心となって策定している。本枠組みは、資格評価者向けに書かれており、共同学位の認証の際に重要になる要素や、起こりうる問題と、その対処方針を示すことで、共同学位の認証の参考となることを意図している²⁰。

第4節 得られた知見

我が国においては、東アジア共同体構想が従前から議論されてきたが、昨今の政府はこれまで以上に重視する方針を打ち出している。EPA/FTA をはじめ実体経済レベルでの域内統合が加速し、国境を越えたヒトの流動性が高まっており、国レベルでの緊密な連携が模索されている。

高等教育面でも、日中韓の大学間交流・連携を推進する「キャンパス・アジア」等を通じて、学位プログラムの可視化・体系化等による交流のための基準づくりが進められている。しかしながら、東アジア地域における大学は、各国の事情により様々である。我が国同様、公的な質保証システムが整備され、ユニバーサル段階に応じた高等教育制度のあり方が課題となっている国家もあれば、単位制度など大学にかかわる基本的な制度の整備が発展途上である国家も存在しており、様々な国情や法令制度を背景として多様な発展を遂げている点に留意する必要がある。制度や慣習、文化など様々な違い、多様な特色を認め合いながら、大学間交流を促進するための共通の枠組の構築を図る際には、我が国の大学にとってのメリットとともに、相手側の大学にとってのメリットも考慮する等、互惠性の尊重が必要である。

こうした状況に対して、先行する欧州高等教育圏の創設に係る取組から、国を越えた高等教育を統合することは容易でないことをうかがい知ることができる。特に、国を越えて学位の通用性を確保するための、参加国間における教育の「標準性」と「多様性」の両立

²⁰ 本ガイドラインの原著は以下の URL から入手可能。

http://ecahe.eu/wp-content/uploads/2014/01/Framework_for_Fair_Recognition_of_Joint_Degrees.pdf

なお、概要の日本語訳については、参考資料 3-3-1 として章末に示しており、以下の URL から入手可能。 http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/block2/no17_joqarframework.pdf

においては、いまだその努力が継続されている。そして、2020 年までに圏内の学生の流動性を 20%にするという戦略的な目標値を設定し、着実に事態を前進させようとしている。

以上のことから、以下の点が重要であることが示唆されている。

1. 経済、社会、文化面での統合との関係

欧州連合の設立を契機に、経済、社会、文化面での統合が促進され、その一環として高等教育の統合に向けた流れができています。

2. 各国の責任ある立場にある者（教育担当大臣）による定期的な会合

2 年に 1 回、共同声明という形で具体的な行動指針が示され、その中には各国の教育制度及び教育体系の変更を余儀なくする項目も含まれるため、各国の教育担当大臣が直接議論に参加し、自国においては自らが矢面に立って改革を先導している。

3. 各国における教育の多様性の尊重と標準性の担保とのバランス

国レベルの資格枠組み等の例に見られるように、それぞれの国の事情に配慮しつつ、調整可能で標準化できるところを常に模索している。

4. 多様な利害関係者の参画

サービスの受け手である学生、サービスの担い手である教員、卒業生の受け皿となる産業界等、議論には多様な利害関係者が参画し、より俯瞰的な見地から方策等を模索している。

【参考文献】

European Commission (2010). *Focus on Higher Education in Europe 2010 : The Impact of Bologna Process*. Education, Audiovisual and Culture Executive Agency(P9 Eurydice).

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/122en.pdf

European Commission (2012). *The European Higher Education Area in 2012 : Bologna Process Implementation Report*. Education, Audiovisual and Culture Executive Agency(P9 Eurydice).

http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/138EN.pdf

吉川裕美子訳（2005）「「ヨーロッパ高等教育圏」に向けての収斂と多様性」大学評価・学位授与研究 第 2 号、pp.3-18.

大場 淳（2005）「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造（LMD）の導入を巡って—」広島大学高等教育研究開発センター・大学論集第 35 集、pp.171-192.

- 木戸 裕 (2005) 「ヨーロッパの高等教育改革ーボローニャ・プロセスを中心にしてー」
国立国会図書館『レファレンス』、2005 年 11 月号、pp.74-98.
- 木戸 裕 (2008) 「ヨーロッパ高等教育の課題ーボローニャ・プロセスの進展状況を中心
としてー」国立国会図書館『レファレンス』、2008 年 8 月号、pp.5-27.
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査研究部編 (2008) 「平成 19 年度文部科学
省委託事業 諸外国における共同学位に関する調査研究報告書」, 大学評価・学
位授与機構.
- 館 昭 (2010) 「ボローニャ・プロセスの意義に関する考察ーヨーロッパ高等教育圏形成
プロセスの提起するものー」名古屋高等教育研究 第 10 号、pp.161-180.
- 金性希; 林隆之; 森利枝; 齋藤貴浩; 鈴木堅次郎 (2012) 「大学の教育面における国際化
とその質保証に関する調査報告書」, 大学評価・学位授与機構.
- 林隆之; 金性希; 森利枝; 齋藤貴浩; 鈴木堅次郎 (2012) 「海外の高等教育機関との連
携・共同を伴う教育プログラムに関する調査報告書」大学評価・学位授与機構.

「共同学位授与における優良事例ガイドライン」（概要）
Guidelines for Good Practice for Awarding Joint Degrees

Aerden and Reczulska (2012)
European Consortium for Accreditation
(欧州高等教育アクレディテーション協会)

1. イントロダクション（省略）

2. 用語の定義

用語	共同教育プログラム	Joint programme
定義	複数の高等教育機関が、共同で作成・提供する共通カリキュラムで、（複数または共同）学位が授与されるもの。	

用語	共同学位	Joint degree
定義	共同教育プログラムを提供する高等教育機関によって授与され、当該プログラム修了の証として法的に認められる、単一の学位記のこと。	

用語	複数学位	Multiple degree
定義	共同教育プログラムを提供する高等教育機関が、当該プログラム修了の証として授与する、複数の学位のこと。	

用語	ダブルディグリー	Double degree
定義	共同教育プログラムを提供する高等教育機関が、当該プログラム修了の証として授与する、2つの学位のこと。⇒ <u>ダブルディグリーは、複数学位の1つの形態である。</u>	

用語	デュアルディグリー	Dual degree
定義	2つの高等教育機関が、別々のカリキュラム修了の証として授与する、2つの学位のことであり、それぞれの機関が自らの学位に関する責任を有する。 ⇒ <u>デュアルディグリーは共同教育プログラムでは授与されない。</u>	

用語	学位授与機関	Awarding institution
定義	学位やディプロマなどの資格を授与する高等教育機関のこと。	

	共同学位における学位授与機関とは、共同学位に関する協議に参加し、当該共同教育プログラム在籍学生の学習を、正規に認定している機関を指す。
用語	(共同教育プログラムの)コンソーシアム (Joint programme) consortium
定義	複数の高等教育機関(と、場合によってはその他の機関－研究所など)から成り、共同教育プログラム提供のために共通の教育体制を築くことを目的とする集団。コンソーシアム参加機関の全てが、(共同)学位授与に関わる必要はない。

3. 優良事例のためのガイドライン

(＊印は、原文 ※中に具体例の提示がある箇所を指す)

ガイドライン本文は、共同教育プログラムの構成要素である【コンソーシアム】【プログラム】【共同学位】の3項目と、プログラムが提供する学位が認証されるために行うべき【ディプロマ・サプリメントの提供】と【学位に関するその他の説明資料の作成】の2項目の、合計5項目で構成される。

これらのガイドラインに沿った共同教育プログラムを策定することが、学位の円滑な認証につながるとされている。

以下に、ガイドライン本文の仮訳を記載する。

仮訳

コンソーシアム

- 1.1. コンソーシアム構成大学(以下、参加大学)は、それぞれの国で高等教育機関として認可(適格認定)されている；
- 1.2. 当該共同教育プログラム(以下、当該プログラム)は、全ての参加大学に学内において自大学のプログラムとして正式に認められている；
- 1.3. 学位を授与するしないにかかわらず、全ての参加大学は、(レベル、分野、方法などにおいて)当該プログラムを提供する資格を充たす。

共同教育プログラム

- 2.1. 当該プログラムは、関係する各国の高等教育制度において、必要な法的要件を充たしている；
- 2.2. 当該プログラムは、共同教育プログラムとして、質が保証されており、あるいはアクレディテーションを受けている。

共同学位

※ ガイドライン原文：

http://www.eacaconsortium.net/admin/files/assets/subsites/1/documenten/1369925398_guidelines-for-good-practice-for-awarding-joint-degrees---v1-1.pdf

- 3.1. 共同学位は、学位授与機関の法的枠組みに沿って授与され、授与機関の属する高等教育制度における共同学位として認知されている；
- * 3.2. 共同学位記には、授与の際に関わりのある全ての国・地域の記載が含まれる；
- 3.3. 高等教育機関のロゴや名称などによる記載は、学位を授与する機関/当局のものに限られる；
- * 3.4. 共同学位記には、学位授与機関の代表者のみが署名をする；
- * 3.5. 共同学位記には、授与される学位名称について、関係する全ての国・地域における各々の正式名称を記載する；
- 3.6. コンソーシアムの中で代表機関(コーディネート機関やコンタクトポイントなど)がある場合、共同学位記の該当機関名の直後にその旨を記載する。

ディプロマ・サプリメント

([]内のセクション数は、ディプロマ・サプリメントの構成様式に記載のセクションに対応する—6 ページ参照)

- 4.1. [セクション 1.4]学生 ID 欄には、当該 ID が属する参加大学の制度(大学名、国名など)も記載する；
- 4.2. [セクション 2.1]学位の名称には、正式名称(共同学位記に記載されているものと、あればラテン語の翻訳)を関係する国・地域毎の言語で記載する；
- 4.3. [セクション 2.1]必要に応じて、称号の名称も関係する国・地域毎の言語で記載する；
- 4.4. [セクション 2.1]共同学位の他に別の学位も併せて授与される場合(共同学位が複数学位の一部の場合)は、その旨も記載する；
- 4.5. [セクション 2.3]全ての学位授与機関の学校種別は、それぞれの機関名の直後に記載される；
- 4.6. [セクション 2.3]共同学位記に翻訳による学位授与機関の正式名称のみ記載されている場合は、ディプロマ・サプリメントに原語での正式名称を記載する；
- * 4.7. [セクション 2.4]共同学位記における“学習をした機関名と学校種別”とは、学生が実際に学習をした機関のことを指す；
- 4.8. [セクション 2.5]複数言語を使用するプログラム(授業に限らず、課題などの学生の学習活動などで使用する言語も含む)では、それらの言語がどのように使用されたかを明記する(例.単位における配分、修士論文の母国語での執筆)；
- * 4.9. [セクション 3.1]プログラムのレベルとは、学位・資格を授与する全ての国におけるそれぞれの(可能ならば、国家資格枠組みの中の)資格レベルを明記する；
- 4.10. [セクション 3.2]単位についての説明事項は、コンソーシアムが採用した単位制度についての説明を含める；
- * 4.11. [セクション 3.3]“参加要件”には、学生が当該プログラムに参加するための全般的な要件と、可能であれば科目別の必要レベルも記載する(例.該当する国家資格枠組みへの対応)；

- 4.12. [セクション 4.2]“プログラム概要”には、当該プログラム全体が目標にする学習成果を、一般的に読みやすく分かりやすい内容で記載する；
- * 4.13. [セクション 4.3]“プログラム詳細”には、当該学生の学習記録を、各科目(科目名、単位、成績)と教育提供機関を併せて記載する；
- * 4.14. [セクション 4.4]“成績評価方法”には、“プログラム詳細”に挙げられた全ての科目に対する評価方法について記載する；
- 4.15. [セクション 5.1]各学位授与機関は、授与した学位がもたらす学生の卒業後の進路を、特に進学が可能な学術/専門職課程について、記載する；
- * 4.16[セクション 5.2]学位が授与される国において、学生がプログラム修了時に与えられる、もしくは取得が可能になる特別な職業身分がある場合は、記載する；
- * 4.17[セクション 6.1]参加大学で学位を授与しない機関は、正式名称、機関の種類、当該プログラム内における役割を記載する；
- 4.18[セクション 6.2]問い合わせ先として、ディプロマ・サプリメント受領者(すなわち学位・資格審査者や雇用者など)からの問い合わせを受け付けるコーディネート機関やコンタクトポイントを明記する；
- 4.19[セクション 6.2]問い合わせ先には、必ず当該プログラムのウェブアドレスも記載する；
- * 4.20[セクション 6.2]問い合わせ先欄には、少なくともコーディネート機関の所在国に対応する ENIC-NARIC(あるいはそれに相当する機関)の連絡先を記載する；
- * 4.21[セクション 6.2]当該プログラムの質が保証/ア kredィット(適格認定)されている場合は、審査した質保証機関について記載する；
- * 4.22[セクション 6.2]それぞれの教育機関/プログラムの設置登録簿についても、もしあれば記載する；
- * 4.23[セクション 7]ディプロマ・サプリメントの署名と共同学位記の署名が異なる場合は、その理由をディプロマ・サプリメントに明記する；
- 4.24[セクション 8]高等教育制度についての説明には、少なくとも当該学位に該当する部分は記載しておく。

学位に関するその他の説明資料

(ディプロマ・サプリメントの作成が法的に困難な場合、以下の情報を文書かウェブページとして用意することが望まれる)

授与された学位に関して

- ✓ 学位の正式名称と関係するすべての法的枠組み
- ✓ 授与される称号がある場合は原語での名称
- ✓ 共同学位以外に授与される学位(該当する場合のみ)

共同プログラムを提供するコンソーシアムに関して

- ✓ 共同プログラムに関わる全てのコンソーシアム参加機関(大学以外の機関も含む)の正式名称と、必要に応じて、その翻訳名称
- ✓ コンソーシアム参加機関それぞれの種類、当該プログラムにおける役割、及び学位授与への関与の有無

共同教育プログラムに関して

- ✓ 学術分野
- ✓ 授業と試験(課題など成績評価対象のものを含む)で用いられる言語。複数言語が用いられた場合は、その使い分け
- ✓ 学位授与機関のある国・地域における、当該プログラムの教育制度上の位置付け
- ✓ 公式な学習量の説明と、学習量と単位が結びついている場合は単位制度の説明
- ✓ 入学要件
- ✓ 当該プログラム全体の学習成果

修了生の学習成果に関して

- ✓ 当該プログラムの詳細;個人の学習履歴(履修科目の正式名称、取得単位、成績など)と教育提供機関を含む
- ✓ 成績評価制度

授与された学位を理解するために

- ✓ 授与された学位がもたらす学生の卒業後の進路;特に、特定の学位・資格または教育レベル取得につながる教育あるいは職業訓練
- ✓ 学位授与機関のある国・地域において、授与された学位によって当該プログラム修了者が行うことが許可される行為、あるいは得られる職業的地位
- ✓ 修了者が取得した学位に関係する、高等教育制度の情報

その他

- ✓ 当該プログラムのウェブサイトへのリンク
- ✓ 学位に関する問い合わせを受け付けるコーディネート機関やコンタクトポイントの情報
- ✓ 当該プログラムの質を保証している質保証機関やア kreditation 団体の情報
- ✓ 可能であれば、各国毎に認証を受けている高等教育機関やプログラムの参照先

4. 共同教育プログラム用語解説 (省略)

1 INFORMATION IDENTIFYING THE HOLDER OF THE QUALIFICATION

- 1.1 Family name(s):
- 1.2 Given name(s):
- 1.3 Date of birth (*day/month/year*):
- 1.4 Student identification number or code (*if available*):

2 INFORMATION IDENTIFYING THE QUALIFICATION

- 2.1 Name of qualification and (*if applicable*) title conferred (*in original language*):
- 2.2 Main field(s) of study for the qualification:
- 2.3 Name and status of awarding institution (*in original language*):
- 2.4 Name and status of institution (*if different from 2.3*) administering studies (*in original language*):
- 2.5 Language(s) of instruction/examination:

3 INFORMATION ON THE LEVEL OF THE QUALIFICATION

- 3.1 Level of qualification:
- 3.2 Official length of programme:
- 3.3 Access requirements(s)

4 INFORMATION ON THE CONTENTS AND RESULTS GAINED

- 4.1 Mode of study:
- 4.2 Programme requirements:
- 4.3 Programme details: (e.g. modules or units studied), and the individual grades/marks/credits obtained: (*if this information is available on an official transcript this should be used here*)
- 4.4 Grading scheme and, if available, grade distribution guidance:
- 4.5 Overall classification of the qualification (*in original language*):

5 INFORMATION ON THE FUNCTION OF THE QUALIFICATION

- 5.1 Access to further study:
- 5.2 Professional status (*if applicable*):

6 ADDITIONAL INFORMATION

- 6.1 Additional information:
- 6.2 Further information sources:

7 CERTIFICATION OF THE SUPPLEMENT

- 7.1 Date:
- 7.2 Signature:
- 7.3 Capacity:

7.4 Official stamp or seal:

8 INFORMATION ON THE NATIONAL HIGHER EDUCATION SYSTEM

(N.B. Institutions who intend to issue Diploma Supplements should refer to the explanatory notes that explain how to complete them.)

< 参考資料 3-3-1 >

「共同学位の公正な認証に関する枠組み」(概要)
Framework for Fair Recognition of Joint Degrees

Aerden and Lokhoff (2013)
European Consortium for Accreditation
(欧州高等教育アクレディテーション協会)

1. イントロダクション (省略)

2. 前提となる知識

2.1 近年の進展

2.1.1 欧州学位認証プロジェクト(EAR)マニュアル

2.1.2 共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクト(JOQAR)

2.2 用語の定義

* 前述の「共同学位授与における優良事例ガイドライン」の記載内と同様であるため省略。

2.3 共同学位の普及

3. 共同学位の認証

本文は、【前文】、【項の説明】、【具体例】、【具体例の説明】、【結論】から構成される。
共同学位を認証する評価者への、各種事例への取り扱いの方向性を示している。
以下、各項の【結論】の仮訳を記載する。

3.1 共同学位コンソーシアム

3.1.1. 認可(適格認定)

認可(適格認定)を受けていないが正規の教育機関²¹の参加については、コンソーシアムに参加する認可(適格認定)を受けており、学位の授与を行う他の機関が、提供する共同教育プログラム全体の責任を取るならば、許容してもよい。

²¹ 認可(適格認定)を受けていないが正規の教育機関とは、例えば軍事教育機関、成人教育センター、神学校のように、認可(適格認定)を受けた高等教育機関と同程度の水準の教育を提供するが、実際には認可(適格認定)を受けていない機関のことを指す。

3.1.2. 法的権限

提供できる(共同教育)プログラムの内容に法的制限のある教育機関がコンソーシアムに参加する場合は、該当する規制法の枠組みを逸脱していなければ許容してもよい。

3.2 共同教育プログラム

3.2.1. 共同教育プログラムにより与えられる学位の認証

共同教育プログラムにより与えられた学位を認証する時点で、共同教育プログラムのカリキュラムの一部が実施国の法的枠組みの一部の要件を満たしていない場合でも、当該プログラムの実施が正規のもので、誠実に行われるのならば、許容してもよい。

3.3 共同学位の授与

3.3.1. 複数学位

共同教育プログラムにおいて、参加する全ての教育機関の連名による共同学位記が発行されるのではない場合、共同学位記を発行しない教育機関が個別に授与する追加的な学位記も、共同学位の認証手続きにおいて用いることができる。

3.3.2. カバー証明書²²

共同学位記(のように思われるもの)が、実際には単なるカバー証明書で、それゆえに共同教育プログラムの修了を証明する書類ではない場合は、当該共同学位を認証する際にはその証明書の存在を無視してよい。その他に授与された個別の学位記を認証手続きにおいて用いる。

3.4 共同学位

3.4.1. 共同学位の認証

共同学位に関して、参加国の国内法を逸脱して学位が授与された場合であっても、学位の授与が正当なもので、誠実に行われるのならば、許容してもよい。

3.4.2 進学

共同学位に付随する、更なる高等教育にアクセスする権利(博士課程に進学する権利など)が複数ある場合には、いずれの権利も認めてよい。

4.情報源

²² カバー証明書(cover certificates)は、共同教育プログラムにおいて、個々の教育機関が各々学位記を授与する時などに、これらの学位の授与者が共同教育プログラムへ参加したことを証明するために発行される。

共同学位の認証のための情報源が挙げられている。

4.1 国別(準国家も含む)高等教育制度

- ✓ The ECAPedia (www.ecapedia.net)

4.2 高等教育機関の認可(適格認定)

- ✓ Grossroads (www.grossroads.eu)

4.3 共同教育プログラムを提供する権利

- ✓ 共同教育プログラムを提供する高等教育機関のウェブサイト参照

4.4 共同教育プログラムにより授与される他の学位

- ✓ 共同教育プログラムの公式ウェブサイトや、プログラムを提供する高等教育機関のウェブサイトに記載された共同教育プログラムの協力協定等

4.5 共同教育プログラムの特別な要件

- ✓ 法的枠組みに関する情報は、ナショナル・インフォメーション・センターを参照
(www.enic-naric.net)

4.6 共同教育プログラムの質保証

- ✓ 質保証とアクレディテーション機関のウェブサイト(ECAPedia) (www.ecapedia.net)
- ✓ Grossroads (www.grossroads.eu)

4.7 共同学位の授与に関する一定の要件

- ✓ 法的枠組みに関する情報は、ナショナル・インフォメーション・センターを参照
ENIC-NARIC (www.enic-naric.net)
- ✓ ECAPedia (www.ecapedia.net)

5. 結びの言葉(省略)

付録(省略):

1. 共同教育プログラムと共同学位の普及
2. 共同教育プログラム用語解説
3. 参考文献

第4章 チェックリストにかかる論点整理

本調査の目的である、国境を越えた共同教育プログラムの質を確認・保証する際に活用し得る、実践的な手法開発のためには、文献調査及び現地調査の結果から得られた情報に基づき、大学が自大学の共同教育プログラムを自己点検できるチェックリストという形で手引書を設計することが適切であることが明らかとなった。以下では、文献調査及び現地調査の結果から明らかになったことに基づきチェックリストにかかる論点について記述する。

第1節 質保証へのアプローチ

グローバル化が進み、高等教育においても機関レベル、個人レベルの交流が拡大するなか、過去10年間の間で、高等教育における国際的な連携・共同による教育の質保証にかかる取組は国際機関及び質保証機関の国際的なネットワークなどを通じて展開されてきた。UNESCOとOECDは、2005年に「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を策定した。このガイドラインには、各国の関係者（政府、高等教育機関・教育提供者、学生団体、質保証・ア krediteーション機関、学位・資格認定機関、職能団体）が取り組むべき事項が指針として示されている。法的拘束力はないが、加盟国がそれぞれの国内状況に即して、適宜、指針を実施することが望まれている。

一方、高等教育質保証機関の国際的なネットワーク（INQAAHE）、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）、欧州高等教育質保証協会（ENQA）といったネットワークでは、グッド・プラクティスのためのガイドラインや原則等の提示するなど高等教育の質保証に取り組んでいる。

また、第3章で述べた欧州における取組の他にも、欧州では、欧州高等教育ア krediteーション協会（ECA）と欧州高等教育質保証協会（ENQA）を中心に、共同教育プログラムに関するア krediteーションの相互認証に関する多国間協定（Multilateral Agreement on the Mutual Recognition of Accreditation Results regarding Programmes : MULTRA）を結ぶことで、ア krediteーション手続きの重複をさける取組が実施されている。第3章で示したJOQARプロジェクトを含めて、これら一連の活動結果を踏まえて、2014年にはECAにより質保証機関の立場からこれまでの経験から学んだことをベースに、ジョイント・プログラムのためのチェックリストが作成されている。さらに、QACHEプロジェクト²³では質保証機関向けに、国境を越えた高等教育の質保証の向上のため実践的なガイダンスを提供するツールキットを開発した。

一方、アジアにおいては、第2章で見てきたように、日中韓の質保証機関による「キャンパス・アジア」モニタリング、「iAward」プロジェクト及び「AIMSプログラムレビュー」

²³ EUのエラスムス・ムンドゥスプログラムから資金を得て、ENQAを中心にAPQNをはじめ、アラブ高等教育質保証ネットワーク（ANQAHE）及び、スペイン、フランス、ドイツ、英国、豪州の質保証機関が参画して実施（2013年～2015年）。

ツールキット：<http://www.engqa.eu/wp-content/uploads/2015/11/QACHE-toolkit.pdf>

が実施されている。これらも第三者や質保証機関による外部質保証的にアプローチである。キャンパス・アジアの一部では学位授与プログラム（ダブルディグリー）を提供しているものの、AIMS プログラムを含め、ほとんどは単位互換による交流プログラムである。このようなプログラムは政府の補助金を受けた事業枠内のもので、実際はその枠の外にある大学が自力で運営しているプログラムが多く、今後、さらなる拡大が予想される。また、欧州の例でみるような、質保証機関が共同学位に関する認証や共同教育プログラムに関するアクレディテーション結果の相互認証といった取組を同様に実施することはできなく、アジアの非常に多様な高等教育にまつわる環境・制度・文脈等を考慮したアプローチが必要となる。

このことから、本調査では、大学が自己点検できるチェックリストの形で手引書を開発し、それをもって自大学の共同教育プログラムを確認すること質の保証を伴う、いわば内部質保証の充実を支援するアプローチをとることとして、作成した手引書を別冊として添付する。

第2節 文献調査からの知見

アジア及び欧州における取組に関する文献調査からは、以下のことが明らかになっている。

＜アジアにおける取組＞

- 1) キャンパス・アジアモニタリングにおける、1次モニタリングの各国の基準を比較してみると、やや異なる点はあるものの、多くは共通しており、構成はPDCAモデルに基づいている。
- 2) また、各国で重要視する視点については、日本では「単位互換・成績評価」、中国では、国際共同教育から得られる「付加価値」、韓国では、「学生支援」である。
- 3) 1次モニタリング結果を比較分析し、それに踏まえて策定した共通の基準をもって、共同モニタリングを実施した。2次モニタリング基準は1次モニタリングで各国が重要視した視点とともに、新たに教育プログラムにおけるカリキュラムの共同開発を重視している構成になっている。
- 4) 国際連携オフィス（IRO）の実効性や成果を評価する「iAward」における評価では、インプット、アウトプット、アウトカムズの3つの様相から基準が策定されている。
- 5) 国際的な共同教育プログラムそのものに対する質保証ではないものの、IROがいかに関学生交流プログラムを継続的なものとして運営できるように支援しているかを重視している。
- 6) プログラムの継続に向けてのIROsのスタッフマネジメントとプログラム修了・卒業生への管理に関する事項を含んでいる。
- 7) プログラム成果・経験、付加価値などアウトカムズに関する基準を設けており、学生交流プログラムの持続可能性の観点から、新しく開発されたイノベーション、プロセス、マネジメントシステムについて評価している。

<欧州における取組>

1) 経済、社会、文化面での統合との関係

欧州連合の設立を契機に、経済、社会、文化面での統合が促進され、その一環として高等教育の統合に向けた流れができています。

2) 各国の責任ある立場にある者（教育担当大臣）による定期的な会合

2年に1回、共同声明という形で具体的な行動指針が示され、その中には各国の教育制度及び教育体系の変更を余儀なくする項目も含まれるため、各国の教育担当大臣が直接議論に参加し、自国においては自らが矢面に立って改革を先導している。

3) 各国における教育の多様性の尊重と標準性の担保とのバランス

国レベルの資格枠組み等の例に見られるように、それぞれの国の事情に配慮しつつ、調整可能で標準化できるところを常に模索している。

4) 多様な利害関係者の参画

サービスの受け手である学生、サービスの担い手である教員、卒業生の受け皿となる産業界等、議論には多様な利害関係者が参画し、より俯瞰的な見地から方策等を模索している。

チェックリストの開発に当たっては、以上で見てきたアジアと欧州における国際的な共同教育プログラムに対する質保証の取組の事例のほかに、林ら（2012）の調査²⁴の結果も総合的に参照している。本報告書の第2章、第3章では、教育の質の保証という視点から、質保証のための観点の重要性和実施状況、課題や工夫点について調査結果をまとめている。

第3節 訪問調査からの知見

現地を訪問した調査結果からは、以下のことが明らかとなった。調査の際に利用した資料、データ及び調査の際のインタビューの記録は、資料1として大学ごとに巻末に示す。

- 1) 共同教育プログラムは機関レベルにおいて過去の学生交流等の実績または、教員の個人レベルにおける交流を通じて形成された信頼関係をもとに構築される場合が多く、特に、大学院において共同研究を通じたネットワーク構築が重要となっている。
- 2) 共同性の高いプログラムでは、プログラムの実現化に向けて、参加大学間共同による委員会などを設置し、定期的に会合を開き、学年暦のずれ、単位互換方法等について協議を行っている。
- 3) 相手大学が公的な認証を受けているかについて確認しない場合がある。

²⁴ 林隆之、金性希、森利枝、齊藤貴浩、鈴木賢次郎（2012）．海外の高等教育機関の連携・共同を伴う教育プログラムに関する調査報告書．大学評価・学位授与機構

- 4) 全体的に学生募集に苦勞があり、相手大学との参加学生数において不均衡が見られる。
- 5) すべての共同プログラムにおいて、より活発な交流への障害要因となりえる学年暦（アカデミック・カレンダー）の相違に対応し、クォーター科目の導入、集中講義の実施などの調整をしながら交流を進めている。
- 6) 単位互換制度においては、UCTS、ACTS²⁵など統合されたものを導入している日本の大学は少なく、学部によって一括認定するか、教員による個別認定するかである。相手大学の単位が1科目3単位となるので、3単位科目を新設するか、1単位を帰国後に履修させるなどの対応をとっている。また、単位認定の上限を設定する場合が多い。
- 7) 単位認定の際には、授業時間、実際の教育内容、シラバス内容が科目ごとに考慮され、同等性を確認しているが、同等性の基準は連携先大学が同一であっても日本における大学ごとに異なることになることが確認されている。
- 8) 学位プログラムの構築において、相手大学と科目のすりあわせが肝要であり、もともと時間（1年以上）を要しており、さらに、大学によっては、学内の教授会の承認にも苦勞するという。大体、プログラムの準備から実施まで、2年~3年がかかるという。
- 9) ダブル・ディグリー・プログラムにおいて、一つの論文で二つの学位が授与される場合がある。この場合の学位の質の保証については、プログラムを実施している双方の大学における捉え方に委ねられている。また、相手大学の論文に関する規定により、当該国語での論文作成や共同による論文審査ができない場合においても、双方の大学の合意によって実施されていることを確認した。
- 10) プログラムに参加する海外の相手大学の学生は、受けてきた教育システムの体系が異なり、学生の経験、能力の度合が異なる。その結果、論文指導において日本人教員の負担が多くなる場合は、非常に優秀な学生が参加することにより、日本人学生にもよい動機付けとなる場合など、一律に論ずることができない。
- 11) （東南アジアの）相手大学と比べて、日本の大学が比較的に予算的、人力的、学内実施体制的に環境が整備されており、協力レベルにおける差異が顕在化する場合もある。
- 12) 教員への直接的なインセンティブはほとんどなく、教員は人材育成つまり学生を育てるという教育者マインドをもってプログラムを担当しているといえる。
- 13) 相手大学との交渉を通じて職員力の向上がはかられている点、教員の能力開発のためのワークショップなどの実施がよい効果をもたらしていることが確認できた。
- 14) 国際的な共同教育プログラムを展開するに当たり、いくつかの共通の課題が内在する。とくに、学年暦、単位互換の方法、成績評価、カリキュラム調整等である。これらへの対応はプログラムごとに多様であるが、相手大学と十分な協議をとって適切な方法を取り入れて学生の需要に応えている。

²⁵ UCTS（UMAP Credit Transfer Scheme）アジア太平洋大学交流機構(UMAP)で開発する単位互換方
ACTS（ASEAN Credit Transfer System）ASEAN 大学連合において実施している単位互換制度

第4節 チェックリストに要求される条件

チェックリストを開発するための枠組みを考える際に、多くの内部質保証のため基準において採用されている PDCA の考え方と、プログラムをインプット→プロセス→アウトプットという3つ観点から見る方法とを参考にして、共同教育プログラムの構築から実施まで、段階別に構成することにした。『プログラム構築』『学生選抜・資源確保』『教育実施』そして『成果測定・評価』の4段階である。

また、各大学で展開しているプログラムは、大きく学位授与を伴うプログラム（ダブル／ジョイント・ディグリー、ツイニング）と学位を伴わないプログラム（単位互換・認定）に分けて今回の聞き取り調査内容は、今後の手引書（チェックリスト）策定に向けて基礎資料とするため、以下の事項について整理する。

- プログラムの種類にかかる用語の整理

ダブルディグリー、デュアルディグリー、ジョインディグリーに対する用語の定義が異なる場合があり、海外の大学と共同で教育プログラムを実施する際には、当該プログラムの種類による用語の定義を相互に確認、整理する必要がある。

- プログラムの構想に向けての信頼関係

多くのプログラムの構想の始まりは、部局・機関レベルまたは教員の個人レベルにおける交流の経験や実績をもとにしており、特に、大学院（研究）においては教員間の共同研究等の交流がプログラムとして組織化されている。言い換えると、個人的、組織的に信頼関係がすでに存在することを前提としてプログラムの構想は始まるということがほとんどであるということである。

- 実施体制、運営

すべてのプログラムで、了解覚書（MOU : Memorandum of Understanding）または合意覚書（MOA : Memorandum of Agreement）を締結しているが、重要なのは締結内容にどのような事項及びどの程度まで具体的に内容を記述しているかという点である。覚書の締結にあたり、委員会の構成及び協定校に担当部署の設置または既存の海外オフィスを活用しつつ、担当者間の密接な交渉プロセスが必要となり、時間を要する場合が多く、特に、カリキュラムの調整において科目内容の確認に時間がかかっている。協議手段としては対面とメールや電話による連絡を含め、遠隔会議システムを有効に活用している。

共同教育プログラムを実施に当たり、担当教育の負担増加を問題として認識している場合があるものの、ほとんどのプログラムにおいて授業を担当する教員へのインセンティブは用意して協力を求めるなどの方法をとるに至っていない。

- 学年暦・カリキュラム

国際的な共同教育プログラムを実施する際の課題の一つは、協定校との学年暦を含む制度的相違であり、日本側の大学はクォーター科目の導入、3単位科目の新設、定期的な国際シンポジウムを開催、サマースクールやウィンタースクールの積極的な実施などの工夫をして交流を進めている。

- 単位互換・認定／成績評価

東アジアにおいては、相手大学は通常1科目=3単位制度であり、1対1での互換・認定もあるが、その他に単位互換・認定においての調整は以下の3つで行われる場合が多い。第一に、新しく3単位科目を新設する場合と、相手大学で取得した3単位をそのまま認定するような場合、そして科目の読み替えはせず授業内容との整合性を考慮し、単位数を組み込んでいる場合などがある。

- 教職員

プログラムを計画とおりに実施し、目的を達成するするために欠かせない側面である。場合によっては、新たに教職員を採用必要があり、プログラムを推進するために必要な外国語能力を含め、教員の場合は、教育内容や水準に適合した人材であることが望まれている。また、教職員ともにプログラムを円滑に運営するための数（人的資源）が確保できているとともに、教職員の能力開発・キャリア開発を支援するための取り組むことで、プログラムのは円滑化がはかられている。これらのことは、ほとんどのプログラムが外部資金によって創設されるために、そのための予算措置によって新規人員を確保することができている。しかし、これらのプログラムの継続において、担当する教員の確保が重要であるという認識は共通している。

- 学生選抜・参加

プログラムによっては、学生選抜については相手大学に任せる場合もあるが、プログラムの目的や教育内容を踏まえて、連携する大学間で選抜の基準・方法について協議を行なっている。特に、語学力は学生が期待する学習成果を得るために、また、途中で脱落することを防ぐための第一の要件となると考えられている。また、充実したプログラムを展開するために、参加学生数に関する適切な設定が必要であり、学生募集のための活動において、プログラムに関する情報が十分に伝わるように取り組む努力がなされている。

- 財政と施設・設備

プログラムを運営していくための予算は、適切に配分されるとともに、継続的に確保するための戦略・計画を立てている場合がほとんどである。また、学生への財政支援に関して、相手大学と協議し、適切な金額、支給基準などについて明確に定めること、参加した

学生の学習・生活に支障がないように、適切に支給する仕組みを整えることも重要であるとされてる。

さらに、プログラムに参加した学生が現地の大学の学生と同様に学内の施設が利用できるか、キャンパスライフに配慮し、多言語、多文化に対応できる環境は構築できているかについて検討する必要があることが明らかになった。

- 教育内容・方法

国際的な共同教育プログラムとして、明確に定めている目的を達成に向けて、教育課程の体系的な編成のためのカリキュラムの調整を慎重に行わなければならない。共同で科目を開設する場合は、科目の計画・設計、実施・管理、成績管理について、十分に協議し、責任の所在を明確にする必要があるが認識されている。また、国際的な共同を伴うプログラムであるだけに、教育面での付加価値や国際競争力の向上のための内容が具体化・明確化されていることでより魅力的なプログラムとなり得た事例が多い。

プログラムの中に、インターンシップを行う場合は、参加学生がもつ留学資格でどの範囲まで活動がかわるか、不法にならないように、当該国における就労関係の法的規制、慣行を確認し、それに対応していく必要が認識されるようになっている。。また、eラーニングによる教育提供の場合は、相手大学の ICT 環境の整備状況を確認し、生じ得るトラブルを想定し、対応方法を講じておく必要が指摘されている。

- 付加価値、学習成果

プログラムを提供する大学は、それが国際的に共同で実施するプログラムであるだけに得られる付加価値と学習成果について明確に示す必要があり、またこれらについてプログラムに参加した学生が獲得できているかについて測定、評価可能にするための方法を定めておく必要という 2 つの点について共通の認識は存在しているが、その完全な実現に成功したとしているプログラムはない。

- 学位授与

ツイニング・プログラムを除き、共同で学位を授与する際の基準は、連携する大学と十分に協議をしたうえで設定されていること、設定した修了基準を踏まえて、適切な学位授与のための審査が実施されることが望ましい。また、論文作成が修了要件である場合、相手大学の規定及び、制度上の差異を踏まえて、論文の内容、言語、本数について、十分に協議をしたうえで、適切な方針を定めている場合が多い。また、プログラムの概要や履修内容及び成果等に関する情報を記載した資料の様式を参加大学間で調整し、学位記の追記資料として添付することが望ましいと考えられ、実施されている。これは、学生にはむろんのこと、企業や一般社会への理解や認識を高めるためのエビデンス及び説明責任という観点から重要であると考えられる。

- 内部質保証

多くのプログラムでは、プログラム修了後、参加学生した学生にアンケート調査を実施し、フィードバックを得ているが、プログラムの質の向上・改善のためには、より定期的かつ体系的な意見聴取には結び付いていない。また、アンケート調査だけではなく、懇談やレビュー委員会への学生参画など多様な方法への工夫が望ましいと思われるが、たとえばキャンパスアジアの学生委員会のような例を除くならば、学生の内部質保証への参画はまだそれほどみられない。また、共同によるプログラムである以上、自大学の学生が相手大学で教育を提供されることを踏まえると、連携している大学間で、どのようにプログラムに関する質保証活動をしていくかについて協議または情報共有することが、より質の保証を伴ったプログラム作りに重要であると考えられている。

第5章 まとめ

本報告書では、国境を越えて提供される高等教育の取組みとして、アジアと欧州における取組みの事例を把握するとともに、日本と東アジアの大学間で展開されている国際的な共同教育プログラムを対象に聞き取り調査を実施した内容を取りまとめた。

「キャンパス・アジア」と「AIMS」プログラム等は、世界展開力強化事業として審査基準を満たしたものとして採択されたものであり、ある程度の水準は保たれているプログラムが展開されているいえる。また、補助事業としてではなく大学独自で展開している多くプログラムが存在するなか、国際的な共同教育プログラムがどのように形成され、取り組んでいるかの実態、及び、プログラムを運営していくうえで問題・課題が生じる。

本調査では、これらを包括的に参照しながら、大学が質保証を伴った共同教育プログラムの実施のために活用できるチェックリストの開発を試みた。チェックリストは解説等を加えて、手引書として作成されている（別冊資料参照）。

チェックリストを含む手引書が、現在、国際的な共同教育プログラムを実施している大学を含めて、今後このようなプログラムを計画・予定している大学にとって、プログラムの質の向上、改善のために検討できる視点を提供できるものとして、また、プログラムのリスクの低減に資するものとして、一助となることを願うものである。さらには、日本と連携しているパートナー校において、日本の大学と共同教育プログラムを展開する際に、同様の視点が提供できるという点で、質を伴ったプログラム作りに対する認識の共有と理解が得られることを期待する。

巻末資料一覧

1. 資料 1) 国内大学における共同教育プログラムの事例
2. 資料 2) ASEAN Plus Three における高等教育概要および質保証・評価システム一覧
<ASEAN 諸国>
<日本、中国、韓国（URL のみ）>
3. 資料 3) ASEAN Plus Three のアカデミック・カレンダー（URL のみ）
4. 資料 4) 国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会
（i ）研究会のプログラム
（ii ）出席者リスト

別冊資料

- ・ 質保証を伴った共同教育プログラム実施のための手引書

資料 1) 国内大学における共同教育プログラムの事例

資料 1 においては、共同教育プログラムを実施している各大学を訪問し、責任者、担当者に対する聞き取り調査を含めて、実地調査を行うことによって知り得た事実、意見を大学ごとにまとめて記載している。とくに、大学ごとの国際交流の状況を整理したうえで、調査対象プロジェクトの位置付けが明確になるように努めている。

これらの大学を対象として詳細な調査を行った事情については、第 1 章第 4 節において述べた。

第 1 節 早稲田大学

1.1 大学の規模、特色等

2015 年現在、17 学部（通信教育課程を含む）、25 研究科を設置しており、学生数は学部 43,440 名、大学院 8,638 名（修士／専門職位学位課程：6,622 名、博士後期課程 1,969 名）である。2014 年現在、教員数は専任教員 1,841 名（教授 1,076 名、准教授 164 名、講師 19 名、助教 151 名、その他 431 名）、専任以外 3,565 名である²⁶。

2012 年には、創立 150 年を迎える 2032 年に向けて中長期計画 Vision150 を策定し、この中で国際化の数値目標として、受入留学生数は 4,362 名から 10,000 名（全学生の 20%）に、卒業まで全学生を海外に派遣するという目標も設定するなど国際化の推進に向けて取り組んでいる。

1.2 国際交流

1.2.1 外国人留学生の受入

早稲田大学は、日本で最も多くの外国人学生を受け入れている。2009 年から 4 年連続で全国 1 位²⁷となっており、2013 年現在の留学生数は 3,743 名である（表 2-1-1）。同大に所属する全学生の約 7% を占めている。出身国・地域別にみると、中国が 1,867 名（約 50%）で最も多く、次いで韓国が 742 名（約 20%）、台湾が 251 名（約 7%）、そして米国が 174 名（約 5%）でつく。

²⁶ ・2015 年度学部数・大学院数、学生数・生徒数（2015 年 5 月現在）は
<http://www.waseda.jp/top/assets/uploads/2015/08/students2015.pdf> に、
・2014 年度教員数（2014 年 5 月現在）は、
<http://www.waseda.jp/top/assets/uploads/2015/10/2014kyoinsu1.pdf> による。

²⁷ 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) の外国人留学生在籍状況調査結果より。

表4-1-1 早稲田大学の外国人留学生数

(名)

区分	学部		大学院				国際教養 1年プログラム	日本語 別科	日本語 教育	合計
	正規	非正規	修士 正規	博士 正規	修士 非正規	博士 非正規				
私費	1,331	4	1,296	345	49	9	10	35	56	3,135
国費			107	105	27	14		21		274
交換		38			37	11	169	69	10	334
総計	1,331	42	1,403	450	113	34	179	125	66	3,743

注) 2013年5月1日現在、在留資格「留学」を持っている在学学生を指す(「休学中」「(海外に)留
学中」の学生は含まない)

(出典) http://www.waseda.jp/cie/pdf/admission/date/201305_ip.pdf

1.2.2 日本人学生の海外派遣

日本学生支援機構の2012年度の調査結果²⁸によると、協定等に基づく日本人学生派遣数の多い大学の最上位は早稲田大学(1,612名)であり、学内の諸プログラムによる日本人学生の海外派遣数は表2-1-2に示すとおり、2014年7月現在3,172名である。

表4-1-2 早稲田大学の派遣留学生数

(名)

	プログラム	2009	2010	2011	2012	2013
長期 留学	交換留学プログラム	239	294	326	314	423
	TSAプログラム	391	347	393	430	473
	ISAプログラム	118	114	123	120	131
	ダブルディグリー・プログラム	73	47	69	67	75
	私費留学	96	119	180	153	148
	小計	917	948	1,091	1,084	1,250
短期 留 学	留学センター 短期プログラム	572	738	737	806	837
	留学センター以外の短期プログラム	-	-	-	-	247
	ゼミ等による海外実習	-	-	-	686	838
	小計	572	738	737	1,492	1,922
合計		1,489	1,686	1,828	2,576	3,172

(出典) <http://www.cie-waseda.jp/jp/about/statistics/#a01>

²⁸ http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/ref12_s_01.html

1.2.3 海外大学等との交流協定状況

2014 年 2 月現在、早稲田大学の海外大学等との交流協定の締結状況は以下のとおりである。

- 大学間協定：367 件（欧州 129、アジア 121、北・中南米 76、中東・アフリカ 24、オセアニア 17）
- 部局間協定：338 件（アジア 202、欧州 75、北・中南米 52、オセアニア 5、中東・アフリカ 4）

1.2.4 海外拠点等

1991 年にヨーロッパ地域を対象とした研究活動の支援を行うためにドイツのボンに「ヨーロッパセンター」を開設した。以降、パリ（フランス）、ニューヨーク、サンフランシスコ（米国）、北京、上海（中国）、台北（台湾）、シンガポール、バンコク（タイ）などに海外オフィスを開設している。

1.3 聞き取り調査（平成 25 年 6 月）

1.3.1 調査対象プログラムの概要

早稲田大学が実施している「アジア地域統合のための東アジア大学院（EAUI）拠点形成構想」事業は、平成 23 年度大学の世界展開力強化事業（タイプ A・II）キャンパス・アジア中核拠点形成支援に採択された事業である。取り組んでいる部局はアジア太平洋研究科であり、北京大学（中国）、高麗大学校（韓国）、ナンヤン工科大学（シンガポール）、タマサート大学（タイ）の 4 大学と連携している。これらの大学とアジア地域統合プログラム（セメスター交換留学、サマー/ウィンター・スクール、ダブルディグリー・プログラム）、及び共同研究を展開するというプログラムとして、アジア地域統合に関する社会科学をベースとした包括的専門性を持つ人材育成を目的としている。

構想名称：「アジア地域統合のための東アジア大学院(EAUI)拠点形成構想」

構想目的： アジア地域統合のための永続的な大学院教育拠点として東アジア大学院(East Asian University Institute:EAUI)を 2020 年に開設することであり、EAUI を通じて「地球益」と「地域益」の実現に貢献できる高度な専門性を持った人材を養成

取組部局： アジア太平洋研究科

海外連携： 北京大学(中国)、高麗大学(韓国)、ナンヤン工科大学(シンガポール)、タマサート大学(タイ)

1.3.2 交流内容

キャンパス・アジア（CA）EAUI プログラムを構成する 5 つの科目群による交流を実施している。それぞれの科目群の概要は以下のとおりである。

- ① セメスター交換留学：春学期と秋学期にパートナー4 大学にセメスター留学する。

- ② サマー・スクール：5大学の教員・学生が集まり、早稲田大学で実施する夏学期開講科目の一つ。フィールドトリップも実施。
- ③ ウィンター・スクール：5大学の教員・学生が集まり、パートナー4大学の持ち回りで実施する冬学期開講科目の一つ。現地でフィールドトリップも実施予定。
- ④ CA 集中講義：早稲田大学とパートナー大学 2 大学合同で実施する集中講義。*
- ⑤ CA コア科目：EAUI プログラムに特化した CA コア科目。

* 2014 年 10 月現在休講中

以上のように、早稲田大学を含む 5 大学の学生が集うなど、密度の濃い共同学習を行うように工夫されている。下図の履修モデルに沿って、キャンパス・アジアの関連科目で 12 単位を取得した学生には、認定証が交付される。

◆修士課程 基本モデル



国費留学生モデル(奨学金等の受給規定によりセメスター留学への応募資格がない学生のためのモデル)



◆博士後期課程 基本モデル



*但しサマースクール・ウィンタースクールのいずれかの単位修得を必須とする。

図 4-1-1 修士・博士後期課程 履修基本モデル

(出典) http://www.waseda.jp/gsaps/eaui/educational_program/images/Cert_Chart_Japanese.jpg ²⁹

²⁹ 本資料における図版は、すべて各大学、各プログラムがウェブサイトにおいて公表されているものを引用している。

1.3.3 ジョイント・サーティフィケートの導入

ジョイント・サーティフィケートの導入にむけて、早稲田大学を中心に、バイ（早稲田と他のそれぞれの4大学）及びマルチ（全大学参加型）の会議を重ねており、単位の数え方の相違といった課題を明らかにしながら、実現にむけた協議をすすめている。

1.3.4 東アジア大学院（EAUI）構想

2020年頃に設立という一定の目標を定めてはいるが、現段階では、この大学院がどのような形を採るかの結論は出ていない。むしろ、設立に際して生じる課題を洗い出し、その方策や突破口がどこにあるのか、補助事業期間中（2015年度まで）に突き詰めていく予定である。

1.3.5 その他の質疑応答

【問】事業のうち、うまく進んでいる部分はどこか。

【答】早稲田が中心となって、他の4大学へ協力を求めながら事業を進めているという実施体制を置いており、サマー／ウィンター・スクールでは、ナンヤン工大が第2回（2012年12月）を引き受けるなど、良い連携サイクルが生まれている。

ジョイント・サーティフィケートに関しては、2大学の研究科長の連名で発行するもの。5大学との協議を重ねている。今後、具体的な運用から、5大学全部を含めた形への拡大、またジョイント・ディグリーにも発展していくための土壌は固まりつつあると認識している。

バイまたは全大学参加の教職員会議（遠隔形式等）を通じて、忌憚のない議論ができしており、5大学間のネットワークが強固になりつつあると認識している。

【問】実施上、大きな課題はあるか。

【答】日本人学生があまり海外に出ないことが課題。（取組部局である）アジア太平洋研究科の学生は博士課程への進学率が低く、したがって、就職活動も2年間の修士課程のなかで行わなければならない、大きな制約となっている。構想調書に示した交流学生数の目標値（2012年度：派遣25名、受入40名）は達成しているが、今年度は配分予算が減額されたなかで、いかに日本人学生を確保していくかが課題である。一方、アジア太平洋研究科は学生数400名中、留学生が7～8割を占めており、早稲田からの他大学派遣には留学生も含まれている。

※参考：交流学生数実績

年度	2011	2012
派遣（早稲田→海外）	19	26
受入（海外→早稲田）	20	40
他大学間移動		15

【派遣】計26名

早→高麗 2名（交換）
早→ナン 2名（交換）
早→北京 1名（交換）
早→タマ 2名（交換）
早→ナン 14名（ウィ）
早→北京 5名（集中）

【受入】計40名

高麗→早 2名（交換）
ナン→早 2名（交換）
北京→早 4名（交換）
タマ→早 1名（交換）
4大学→早 24名（サマ）
タマ→早 7名（集中）

（略語）早：早稲田大、ナン：ナンヤン工科大、タマ：タマサート大

交換：セメスター交換留学、ウィ：ウィンタースクール、サマ：サマースクール、集中：キャンパス・アジア集中講義

【問】単位互換についてはどのような考え方・仕組みを導入しているか。

【答】EAUI 構想に向けては、質の保証を伴った単位互換システムの整備が重要と考える。

パートナー大学では1科目＝3単位で運用が行われているという現状を踏まえ、よりスムーズに単位互換を行っていくために、「CA 集中講義」という3単位科目を導入した。一方、相手大学で取得した3単位科目も、早稲田において2単位に減らさずそのまま算入できることとした。

- ・ 単位互換も行うが、カリキュラムの共通化も目指していく。その一つとして、アジア地域統合のための「コア科目」については、4専門分野×4テーマ＝16のマトリクスに各大学の科目を当てはめることで、カリキュラムの共同性を高める取組みを進めている。

※4×4 マトリクス

分野 1. Global Network and Regional Governance
2. Sustainable Development
3. Citizenship, Identity and Community
4. Traditional and Non-traditional Security

テーマ A. Economics
B. Political Science
C. Anthropology/Geography/Sociology
D. History/Humanities

	1	2	3	4
A	3	2	2	
B	3	4	2	3
C	2	1	2	
D	2	2	2	

- ・ また、クォーター科目（「秋学期前半科目」）を部分的に導入したことで、これまで学年暦の違いが障壁となっていたナンヤン工科大学とタマサート大学に学生を春学期に派遣することが可能となった。

【問】3単位科目等の導入の際、学内の調整の経緯はどうだったか。

【答】事業採択時に、文部科学省からも学内における新たな取り組みの突破口となるよう激励があった。3単位科目のような新たな取り組みはアジア太平洋研究科で検討し、主に本部の教務部門との調整を経て導入することになる。

【問】相手大学も同様の履修モデルを採用しているのか。

【答】ナンヤン工科大、タマサート大との間で、同様の履修モデルを採用することで合意の見通しが立った。

- ・ なお、早稲田大学とナンヤン工科大とは、ダブルMBAプログラム（1年間のフルタイムプログラム修了により、両大学のMBA（修士レベル学位）を2つ同時に取得可能）を長く展開しており（2006年開講）、共同の教育プログラム提供に関する蓄積がある。

【問】成績評価の相互認定はおこなっているのか。

【答】相手大学で取得した成績を算入している。成績の換算表を作成し、例えば北京大学の点数を早稲田大学の ABC 評定に当てはめている。学部ほどの科目数が多くないため、学部に比べると成績の認定は難しくないかもしれない。

【問】相手国における評価や質保証について、何か対応の必要が生じているか。

【答】現段階では、ジョイント・ディグリー・プログラムに至っていないため、特段の対応の必要性は生じていない。

【問】早稲田大学のキャンパス・アジアプログラムの満足度、付加価値等はどうか。

【答】サマー／ウィンター・スクールに関する問合せ率が高く、様々な国の学生が一か所に集って学び合うという点に対する、参加学生からの評判も高い。一方で、テーマをもっと絞り込んだ方がよいなど、プログラムに対する学生の意見も届いている。

【問】アジア太平洋研究科の入学志願者には、プログラムが認知されているか。

【答】志願者向けのパンフレット等でプログラムについて周知し、出願時にプログラム参加希望についてのアンケートを行っており、入学者に対してはオリエンテーション等でのアプローチを行うなど、入学前からの働きかけに力を入れている。

【問】今後、東アジア大学院に発展していく際に、パートナー校の学生からは授業料を求めるのか。財政的な支援体制はどういう状況か。

【答】現段階では、交換留学では、参加学生には航空運賃と奨学金が支給される。サマー／ウィンター・スクールにおいても、航空運賃が支給される、また、2013 年 8 月にサマー・スクールの一環として開催する国際シンポジウムでは、国際交流基金の後援を受けることとなっている。なお、パートナー校の学生に参加費を求めるかどうかはまだ決めていない。

【問】キャンパス・アジアのプログラムは学内にどう波及しているか。

【答】このプログラムには、他研究科の学生も参加可能であり、それぞれの研究科のルールに従い、取得単位の認定が可能となっている。

【問】東アジア諸国との質の保証を伴ったプログラムの展開にむけて、どのような支援や仕組みがあると良いか。

【答】一番の課題は、やはり日本人学生の参加をどう確保するか。その大きな壁は、日本の就職活動システムそのものにあると感じている。2 年間のうち 1 セメスターを留学に充てると、学生にとっては就職活動に遅れをとってしまう懸念がどうしても生じてしま

う。欧米偏重ではなく、アジアも含めて留学経験が高く評価されるような認識が高まっていくことを切に望む。

一方で、アジア太平洋研究科においても、プログラムの先にある就職のイメージを学生に明示していく必要性も認識している。

第2節 大阪大学

2.1 大学の規模、特色等

2015年現在、11学部、10大学院、6大学院独立研究科が設置されており、学生数は学部15,535名、大学院7,886名（修士／専門職位学位課程：4,641名、博士後期課程3,245名）である。教員数（非常勤教員は除く）は、3,184名（教授936名、准教授840名、講師234名、助教1,158名、その他16名）である³⁰。

2.2 国際交流

2.2.1 外国人留学生の受入

大阪大学の2013年現在の外国人留学生数は全学生の約8%となる1,985名である（表4-2-1）。地域別の割合をみると、アジアが1,588名（80%）で最も多く、次いでヨーロッパ207名（10.4%）、北米と中近東ともに52名ずつ（2.6%）で続く。また、留学生が最も多い部局は工学研究科・工学部（498名）であり、次いで経済学研究科・経済学部（185名）、言語文化研究科（168名）、基礎工学研究科・基礎工学部（139名）が続く。

表4-2-1 大阪大学の外国人留学生数(2013年現在) (名)

	学部	大学院			研究生等	総計
		修士	博士	合計		
国費	79	134	233	367	176	622
私費	244	398	358	756	363	1,363
合計	323	532	591	1,123	539	1,985

(出典)<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/about/profile/files/profile2013.pdf>

2.2.2 日本人学生の海外派遣

2012年度に派遣された日本人学生数は150名であり、うち98名は大学間協定にもとづく交換留学生数であり、50名は部局間協定に基づく派遣数である。

2.2.3 海外大学等との交流協定状況

2013年現在、早稲田大学の海外大学等との交流協定締結は以下のとおりである。

- 大学間協定：99件（アジア41、ヨーロッパ35、北米15、オセアニア4、中南米3、アフリカ1）
- 部局間協定：402件（アジア175、ヨーロッパ153、北米37、中近東10、アフリカ10、中南米9、オセアニア8）

³⁰ 2015 OSAKA UNIVERSITY PROFILE（2015年10月発行）

（http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/about/profile/files/profile2015_10.pdf）による。

2.2.4 海外拠点等

サンフランシスコ(米国)、グローニンゲン(オランダ)、バンコク(タイ)、上海(中国)に教育研究センターを設け、国際的な教育研究活動及び現地での同窓会活動のサポートを行っている。

2.3 聞き取り調査（平成 25 年 6 月）

2.3.1 調査対象プログラムの概要

調査対象プログラムの概要大阪大学が実施している「アジア平和＝人間の安全保障大学連合を通じた次世代高品位政策リーダーの育成」事業は、平成 23 年度大学の世界展開力強化事業（タイプ A・II）キャンパス・アジア中核拠点形成支援に採択された事業である。取り組んでいる部局は、国際公共政策研究科であり、連携している海外大学は下記のボックスに示すように 2013 年に新たに加盟した 2 大学を含めて 7 大学である。なお、本構想は国内の 3 大学（広島大、長崎大、名桜大）とも連携し、特色あるカリキュラムをもつ国連平和大学との交流を行っている。これらと連携し、歴史に学び、多様性を重んじ、共通課題に協力して取り組む精神と方法を学ぶ場の構築を通じて、地域社会ひいては地球社会の未来を担う政策リーダーを育成する。重点テーマは平和構築、社会開発、多文化共生、健康開発である。

構想名称：「「アジア平和＝人間の安全保障大学連合」を通じた次世代高品位政策リーダーの育成」

構想目的：国際社会が直面する複雑で困難な諸問題－紛争、貧困、差別、疾病等－を克服するために、高い理想と柔軟な発想をもち、的確な知識を身につけ、隣人とともに手を携え、協力して取り組める次世代の有為な人材を養成。

取組部局：国際公共政策研究科

海外連携：デ・ラ・サール大学（リベラル・アーツ学部大学院課程） フィリピン

ナンヤン工科大学（S. ラジャラトナ国際学大学院）	シンガポール
---------------------------	--------

シアー・クアラ大学（法学部大学院課程）	インドネシア
---------------------	--------

東ティモール国立大学（政治社会学部大学院課程）	東ティモール
-------------------------	--------

パヤップ大学（東南アジアグローバル・スタディーズ）	タイ	※2014.3 停止
---------------------------	----	------------

パンナサストラ大学（政治国際関係学部大学院）	カンボジア	※2013.1 加盟
------------------------	-------	------------

チェンマイ大学（政治行政学部大学院）	タイ	※2013.8 加盟
--------------------	----	------------

国内連携：広島大学（国際協力研究科）、長崎大学（国際健康開発研究科）、名桜大学（国際文化研究科）、国連平和大学とも交流している

2.3.2 プログラム内容

上記の大学による「アジア平和＝人間の安全保障大学連合」を形成し、単位互換を含む大学間協定を結ぶ。プログラムはメイン（1 セメスター・留学プログラム）とサブ（短期

集中プログラム)、両方を行う「連結型」プログラムの3タイプが用意され、日本と東南アジアの大学間で学生交流(派遣・受入)のもと授業が行われる。

<メイン・プログラム>

1セメスター(6か月)の期間、日本の大学から東南アジアの大学へ、東南アジアの大学から日本の大学へ学生を相互に派遣し、それぞれの専門分野での交流を行う。いずれの場合も、フィールド調査、インターンシップ等、多彩な内容を盛り込むことが可能である。

<サブ・プログラム>

10日間の日本プログラムは東南アジアからの留学生を対象に日本で行い、平和と人間の安全保障をテーマとする理論学習と平和学習(広島・長崎・沖縄)を柱とする。2週間の東南アジアプログラムは日本の学生を対象に東南アジアの大学で行い、同様のテーマの下、各地の特徴をいかしたケーススタディー、フィールドトリップを柱とする。いずれのプログラムでも学生自らが研究し発表を行うワークショップで締めくくる。

2.3.3 教育内容の可視化・成果の普及

日英両言語によるホームページの開設、成果の発表を行うオンライン・ジャーナルの発行、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した学生主体のコミュニケーション、ネットワーキングを目的とするセミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催を通じて可視化・普及を図る。

2.3.4 日本人学生の派遣・留学生の受入れを促進するための環境整備

<日本人学生の派遣促進>

東南アジアの大学との単位互換を含む大学間協定を締結する。各大学に平和＝人間の安全保障をテーマとする授業ないしはプログラムを開設し、英語教育の強化、東南アジア各言語の講習、フィールド調査のファシリテーション等を行う。

<留学生の受入れ促進>

上記の大学間協定に加え、受入れ大学での日本語教育の強化、チューター制度、フィールド調査、インターンシップ等の多様なニーズに対応できる留学生対応窓口の設置を行う。

2.3.5 交流学生数実績

日本人学生の派遣数はサブ・プログラム12名、メイン・プログラム8名であり、外国人の受入は、サブ・プログラムに10名、メイン・プログラムに10名となっている。

表 4-2-2 大阪大学のプログラムにおける交流学生数 (名)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
派遣	12	20	20	20	20
受入	10	20	20	20	20

2.3.6 その他の質疑応答

本事業は、主に大阪大学において企画し、提携大学からの理解を得ながら運営している。これまでの経緯及び感想については下記のとおりである。

【問】 成功点（デ・ラ・サール大学について）

【答】 提携校のひとつ、デ・ラ・サール大学は、現在連携している海外の大学の中でもよい関係を築いているといえる。同大はフィリピン国内でも認知度も高く国際交流についても経験を有している大学であり、大学運営体制が明確化されている（教員は研究活動に専念、事務組織体制（教務・国際部）の明確さ）。

- ・ デ・ラ・サール大学は、柔軟(flexible)な対応をしてくれているので助かっている。
- ・ 授業及び運営に係る言語がすべて英語であり、コミュニケーションがしやすい。
- ・ 学期が米国式で 1 学期が 4 ヶ月間。実際のセメスター・プログラムでは、4 ヶ月+インターンシップとなり、日本から派遣する場合、9-12 月であることで都合がいい（就職活動の開始時期に間に合う）。
- ・ 学生の負担経費が安価である。

【問】 課題点（全体を通して）

【答】（留学期間） 日本人学生の留学期間は、設定上 6 ヶ月としているが、就職活動の関係もあり、授業終了後に帰国するのが現状（4 ヶ月）。来年度、就職活動時期が変われば、実質 6 ヶ月派遣が期待できる。

（東南アジア留学の魅力） 欧米への留学に比べ 4 ヶ月学習後の延長希望者がいない。東南アジアへの留学希望の目的（魅力）の定義（メニュー化）化が急がれる。

（大学間交渉） 相手大学との交渉が必要であるが、そもそも本事業は補助金で大阪大学から財務的支出をしていることから、比較的、各大学とも誠実に対応してくれている。相互経費負担となれば、学生の在籍期間など、交渉が厳しい状況になるだろう。

（制度的課題）

- ・ 制度的枠組みとしての課題は、やはり学期の相違が大きく、東南アジアと日本の学期をあわせることは、相互に制度的課題として存在している。東南アジアでは ASEAN 統合の一環として大学院は 8 月開始に足並みが揃いつつある。
- － シンガポール（ナンヤン工科大）は、修士 1 年間で留学に向いていないものの、留学義務化を進めていて、学生の 25%が留学経験者である。ナンヤン工科大には、日

本に関する授業（日本語・日本文化教育）がないということもあり、日本に対する関心が薄かった。現在、日本に関する授業の開設に関心が高まっていることもあり、今後の協力関係も変わってくるかもしれない

- 東ティモールでは、日本に関する授業（語学・文化教育）はなく、留学する学生も少ない。留学を希望する学生は非常に多く、傾向としては、豪州か米国への希望が多く、その次に日本が候補となる余地があるかもしれない。
- カンボジアでは、2重学籍が存在しており、有名校に在籍しながら、特有学問分野を私立大学において学習し、国立大学と併せ、同時期に2つ学位を取得している例が多くある。パンナサストラ大学は、前の教育大臣が退任後に設立した大学で、カウンターパートの教員はアメリカ人で教育はすべて英語で行っている。
- インドネシア（シアー・クアラ大）の修士課程は公務員（社会人）が多い。そのため留学希望は少ないが、学部学生は留学希望者が多い。そのため本事業では、シアー・クアラ大学の学部生を受入れているが、国際法専攻課程（英語で授業が行われている）の学生であるため優秀である。

【問】単位互換に関して

【答】フィリピン、タイ、カンボジアの大学では、1科目3単位が通常設定である一方、大阪大学の科目はすべて2単位である。海外留学先として、日本への関心は高いが、単位互換の観点では、学生に不利益をもたらしており、実際の留学先候補として弊害となっている（先方から3単位にしてほしい旨要請がある）。

例) 大阪大学「2単位」→海外大学「2/3単位」（1単位分を先方の大学で調整している）

- ・ 大阪大学において3単位科目を開始することは、教員負担や学内制度の改正が必要となり、現時点では困難と言わざるを得ない。
- ・ 東ティモールに対しては、東ティモールの大学教育がまだ初期段階にあり制度構築できていないため、頻繁に訪問による意見交換を行いながら、情報収集に努めている。
- ・ ナンヤン工科大学との単位互換は行っていないが、理由として、大学院は研究で博士課程に重点をおいており、単位という考え方を持たないからである（英国に同じ）。授業は聴講可能だが、履修するというシステムが存在しない。もともと博士課程教育における研究活動（フィールド実施）が主体となっている。先方からの日本派遣も博士後期課程学生である。
- ・ デ・ラ・サール大学からの単位に対する大阪大学における認定については、科目の読み替えはせず、海外での授業内容について、大阪大学との授業内容との整合性を考慮し、単位数のみ組み込んでいる（成績も組み込み）。
- ・ シアー・クアラ大学からの取得単位に対する大阪大学の認定については不可となった例があったが、理由として、当該授業が学部対象の科目であったことによる（現在は事前の調査により、派遣予定学生に対する周知・指導を徹底している）。

- ・ UMAP や UCTS などの利用は考えていない。

【問】日本の学生の採用状況

【答】平成 25 年度に 11 名（大阪大学からは 4 名）採用し、ほとんど（10/11 名）が日本学生支援機構（JASSO）の奨学金（学習奨励費）による派遣対象。大学間協定により、授業料は不徴収。日本への留学は平成 24 年度については 10 名来日している。授業料は不徴収。

【問】海外大学とのカリキュラム調整

【答】相互に提供できる科目について、各大学と協議している（コンソーシアム間でのカリキュラム調整はしていない）。英語による授業のみ対象としている（日本の大学側は少数）。

【問】日本国内の大学連携

【答】大阪大学が運営事務局となり、広島大学、長崎大学、名桜大学との連携体制で運営している。研究科の特色により、各大学の留学生受入分野に特色がある。

- 大阪大学＝国際公共「国際法・国際関係論・国際経済」
- 広島大学＝国際協力「平和構築・開発協力」 ※すべて英語による授業
- 長崎大学＝国際保健「公衆衛生」 ※受入実績はない（東南アジアの連携大学部局において該当分野がない） ※派遣学生は JICA や NGO 派遣員として活動する
- 名桜大学＝国際文化

・ コンソーシアムとしてのカリキュラムの融合は考えていない。2014 年度から広島大学、大阪大学、チェンマイ大学をつないでテレビ会議システムを使った合同授業を行っている。

・ 大阪大学が窓口であり、日本への留学生受入・派遣に係る事務手続きなどは同大を経由、一括して行っている（4 大学が集合し行う国際学会の企画運営なども行っている）。

【問】東南アジアの大学に対する広報活動

【答】本プログラムでは、サブ・プログラムとして、相互国間で毎年 1 度 10 日間程度のショートプログラムを行っており、その後メイン・プログラムにつなげている。

留学経費は大阪大学にて支給。単位（2 単位）化もされている。

・ ナンヤン工科大学では、日本研究の専門家が存在しなかったが、本プログラムを開始したことにより同大にて検討されてきている。また、昨年、大阪大学主催でジャパンセミナーと称し、日本研究に関するセミナーを開催し、シンガポールにおける日本への関心を高める活動も行った。

【問】ジョイント（JD）/ダブル・ディグリー（DD）への発展は視野にあるか

【答】2015年4月から、大阪大学とデ・ラ・サール大学とでダブルディグリー・プログラムを開始すべく最終段階の手続きに入っている。

- ・ 将来的にも、各大学の研究科独自の特色に沿って協力関係を維持していく予定である。
- ・ 他の大学のJD/DDはまだ難しいようである。実際、DDを取りたい学生がどれくらいいるのか、また取ったとしてどういう将来のメリットがあるのかが定かでない。
- ・ 解決のための具体的な方策として、大阪大学において、研究科レベル組織といった包括的な対応ではなく、もっと個別にユニット化し、各ユニットの研究分野の特殊性を基に連携することを模索していきたい。

【問】東南アジアに対する日本人学生への本プログラムにおける貢献とはどういった点か

【答】日本人学生への動機づけは大きな課題である。東南アジアを学習の場にする意義を確立させていく必要がある。まずは、教員の中で東南アジアに対する認識を高める必要がある。

- ・ 連携する海外の大学自体の魅力を導き出し、研究対象となる分野の確立が重要である
- ・ 特に経済学に対する東南アジアでの研究は、本来有意義であると思われるが、その魅力に対する認知度が低い。また、日本の大学院の経済学カリキュラムが厳しく設定されているため、留学している余裕がないという事情もある。

【問】東南アジアの各大学との連携活動

【答】東南アジアの各大学とは、そもそも研究者の個人レベルの交流で開始されたこともあり、年に1度学会などで集合することも行っている。東南アジアの各大学間では、交流は盛んであるが、コンソーシアムは組んでいない。

- ・ 日本の各大学における本プログラム修了後は、各授業実施校（名）及びコンソーシアムとして、学生に対し修了書（プログラム修了書及び成績評価書）を発行する。
- ・ 東南アジアの大学における学習に関する諸証明書は、各実施校からのみ（コンソーシアム化されていないため）。
- ・ 学生にとっての本プログラムについての付加価値は、成績表上の「留学による単位取得」であるが、学生は修了書自体に価値を見出しているようである。

第3節 京都大学

3.1 大学の規模、特色等

2015 年現在、10 学部、18 大学院が設置されており、学生数は学部 13,416 名、大学院 9,150 名（修士／専門職位学位課程：5,479 名、博士後期課程：3,671 名）である。、教員数（特定有期雇用を除く）は 2,789 名（うち教授 1,032 名、准教授 769 名、講師 157 名、助教 831 名）である³¹。

3.2 国際交流

3.2.1 京都大学の外国人留学生数は 2013 年度現在、学部生 275 名、大学院生 1,283 名である（表 4-3-1）。

表 4-3-1 京都大学の外国人留学生数（2013 年 5 月現在）（名）

学部		大学院				研究生等	総計
学生	聴講生	修士/専門 職学位	博士	聴講生	合計		
189	86	426/86	720	51	1,283	175	1,733

（注 1）総計 1,733 名中、留学ビザ留学生は 1,692 名

（注 2）学部・聴講生には特別聴講学生、短期交流学生、科目等履修生を含む

（注 3）大学院・聴講生には特別聴講学生、特別研究学生、短期交流学生を含む

（出典）http://www.kyoto-u.ac.jp/contentarea/ja/issue/ku_profile/documents/2013/gaiyo13_16.pdf#a02

3.2.2 海外大学等との交流協定状況

- 大学間協定： 99 件（アジア 32、北米 16、中南米 1、欧州 35、オセアニア 6、中東 2、アフリカ 4、その他 3）
- 部局間協定： 566 件（国・地域別データなし）

3.2.3 海外拠点等

海外拠点としては 1963 年、タイ（バンコク）に設置した事務所が最初であり、その後研究拠点や海外オフィスなどを 12 カ国（50 件）に設置している。

シアトル（米国）、ロンドン（英国）、コンケン、パトゥムターニー、バンコク（タイ）、アルーシャ、キゴマ、ダルエスサラーム（タンザニア）、ウィントフック（ナミビア）、ニアメ（ニジェール）、ハノイ、フエ（ベトナム）、リマ（ペルー）、クアラルンプール、クチン、コタ・キナバル、サンダカン、ダナムバレー、ブキッメラ、ミリ（マレーシア）、ヤンゴン、イエジン（ミャンマー）、ヴィエンチャン（ラオス）、深圳、北京（中国）

³¹ 京都大学概要 2015（2015 年 7 月発行）

（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku_profile/documents/2015/all.pdf）による。

3.3 聞き取り調査（平成 25 年 6 月）

3.3.1 調査対象プログラムの概要

上述した早稲田大学、大阪大学とともに、平成 23 年度大学の世界展開力強化事業（タイプ A・II）キャンパス・アジア中核拠点形成支援に採択された京都大学の事業は「強靱な国づくりを担う国際人育成のための中核拠点の形成・災害復興の経験を踏まえて-」という構想であり、取り組んでいる部局は、工学研究科である。このプログラムでは、東日本大震災からの復興プロセスにおける貴重な経験を生かし、自然災害の多発する ASEAN 諸国との相互交流の下に、連携大学間で災害に対する強靱な国づくりを担うリーダー養成を目的とした協働教育プログラムを開発する。

世界展開コンソーシアムを形成する京都大学及び ASEAN 連携大学（下記ボックスの 6 大学）は、いずれもユネスコの高等教育情報ポータルサイト、世界大学ランキングサイト等に掲載されている、それぞれの国でトップレベルの大学であり、所属国における教育省・教育訓練省等から公式に学位授与に関する認可を受けているため、単位の相互認定及び教育の質の確保に関する制度は完備している。連携大学間で単位相互認定等を実施し、他国での受講を推奨することにより、学生の相互交流と留学体験を推進する。さらに、ASEAN 連携大学において日本人派遣学生の国際交流や若手研究者が英語教育を行える環境と、日本に受け入れる留学生や若手研究者が、被災地や復興プロセスを視察・学習して得た経験を自国に還元できる環境を整備する。

構想名称：「強靱な国づくりを担う国際人育成のための中核拠点の形成・災害復興の経験を踏まえて-」

構想目的：日本と同様に今後大規模災害の発生が想定される ASEAN の大学と連携して中核拠点（世界展開コンソーシアム）を形成し、東日本大震災からの復興の過程を踏まえながら、強靱な国づくりを担う国際人を育成

取組部局：京都大学大学院工学研究科

連携大学：チュラロンコン大学	タイ
カセサート大学	タイ
アジア工科大学	タイ
バンドン工科大学	インドネシア
ベトナム国家大学ハノイ校	ベトナム
マラヤ大学	マレーシア

3.3.2 プログラム内容

本プログラムでは、参画大学間で減災／復旧／復興に関するリーダー養成を目的とした基礎科目・エンジニアリング科目・マネジメント科目からなる英語による協働教育カリキュ

ラムを構築する。京都大学の学生は、ASEAN連携大学で開講されるエンジニアリング科目履修のために派遣され、ASEAN連携大学の学生は、京都大学で開講されるエンジニアリング科目及びマネジメント科目履修のための受入が行われる。また、本プログラム参加学生のうち、修了要件（基礎科目3科目6単位以上・エンジニアリング科目3科目6単位以上・マネジメント科目2科目4単位以上）を満たした学生には、修了証書（Certificate）が授与される。

さらに、ASEAN 連携大学へ京都大学若手教員 6 名を派遣し、ASEAN 連携大学の若手教員 6 名を受け入れて行われるコラボレーション講義を実施することで、若手教員を対象に英語による教育機会を与える。

3.3.3 教育内容の可視化・成果の普及

構想の実施や達成状況を評価し、その可視化と改善を図るため、評価委員会を組織し、自己評価・外部評価を実施する。協働教育プログラムの自己評価は、学生へのアンケート結果に基づいた本学の自己点検・評価システムに組み入れることにより、次年度以降の講義の改善やカリキュラムの改良に役立てる。

また、本学の内部に既に存在する様々な全学の国際交流を行っている国際交流推進機構の諸機能をフルに活用しながら、専用ウェブサイトの開設、連携大学へのパンフレット配布、留学生フェア等を利用した広報による情報提供と成果の普及に努める。

3.3.4 日本人学生の派遣・留学生の受入を促進するための環境整備

<日本人学生の派遣促進>

大学間学生交流協定に基づく交換留学制度や多くの部局で行われている海外インターンシップ・研修実績に基づき、学生への説明会や相談サービスを充実させている。派遣学生は、派遣期間前、期間中、帰国後を含め、アカデミックカレンダーを勘案して策定された学習プログラムに従って学習・研究を実施する。

<留学生の受入れ促進>

上記の大学間協定に加え、受入れ大学での日本語教育の強化、チューター制度、フィールド調査、インターンシップ等の多様なニーズに対応できる留学生対応窓口の設置を行う。

3.3.5 交流学生数実績

<日本人学生の派遣>

本プログラムでは、2年度目以降の平成24～27年度の間には毎年度15名の京都大学学生の派遣を考えているため、5年間で合計60名の学生を派遣する。受入留学生の数も同数である。

<ASEAN学生の受入>

京都大学で受け入れる ASEAN 学生数は毎年度 15 名（初年度の受け入れは 0 名）を予定しているため、1 校当たりの受入学生数は 2～3 名である。

表 4-3-2 交流学生数 (名)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
派遣	0	15	15	15	15
受入	0	15	15	15	15

3.3.6 その他の質疑応答

【問】事業の概略はどのようなものか。

【答】本事業は、2011年に発生した東日本大震災からの復興の過程を踏まえながら、京都大学とASEANの連携大学の間で、単位互換認定を伴う短期留学による修士・博士課程の学生交流及び若手教員の相互派遣を主体とした協働教育プログラムによる国際人育成を目的としている。

具体的な枠組みとしては、京都大学とASEANの連携大学の間で、減災／復旧／復興リーダー育成を目指す協働教育カリキュラムを開発するとともに、そのカリキュラムに沿った実践的な教育を実施し、開発した協働教育カリキュラムに即した単位相互認定を伴う教育プログラムをそれぞれの連携大学で実施するものである。

【問】どのような実施体制をとっているか。

【答】京都大学では、4部局「工学研究科（社会基盤工学専攻・都市社会工学専攻・都市環境工学専攻・安寧の都市ユニット）、経営管理教育部・研究部、地球環境学舎、防災研究所」を本事業の活動主体として形成し、学際的取組となっている。全学サポート体制も整備されている。

- ・ ASEAN 連携大学としては、従来からの交流実績を踏まえ、アジア工科大学、チュラロンコン大学、カセサート大学（タイ）、ベトナム国家大学ハノイ校（ベトナム）、バンドン工科大学（インドネシア）、マラヤ大学（マレーシア）の4ヵ国6大学で（図2-3-1）、いずれも、それぞれの国でトップレベルの大学であり、所属国における教育省・教育訓練省等から公式に学位授与に関する認可を受けている。また、いずれの大学も、世界各国の大学・高等教育研究機関との交流協定に準じた教育交流プログラムを実施しており、単位の相互認定及び教育の質の確保に関する制度は完備している。
- ・ 本コンソーシアムを形成するASEAN連携大学はいずれも京都大学と大学間学術交流協定締結校または部局間学術交流協定締結校である。

英語能力に関しては、TOEICを採用している（最高900点/最低700点）。ASEANからの学生選抜に関しては連携大学に一任している。

- ・ASEAN連携大学との学期設定の相違に対する問題を回避するため、「集中講義」による開講により対応している。
- ・エンジニアリング科目Ⅰ&マネジメント科目1科目は、昨年度（注：平成24年度）は8月に4週間日本で実施。徹底した現場主義が特色で、講義に加えて、現地実習を実施している。平成24年度は東北地方に赴き、東日本大震災被災地を視察し、また京都市内の防災水利施設、神戸市内の「人と防災未来センター」、「震災資料保管庫」を視察した。
- ・ASEANエンジニアリング科目Ⅰ&Ⅱは、9月にタイで4週間行った。2科目とも10コマ講義+5コマのフィールドワークで実施する（タイ3大学と共同開発）。平成24年度のフィールドトリップではタイのプーケット、アユタヤ等に赴き、①スマトラ地震・津波・地すべり、②大水害・海岸浸食の被災現場を調査し、またバンコク市内の洪水管理センターを視察した。
- ・マネジメント科目は、京都大学の経営管理研究部開講科目を遠隔講義としてタイ3大学と接続して実施した。

表4-3-4 エンジニアリング科目の実施状況

エンジニアリング科目	実施(月) 校	単位数
ASEAN エンジンアサブジェクトⅠ	(9月) カセサート大学	2 単位
ASEAN エンジンアサブジェクトⅡ	(9月) カセサート大学	2 単位
エンジニアリングアサブジェクトⅠ	(8月) 京都大学	2 単位

【問】単位互換制度はどうなっているか。

【答】本プログラムにおける連携校との単位互換システムは確立されているといえる。

- ・1科目2単位で計8科目（3・2・2科目）16単位。京都大学の修士課程の修了要件は32単位（うち修士論文8単位）。
- ・大学間の学生評価への対応は、実施大学で評価点をつけ、学生の在籍大学に送付、各大学における成績評価基準に照らして成績を決定している。
- ・単位数については、タイの3大学において京都大学との相違がみられる。例えば、京都大学が「2単位」を提供し、先方大学が「3単位」として認定するとすれば、残り「1単位」分を自大学の授業で補っている。

【問】成績評価はどのようになっているか。

【答】京都大学では、GPA制度を導入していない。専門職大学院では相対評価を行っているコースもある。本プログラムのもとでは、成績はそのまま各連携大学に提出している。

【問】 その他特記事項

【答】 本カリキュラム科目の単位を取得した学生には、本プログラム修了証書(Certificate)を授与している（プログラム責任者：大津教授の署名）。

- ・ 京都大学から参画している教員総数は4名。
- ・ 全体で女子学生も多くおり、タイの大学の総数割合は、全体の40%が女子学生である。
- ・ 学期のズレについては、集中講義を8,9月に無理を言うて行うことにし、それで克服している。
- ・ 協働教育科目の開発に際しては、3大学で1ヵ月に5回程度集まって協議した。
- ・ 昨年度は、京都大学の大学院生から26名の応募があり、15名を選考。選考規定を策定し英語にて他大学へ送付している。京都大学では、志望動機・TOEICスコア（700-900）を提出させている。ASEAN側は、2倍の応募があった。
- ・ マラヤ大学以外、各大学3人枠でJASSO奨学金を支給している（GPAが3を超える者）。
- ・ 昨年度実施した本プログラムの総括を行うべく、第1回FDシンポジウムとして、3月にタイにおいて開催し、課題として、学生の英文レポート作成能力が挙げられた（特に日本人学生）。その他、授業実施期間の圧迫も指摘され、今後、改善に向けた計画を進める方針である。
- ・ 本プログラムへの補助金終了後（現在、年間5千万円）の対応も検討を始めており、現在、京都大学ですべて支給している学生に対する渡航費、交通費、宿泊費等の経済支援について連携大学との分割化や学内の財務的運用による対応策について考えている。
- ・ 京都大学からは、若手教員の人材育成として積極的に参画を促しており、本プログラムの正規科目の一員として担当させている。
- ・ FDは有益で、今年は京都大学で11月下旬くらいに行いたい。
- ・ 学部学生対象のワークショップを行ってリクルート活動をした。京都大学からは、大学院進学内定者15名を派遣した。
- ・ 協働教育科目は、教員5名程度が担当、その他にフィールドワーク補助者として10名程度の規模で運営している。すべてに京都大学の教職員が参画。昨年度のタイでのプログラムでは、バンドン工科大学及びベトナム国家大学ハノイ校の教員にも担当してもらった。
- ・ 学生からのフィードバックとしては、集中講義を消化できないまま、すぐにフィールドワークにいったことから、授業内容を理解するのに苦労したなどの指摘があり、今年は改善のための工夫をする予定。
- ・ 京都大学からは、修士1年生の参加が多く、ASEAN側からは修士2年生が比較的多い。

【問】 課題点

【答】 （研究レベル） 本プログラムを学部学生にまで広げるかについては、災害復興とい

う分野に必要なフィールドワーク主体の現地調査形式であることを踏まえ、学習という観点からは困難ではないかと考えている（特に災害の場合、エンジニアリング科目はコア科目。工学は基礎積み上げが重要な科目なので、学部学生プログラムへの発展は不可）。

（連携協力体制の向上） 本プログラムにおける ASEAN との連携を深めるためには、制度の話ではなく、相互理解が重要であり、それも研究者の個人レベルでの共同研究を通じた人脈ネットワーク構築からはじまると考える。

第4節 東北大学（法学研究科）

4.1 大学の規模、特色等

2015 年現在、10 学部、16 大学院が設置されており、学生数は学部 11,126 名、大学院 6,705 名（修士／専門職位学位課程：4,097 名、博士後期課程：2,608 名）、教員数は 2,990 名（教授 889 名、准教授 748 名、講師 170 名、助教 1,183 名）である³²。

4.2 国際交流

4.2.1 外国人留学生の受入

東北大学の 2013 年現在の外国人留学生数は全学生の約 6.5%となる 1,159 名であり（表 2-4-1）、地域別の割合をみると、アジアが 1,214 名（84.5%）で最も多く、次いでヨーロッパ 81 名（5.6%）、中南米 48 名（3.3%）、中近東 41 名（2.9%）、北米 26 名（1.8%）で続く。また、留学生が最も多い部局は工学研究科・工学部（424 名）であり、次いで経済学研究科・経済学部（147 名）、文学研究科・文学部（147 名）、理学研究科（135 名）が続く³³。

表 4-4-1 東北大学の外国人留学生数（2013 年現在）

	学部	大学院		
		修士	博士	合計
国費	39	66	159	264
私費	117	400	378	895
合計	156	466	537	1,159

（出典）http://www.bureau.tohoku.ac.jp/koho/pub/gaiyou/gaiyou2013/pdf/gaiyo2013_29.pdf

4.2.2 日本人学生の海外派遣

2012 年度は、60 名の日本人学生が交換留学生として協定校に派遣され、半年あるいは 1 年間の交換留学を体験している³⁴。

4.2.3 海外大学等との交流協定状況（2014 年 3 月 1 日現在）

- 大学間協定： 32 か国 186 機関（アジア 80、中近東 2、アフリカ 2、太平洋地域 4、北米 25、中南米 1、欧州 67、NIS 地域 6、国際機関 1）
- 部局間協定： 43 か国 332 機関

³² 東北大学概要 2015（2015 年 7 月発行）

（<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/koho/pub/gaiyou/gaiyou2015/pdf/gaiyo2015.pdf>）及び、東北大学ウェブサイト（<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/01/about0101/>）による。

³³ <http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/09/about0905/>

³⁴ 東北大学国際交流センター発行広報誌「北斗七星 vol.78」より

4.2.4 海外拠点等

1997年のロシア科学アカデミー・シベリア支部とのリエゾンオフィスの設置を機に、米国、中国、ロシアに計4つの海外オフィス、海外機関と13のリエゾンオフィスを設置している。

4.3 聞き取り調査³⁵（平成25年7月）

4.3.1 調査対象プログラムの概要

東北大学大学院法学研究科 GCOE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生（Gender Equality and Multicultural Conviviality in the Age of Globalization）」（2008年度採択、社会科学分野。以下、GCOE プログラムとする。）は、国際的な研究教育拠点を形成し、国内外の諸機関との連携に基づく研究体制及び人材育成体制を確立することにより、国際舞台で活躍できる若手研究者・法曹実務家・政策担当者など高度な専門家を養成するとともに、研究教育の成果を政策に還元することを目的とした。本プログラムは、2008年に開始され、2012年度で終了したが、本プログラムで創設された国際共同博士課程コース（Cross-National Doctoral Course 以下、CNDC とする。）は、その後も東北大学独自の経費措置により継続している。

プログラム：グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」

取組部局：東北大学大学院法学研究科（博士後期課程）

海外連携：清華大学*

中国

シェフィールド大学*

英国

リュミエール・リヨン第2大学*

フランス

エコール・ノルマル・シュペリユール(ENS-Lyon) *

フランス

国民大学校

韓国

オタワ大学*

カナダ

中国社会科学院*

中国

梨花女子大学校法科大学ジェンダー法学研究所

韓国

延世大学校*

韓国

ソウル大学校*

韓国

国立台湾大学*

台湾

ハイデルベルク大学*

ドイツ

*印は CNCD 実施の連携機関

³⁵ 4.3 内の図については、承諾のもと、東北大学 GCOE 発行の *Factbook 2012* 等のホームページ掲載資料より抜粋、図の大きさを加工し使用したものである。

4.3.2 プログラム内容

i) 国際的な研究教育拠点の機能

GCOE プログラムの研究活動は、ジェンダー平等、多文化共生、少子高齢化の 3 分野を相互に融合させつつ 15 のプロジェクトを立ち上げ、これに東北大学と連携拠点大学等の研究者が多数参加し、それぞれ研究会・国際的ワークショップを通じた議論を継続して行っている。また、以上の研究活動と並行しつつ、本プログラムの教育活動では、国際社会で指導的人材となる若手研究者を育成するため、東北大学と諸外国の大学との双方で博士号を同時に取得する、いわゆるダブルディグリーのコースとして、CNDC を設置した。さらに、研究・教育の任務に携わる博士号取得者を念頭においたグローバル COE フェローの任用を通じて、フェローに対する「若手研究者育成プログラム」も推進してきた。

国内では、東北大学大学院法学研究科等と東京大学社会科学研究所との間で、研究者や大学院生の交流を含む密接な連携関係を構築しており、また、上記の表に示す海外機関等の連携によって、研究プロジェクトにおける共同研究・国際会議の実施や、CNDC でのダブルディグリーを行う覚書 (MoU) の締結、学生の受け入れを行った (GCOE の下での CNDC は博士課程後期 3 年の課程の学生の受入れのみで、日本人の学生派遣によるダブルディグリー授与の実績はなかったものの、2013 年度には 1 名を派遣する)。

以上を踏まえて、国際的な研究教育拠点の機能は以下の 3 つに要約できる。

- 1) 近年のグローバリゼーションが生み出した新しい法的・社会的問題の分析
- 2) ジェンダー及びその他の社会的平等を実現し、異なる社会集団間の問題を解決するための社会的条件の探求
- 3) 博士課程後期3年の課程の学生とポスドクをはじめとする若手研究者の支援

ii) 15の研究プロジェクト

GCOEプログラム拠点リーダー及び15の研究プロジェクト名とプロジェクト責任者は以下のとおりである。

- | | |
|---|------------------|
| 1) 「多文化共生社会におけるジェンダー平等」 | 辻村 みよ子 (拠点リーダー) |
| 2) 「アジアのジェンダー平等政策と課題」 | 辻村 みよ子 (拠点リーダー) |
| 3) 「人間の安全保障と人身取引問題」 | 大沢 真理 (連携拠点リーダー) |
| 4) 「男女共同参画・多文化共生社会に求められる『リーダーシップ』教育の研究」 | 生田 久美子 |
| 5) 「被害者と加害者が共生する社会」 | 水野 紀子 (拠点サブリーダー) |
| 6) 「多文化共生とジェンダーをめぐる国際法規範の国内的履行と国際紛争の平和的解決メカニズムの実証的研究」 | 植木 俊哉 |
| 7) 「グローバリゼーションとナショナリズム」 | 大西 仁 (拠点サブリーダー) |

- | | |
|---|-----------------|
| 8) 「多文化共生政策の国際比較」 | 戸澤 英典 |
| 9) 「近代日本・戦後日本の対外態度」 | 牧原 出 |
| 10) 「グローバル時代の「公共性」再考」 | 稲葉 馨 |
| 11) 「少子高齢化をめぐる国家と私的領域」 | 水野 紀子(拠点サブリーダー) |
| 12) 「『法の経済分析』の手法に基づく、多文化交流、男女共同参画の政策効果の分析」 | 吉田 浩 |
| 13) 「少子高齢化社会の家族変動」 | 田中 重人 |
| 14) 「生活保障システムの比較ジェンダー分析」 | 大沢 真理(連携拠点リーダー) |
| 15) 「企業の人材活用におけるワーク・ライフ・バランス(WLB)支援と男女雇用機会均等施策の効果に関する実証的研究」 | 佐藤 博樹 |

iii) グローバルCOE拠点組織図

GCOEプログラムを実施するための全体組織図は以下のとおりである（図4-4-1）。



図4-4-1 東北大学のグローバルCOE拠点組織図

iv) クロスナショナル・ドクトラル・コース (Cross-National Doctoral Course : CNDC)

ア) コース概要

東北大学大学院法学研究科と海外パートナー機関が共同で学生の指導にあたる博士後期3年の課程で、当該コースに入学した学生は、東北大学と海外パートナー機関の双方に博士論文(原則として英文)を提出して、両機関の博士号を取得すること(ダブルディグリー)を目指す(図4-4-2)。

本コースは、2009年に開始され、GCOEプログラムとしては、2012年度で終了したが、その後も東北大学自身の経費により継続して教育、若手人材育成が行われている。

GCOEでは、東北大学大学院法学研究科と海外パートナー機関の博士後期課程の学生が対象で、海外パートナー機関での学位のほかに、東北大学の学位が得られるメリットがある。

イ) 海外パートナー機関

東北大学大学院法学研究科と海外の大学との連携体制は、右記、図4-4-3のとおりである。いずれも、東北大学大学院法学研究科と海外のパートナー機関1機関との二機関の連携による共同学位審査である。海外パートナー機関間(横のつながり)の連携協力は本体制内では行っていないものの、多くの場合、海外パートナー機関は独自に連携し合っている。

ウ) 履修モデル

東北大学大学院法学研究科における履修モデルは図4-4-4のとおりである。本コースは、2012年3月にGCOEプログラムとして終了した後も、東北大学大学院法学研究科独自の取組として継続されている。

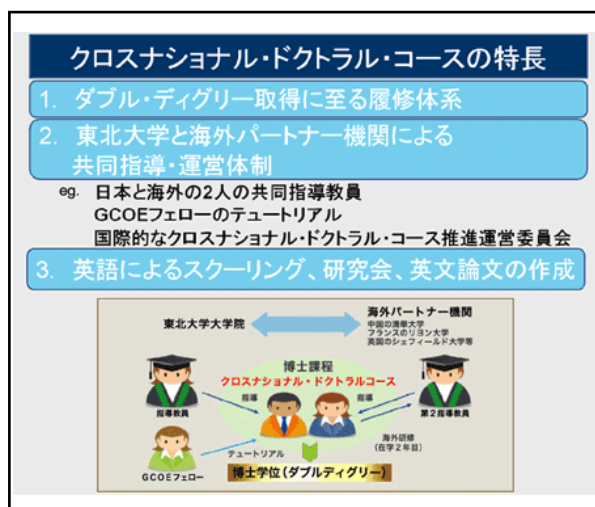


図 4-4-2 クロスナショナル・ドクトラル・コースの特長



図 4-4-3 CNCD の国際共同実施体制

CNDC のひとりひとりの学生に対して、東北大学大学院法学研究科、海外パートナー機関のそれぞれから 1 名以上計 2 名以上の指導教員（supervisors）が、緊密な連携を取りながら、研究指導・論文指導を行っている。また、ポストクの若手研究者から選抜された特任フェローによる定期的な個人指導（チュートリアル）も行われる。学生は、海外パートナー機関及び東北大学の両方に学籍があることが前提である。

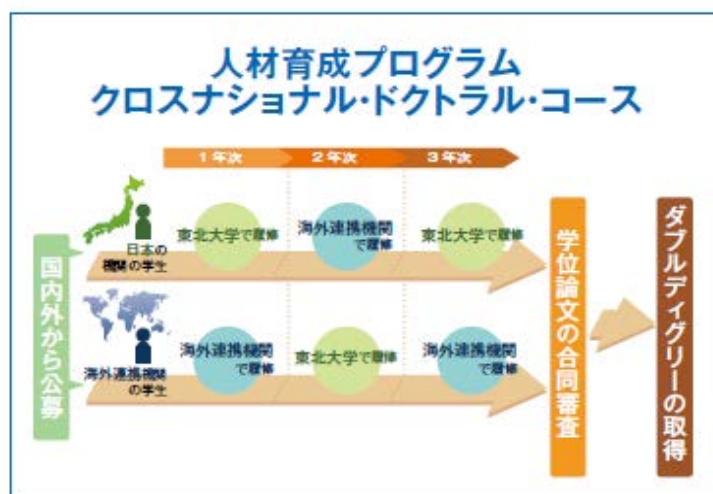


図 4-4-4 CNCD の履修モデル

エ) 日本人学生の海外派遣と海外学生の受入

これまでの海外パートナー機関との連携強化、また、本コースを発展させることを目的に、2013年度は、東北大学大学院法学研究科の学生1名が海外パートナー機関のひとつである英国・シェフィールド大学に派遣される。当該学生は、現在、同研究科博士課程後期3年の課程の2年次であり、2014年1月から、1年間、英国にて研究指導を受け、1年後、東北大学へ復帰、論文提出に向けて、東北大学及びシェフィールド大学との連携体制のもと、研究指導を受ける。

学生の身分としては、英国留学時、東北大学では「博士課程後期3年の課程の2年次に在学」、シェフィールド大学では「正規博士後期課程の1年次に入学」という取扱いとなる。

海外学生の受入については、まず、海外パートナー機関の博士後期課程に1年次として入学、研究活動を開始、次年度、東北大学大学院法学研究科博士後期3年の課程1年次にCNDC学生として入学（海外パートナー機関では2年次に進級）、その後、海外パートナー機関へ復帰、東北大学と海外パートナー機関の共同指導体制を維持しながら、当該学生の論文作成進捗状況を鑑み、学生の修了時期を確定させている。

東北大学における博士課程後期3年の課程を修了するための必要単位数は「8単位」である。海外パートナー機関の学生に対しても同単位数の取得と博士学位論文提出を課している。海外パートナー機関の学生に対する在日中（東北大学在学中）に受けるべき論文指導について、指導教員・副指導教員がそれぞれ4単位ずつ受け持ち、各々の教員は、前期に2単位、後期に2単位の構成で、原則として週1回、ゼミ形式で論文指導（博士論文指導A～D）を行う。実質的にはマンツーマンの指導となり、殆どの場合、指導の頻度も週1回では十分でないため、学生の研究の進捗状況等によって異なるが、それ以上の頻度で指導が行わ

れているのが現状である。

入学審査は、当該学生の①修士論文、②研究計画書及び③博士課程の1年目で何をやってきたのか、といった点を確認したうえで、④東北大学における面接試験を Skype により行っている。

提出された博士学位論文に対する審査も海外パートナー機関と合同で行う。当該論文提出学生が在学している海外パートナー機関の指導教員または外部審査委員と、東北大学の指導教員が出席する口述審査も海外パートナー機関での開催も含め1会場で行う。海外パートナー機関によっては、口述試験に指導教員は参加しないなどの制約がある場合もあるので、その際は調整している。

東北大学では、口述試験審査会の決定を受けた後、学内協議を得て、学位授与の決定を行っている。

オ) 交流学生数実績

<受入実績> 「東北大学大学院法学研究科博士課程後期3年の課程への受入状況」

2009年度(9名) -- シェフィールド大学(英国) / エコル・ノルマル・シュペリ
ュール(ENS-Lyon、フランス) / リュミエール・リヨン第2大学(フランス)
 / 清華大学(中国)

2010年度(10名) -- シェフィールド大学 / リヨン第2大学 / 清華大学 /
中国社会科学院(中国)

2011年度(10名) -- リヨン第2大学 / 清華大学 / 中国社会科学院 / 延世大学校
(韓国)

2012年度(5名) -- シェフィールド大学 / 清華大学 / 中国社会科学院

2013年度(4名) -- 中国社会科学院 / 延世大学校 / ハイデルベルク大学(ドイツ)

2013年10月までの累計=総勢38名を受入

<ダブルディグリー授与>

○2011年3月(フランス人学生1名: リュミエール・リヨン第2大学在学)

2012年12月にリヨンにて、東北大学とリュミエール・リヨン第2大学による博士論文合同審査合格、両大学よりそれぞれ博士の学位が授与、CNDCにおける最初のダブルディグリー取得者となる。

○2011年9月(中国人学生3名: いずれも清華大在学)

2011年8月に北京にて、東北大学と清華大学による博士論文合同審査合格、両大学よりそれぞれ博士の学位が授与された。

○2012年3月(英・英国・イタリア・ドイツ・アイルランド・ポーランドからの学生5名: いずれもシェフィールド大学在学)

2012年2月にシェフィールドにて、この5名に対する両大学による博士論文合同審査を実施。両大学からそれぞれ博士の学位が授与された。

○2013 年 3 月（フランス人学生 1 名・日本人学生 1 名の 2 名：いずれもリュミエール・リヨン第 2 大学在学、中国人学生 1 名：清華大学在学）

2012 年 11 月と 2013 年 2 月にリヨンにて、東北大学とリュミエール・リヨン第 2 大学による博士論文合同審査合格、また、2013 年 2 月に東北大学にて清華大学側からの審査委員参加のもと博士論文審査合格、両大学からそれぞれ博士の学位が授与された。

2013 年 3 月までの累計＝12 名に博士学位を授与

修了者に対する学位記は、当該学生が在籍した大学からそれぞれに授与される。CNDC としての修了を証する両大学からひとつの **Certificate** なるものは、現在、修了者に対して提供されていないが、学生の CNDC としての在籍も証した「修了証明書」が東北大学大学院法学研究科からは公式に発行されている。

カ）博士学位論文

CNDC としての学位論文は、原則、英語により作成・製本し、各大学へ同一内容の製本論文が提出される。中国においては、中国のパートナー機関への論文提出は中国語とされており、これの審査には、中国における法学・政治学分野の学位論文審査においては外国人による審査の制度がないことから、海外の審査委員は中国での学位論文審査に参加が認められていない。東北大学には、中国語で書かれ中国のパートナー機関へ提出された論文と同一内容とみなされる英文博士論文を提出することになるが、専門用語の英語翻訳などには難しさもあり、東北大学への論文提出、論文審査及び学位授与時期が遅延する例も発生している。論文審査における口述試験は、一般にも公開して開催されることもある。

キ）学生支援

CNDC 学生は、安定した条件の下で研究に専念できるよう、リサーチ・アシスタント (RA) として採用、各種業務に携わることにより月額約 16 万円が支給されている。MoU に基づいて検定料、入学料及び授業料は免除され、渡日のための旅費や滞在費は支給されていないが、学会等への旅費などにも充てられる研究奨励費が別に支給される。

4.3.3 その他の質疑応答

【問】ダブルディグリー・プログラムの成果について

【答】CNDCにおける一定の成果を挙げるとすれば、海外パートナー機関との連携による博士学生の育成及び成熟させることの意義の重さである。

本コースが訴える意義の明確化は、当該研究科内でも議論中だが、日本文化や関連する諸分野の研究を扱うことから開始し、あらゆる現象や社会的課題への普遍的な考え方を教授することを主張している。

学生にとってのメリットとしては、特に欧州における就職の際に、その優位性を発揮している。シェフィールド大学やリュミエール・リヨン第2大学の担当者からも、ダブルディグリーが、欧州での就職の際に尊重されている状況と聞いている。また、特に中国では、東北大学の学位自体も重要視されていると聞く。

【問】ひとつの論文でふたつの学位が授与されることへの考え方は（学位の質の保持）

【答】CNDC コースの学生は、実質的に二つの異なる大学で異なる教員の指導を受けながら英語での論文執筆に臨む。

研究の中身に関していえば、出身校でなされる指導が比較的大きな比重を占めることになるが、海外から東北大にきた学生の研究についていえば、東北大滞在期間中の研究活動がどの程度論文に反映されているかが学位授与の重要な判断基準になっており、実質的に二つの異なる大学でそれぞれきちんとした研究実績を残すことが二つの学位を取得するうえでの前提条件となっている。つまり、CNDC の学位は、海外で研鑽を積みなければ獲得できない学位であり、大学院在学中に敢えて母校とは異なる環境で研究することにチャレンジをすることを通じて二つの学位を同時に取得できるというメリットが得られるという仕組みになっている。無論、参加学生の大半は英語が母語ではないので、英語による論文執筆は、母語による執筆よりもはるかに難易度が高い作業となる。博士課程在籍中に一年間海外の博士課程に参加し、異なる国の指導教官から課された課題をクリアしつつ英語で博士論文を執筆することが、母国に留まって母語で論文を書くのとは比べてどの程度大変な作業であるかという評価は人によって分かれるだろうが、少なくとも本学は二つの学位を授与するのに値する作業であると捉えている。

【問】今後、ジョイント・ディグリーへの転換は考えているか

【答】ここまでの道のりでも、海外パートナー機関との協議や学内の調整等に変な労力を費やしてきた。現在も、この取組みの維持や未だ残る課題を解決することに集中している。従って、法学研究科では、ジョイント・ディグリーに関する議論は存在するものの、同制度への全面的な転換を前提とした取り組みはいまだ本格化していない。仮にジョイント・ディグリーへの転換の可能性を研究科として探ることになった場合には、海外パートナー機関との協議はもとより、大学全体の国際化の方向性との調整が肝要となるであろう。

【問】CNDCに関連して、東北大学の本部と法学研究科の連携は

【答】GCOE での予算を獲得した背景もあるが、学生の支援については、法学研究科で行っている。本部で行う留学生用のオリエンテーションと法学研究科のオリエンテーションと両方を受けることになっており、2 段階構成となっている。今後は、東北大学の国際

化に関しては、全学の国際戦略方針のなかで、各学部・研究科の取組みを強化する計画になっている。

【問】現在の課題は

【答】2011年の震災後、欧州からの学生数が減少したなか、中国との交流は活発化したが、現在、海外パートナー機関との課題を挙げるならば、中国人学生への対応である。中国からは清華大学及び中国社会科学院といった高等教育機関から学生を受け入れている。

中国でも一流の高等教育機関で学んできている学生であり、将来は中国において官僚にもなっていくような人材が多い。中国は、政治体制や文化的背景（法律に対するとらえ方）が日本とは異なっており、特に、法学分野における知識、考え方を教授するにあたっては、法律に関する根本的な認識の違いを感じながら、きめ細かく対応することが求められている。西側の国家では、権力を抑制するための法制度という考え方が根底にある一方、中国においては、権力を行使するための法制度といった考え方である。このような認識で育ってきた学生が東北大学で学ぶことによって、意識に少しでも変化があるとよいと願っているし、それこそが海外の大学で博士の学位を取る意義だと感じている。異なる政治体制を持つ国の学生にも門戸を開くという理念のもとで、中国からの留学生を受け入れてきたが、やはり日中間で博士課程の学生に必要とされるスタンダードに少なからず相違が見受けられる。このため、当初は中国側の推薦を尊重して受け入れた学生の知識不足を本学教員による個別指導で補うという態勢で臨んだが、担当教員の負担増の問題が顕在化したため、受け入れ基準を引き上げる方針に転換した。これにより、中国からの受け入れ学生の知識不足の問題は事実上解消されたが、逆に参加学生数が横ばいの状況が続いている。ちなみに欧州からの学生に関しては、学問としての土台が共通しているので、学生への指導に大きな問題はなく進められている。

また、CNDCの博士論文合同審査においては、通常、海外のパートナー機関における審査に東北大側が参加する。ただし、中国の大学では、中国語で書かれた論文を大学内部のみで審査する制度となっている。そのため、中国の大学では中国語論文に対する審査を行って学位を授与し、東北大学では、中国のパートナー機関からの外部審査委員と共同で、中国語論文と同一内容の英語論文に対する審査を行って学位を授与する。

【問】連携先の拡大について

【答】今後、台湾や東南アジア諸国地域の大学との連携を模索している。これらの地域の学生は、日本に対する関心も高いと認識している。

第5節 東北大学（教育学研究科）

5.1 聞き取り調査（平成25年8月）

東北大学の概要及び国際交流については第4節で既述したとおりであるため、この節では聞き取り調査の内容のみ記述する。

プログラム：アジア共同学位開発プロジェクト(Asia Joint-degree Project：AJP)

取組部局：東北大学大学院教育学研究科

海外連携：	北京師範大学	中国
	華東師範大学	中国
	南京師範大学	中国
	高麗大学校師範大学	韓国
	ソウル大学校師範大学	韓国
	国立台湾師範大学教育学院	台湾
	国立政治大学教育学院	台湾

5.1.1 調査対象プログラムの概要

本プロジェクトの目的は、グローバル時代を迎えつつある東アジアにおいて、教育職員や教育行政に関わる職員の資質能力の向上を図るため、東アジア及び ASEAN 諸国の有力大学と連携し、東アジアにおけるリーダー養成のモデルとなる国際的教育指導者共同学位（ジョイント・ディグリー）プログラムの開発を行うことにある。

本プロジェクト期間は、2011年4月から5年間であり、国際的なネットワークの強化・拠点形成に基づき、共同学位プログラム開発のための基礎的研究（2011年度～2013年度）と共同学位プログラム開発（2014年度～2015年度）の実践的研究の2つの部門から構成されている。

共同学位プログラム開発のための基礎的研究は、国内外の先行事例の調査を通して、共同学位プログラムの実態を把握することを目的としている。制度、目的・教育内容、スタッフや施設等の体制、学生募集と入学者選抜、奨学金を初めとするさまざまな生活支援、そしてプログラム全体のアセスメントなどが、主な研究対象となっている。

共同学位プログラム開発のための実践的研究は、東北大学大学院教育学研究科を中心として、実際に共同学位プログラム開発を行うものである。東北大学では世界の主要教育研究機関と学術交流を重ねてきており、今回のプロジェクトでは、これらの大学・機関の中から東アジアの7つの大学を選択し、ネットワークを築こうとしている。これらをコアとして、共同教育プログラムの開発研究を行っている。なお、現段階では、修士課程に焦点を絞り、共同教育プログラムの開発に取り組んでいる。

これらの基盤の上に、平成 26 年度より実験的に共同教育プログラムを開始する予定である。当該プログラムの効果として期待できる事柄は、以下のとおりとしている。

1. 国際的教育指導者共同学の研究拠点の形成
2. 国際的共同学位プログラムの共同開発
3. 国際的な視野、新たな資質能力を備えた教育専門職のリーダー育成、また教育研究者養成
4. 将来的にはアジアの課題に協働して取り組む人的ネットワークの形成

こうした長期的な展望を持ちつつ、国際的共同教育の開発に取り組んでおり、プロジェクト最終目標は、国境を越えた共同学位（ジョイント・ディグリー）プログラムである。

5.1.2 実施体制

教育学研究科に「アジア共同学位開発プロジェクト」部門を新設し、教育学研究科長がその実施責任者となっている。プロジェクト・リーダーの役割を兼務する教授に加え、事務局は、専任教員（2 名）、教育研究支援者（1 名）、事務補佐員（1 名）の体制である。

また、本プロジェクトを進めるにあたって二つの委員会を設けている。一つは、プロジェクト実施委員会（通称、推進会議）で、委員（9 名）と専任教員（2 名）、教育研究支援者（1 名）・外国人客員教員（1 名）から構成されている。実施委員会は月 2 回開催され、プロジェクト実施に関する共通理解を醸成しつつ、全体の動きを総括する（図 4-5-1）。

もう一つは、全体委員会であり、教育学研究科教員 20 名から構成（実施委員と重複）されている。なお、全体委員会は 2 ヶ月 1 回の開催により、実施委員会で出された事業案の確認及び助言を受けている。



図 4-5-1 AJP の実施体制

5.1.3 プロジェクト計画

本プログラムは、①国際連携・拠点形成部門、②開発研究・基礎研究部門、③開発研究・実践研究部門の3つのレベルから成り立っている。

国際連携・拠点形成部門は、教育学研究科内の教育ネットワークセンターと連携して、事業を進めている。また、本プログラムを遂行する上で、専任教員2名、教育研究支援者2名、事務職員1名を雇用している。また連携大学などから客員研究員を招へいしている。

開発研究・基礎研究部門は、共同学位プログラムを立ち上げ、遂行していくための情報収集を行うもので、5年間の期間の中では、次第に基礎的研究から開発を意識した研究にシフトしていく予定である。

開発研究・実践研究部門は、平成26年度から開始予定のパイロットプログラム実施のための研究を行う。平成24年度はサマーコースを開設し、プログラムを運営するためのノウハウの蓄積を行う。

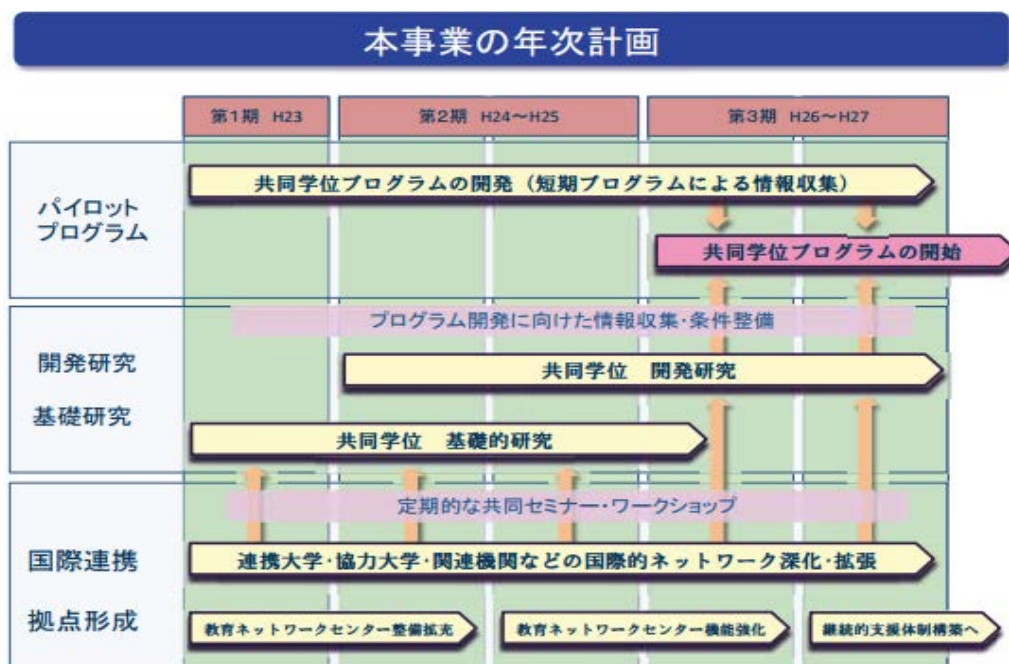


図 4-5-2 年次計画

5.1.4 事業イメージ

図 4-5-3 の左側、「連携諸大学」は本プログラムに直接的に関わることが期待されている大学であり、現在、ソウル国立大学校、高麗大学校、北京師範大学、南京師範大学、華東師範大学、国立台湾師範大学、国立政治大学の7大学をコアとして、教育学研究科の有する国際的ネットワークを示している。

「政府諸機関・NPO 等の外部諸機関との連携」は、国際的共同教育を実施する上で法的・制度的な整備は不可欠とされており、また実際に留学生に対する生活支援等を行う上では、

不可欠な連携であるとされている。将来的には、政府諸機関・NPO等の外部機関におけるインターンシップも構想している。

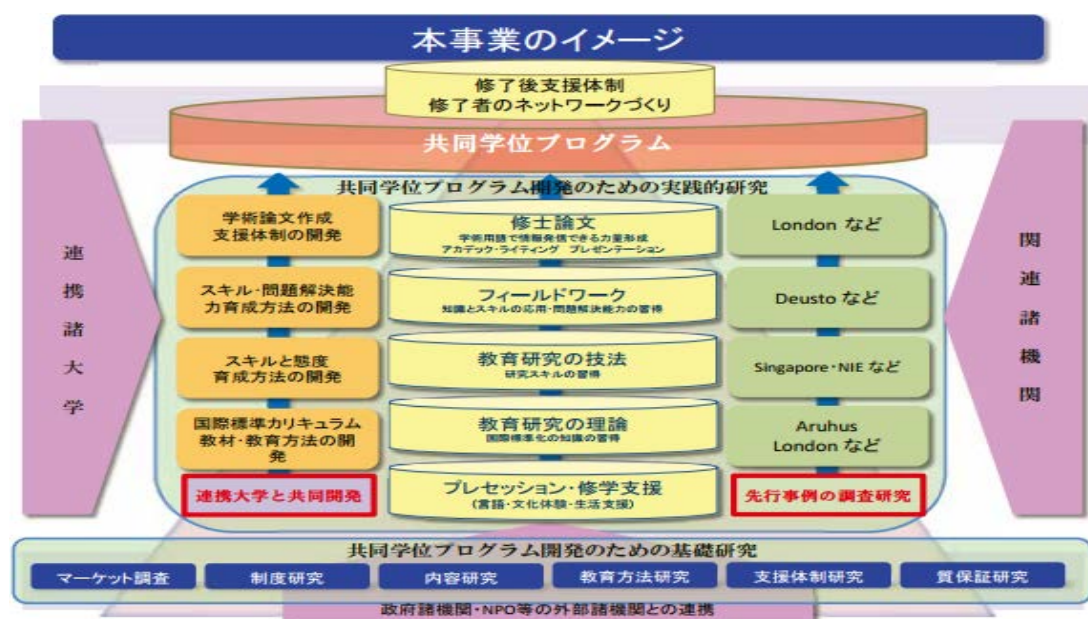


図 4-5-3 事業全体のイメージ

上図右側の「関連諸機関」は、やはり教育学研究科の有する国際的ネットワークを示している。たとえば、ロンドン大学教育研究院は EU の支援を受け、国際的共同教育プログラムを運営してきた。共同教育プログラムを実施していくためには、先行事例の情報収集及びその評価分析は必要条件となっている。また、共同学位プログラムへの発展も視野に入れている。

また、下段の「共同学位プログラム開発のための基礎研究」については、実際に共同学位プログラムを開設し、運営していくための研究を示している。この基礎研究として「マーケット調査」「制度研究」「（教育）内容研究」「教育方法研究」「支援体制研究」「質保証研究」が例示されている。

中心部分に示された黄色の部分は、外部の諸機関との連携、基礎研究を踏まえた上で、共同学位プログラムのカリキュラムが編成されることになっている。入学時期のギャップを活用した入学前の「プレセッション」、第 1 学期「教育研究の理論」、第 2 学期「教育研究の技法」、第 3 学期「フィールドワーク」、そして第 4 学期「修士論文」と積み上げていくカリキュラムが構想されている。

このカリキュラム開発と密接に関わるのが、左側の「連携大学との共同開発」である。連携大学の中からコアとなるパートナー機関とともに、カリキュラム開発が行われていく予定である。

カリキュラム構想の右側に示されたのは、先行事例の調査研究である。同プロジェクトのカリキュラム構想は、EU のプログラム「ヨーロッパ生涯学習修士課程」(EMLLL : European Master of the Life Long Learning) に近い。したがって EMLLL を実施している Aarhus、London、Deusto の 3 大学の先行事例も参照しながら、カリキュラムが構想されている。

なお、同プロジェクトの研究課題は、東アジア共同学位開発研究であり、2 つの意味合いが含まれている。一つは、実際にプログラムを開発し、運営することである。もう一つは、同プロジェクトで取り組む共同学位プログラムの開発プロセス、及び運営システムそれ自体が研究の対象となっている。このことから「共同学位プログラム開発のための実践的研究」を意味している。

これらの過程を経て、最終的には「共同学位プログラム」を開発し、長期的課題として、この共同学位プログラムの修了者のネットワークを形成していく事を主眼に置いている。

5.1.5 2012 年度事業

2012 年度には以下の取組みを実施した。

1. 本プロジェクト専任教員を採用し、プログラムを遂行するための組織的基盤を強化
2. 基礎研究として、国際的共同教育プログラムを創設するための情報収集の継続
3. パートナー機関を中心とするシンポジウム、セミナー、ワークショップを開催
4. 共同学位コースを運営するためのノウハウを得るために、サマーコースを開催
＜サマーコース＞(2012.8.22-29)

アジア共同学位コースを運営するためのノウハウを得るために「2012 年度 サマーコース」(以下、サマーコース)を開催。本サマーコースは年次計画で示したパイロットプログラムの一環として実施されたものであり、8 月 22 日～29 日にかけて開催された。授業の開講にあたっては、海外大学の協力を得ながら「アジアの子ども」「アジアの学校」(各 2 単位)をテーマとして実施。

- ・参加大学：華東師範大学、南京師範大学、高麗大学校、ソウル国立大学校、国立台湾師範大学、国立政治大学、東北大学
- ・参加学生：中国・韓国・台湾の大学から 11 名
- ・費用：東北大学負担経費は、授業料、プログラムの行事経費、渡航費、宿泊費
参加学生負担経費は、生活費、海外旅行保険料、食費など

5. コアとなるパートナー機関を定め、共同教育創設のための協議を開始

5.1.6 その他の質疑応答

【問】プロジェクト予算は

【答】文部科学省の“概算要求特別経費”で運営している(2011 年 4 月から 5 年間)。

【問】プロジェクトを立ち上げた目的は

【答】アジア共同体という言葉があるように、東アジア（中国・韓国・台湾）を土台にし、国際的、広義的視野（異文化への理解等）を持った教育専門職の育成、そのための教育方法の開発を目的として本プログラムを開始した。今後 ASEAN 地域諸国も視野に入れたプログラムの発展を目指しているため、プロジェクト名を「アジア共同学位開発」としている。

【問】本プログラムの修了生に期待する社会的役割は

【答】グローバルな視野で教育的な諸事情に対応できる人材育成を目指す。

- 1) 行政官---東アジアを中心に世界の教育改革を視野におさめ、政策立案に携わることのできる人材
- 2) 研究者---本プログラムは修士課程だが、博士課程への進学、さらにその後、東アジアの教育の現状を的確に分析できる人材
- 3) 教育者---東アジアの教育課題を認識し、教育現場で教育実践を担うことができる人材

【問】海外大学との協力体制の構築プロセス

【答】構想の実現化に向けた取り組みの中で、中国・韓国・台湾の大学に複数回訪問、意見交換を重ねながら、協力体制を構築してきた。韓国（高麗大学校：2011年4月）からはキャンパス・アジアへの参画も打診されたこともあったが、当時は申請までの時間的余裕もなく、本プログラムも走りだしていたことから断念した経緯がある。現在、最も進展がある大学は韓国の高麗大で、2014年3月からは両大学による合同カリキュラム委員会を発足させ、単位互換方法や学年歴のズレ等について調整を図っている。

計画・立案、方向性は東北大学で定め、他校からの理解を求めながら、現在もさらなる協力大学の拡充に努めている。

【問】協力体制構築のための海外大学との交渉で障壁となっている課題は

【答】海外大学との交渉にあたって課題となるのは、1) 学年歴のズレ、2) 単位認定に係る時間数、3) 言語、等が挙げられる。研究分野（大学院レベル）という点、例として、工学やビジネス分野においては、海外大学との協力指導体制が構築されやすいが、本プログラムにおける教育分野での構築は、どの国においても国内思考が優先され、国際的な協力体制の需要は多くはない。教育分野における国際的な協力体制を構築は、日本国内することの困難さは認識しているが、本プロジェクトの目的を達成させるために努力を続けている。

【問】現在の課題は

【答】1) 財政的課題。本プロジェクトは、5年間は特別経費としての措置が図られているが、その後も継続させていくための計画を練っている。現在は、海外からの教員・学生の招聘やサマースクールの開講費用を東北大学が全般的に工面しているが、今後は経費の分担も考慮に入れている。

2) カリキュラム構築。本プロジェクトにおいて期待する修了後の人物像を生み出すため、各授業の方針や実施方法の構築について、協力大学との話し合いを続けている。現在、パイロット的に行っているサマースクールの実施もそのひとつで、開講後の学生からのフィードバック等をもとに検討を重ねている。

3) 共同学位の授与に関する課題。（次項目参照）

【問】共同学位の授与に関する課題の具体については

【答】1) 各国の教育制度の相違による課題。例として、中国は、学位授与は大学では行わない。学位授与権は中国教育部（学位評価委員会）が有している。大学で発行するのは、卒業証書のみである。中国では、学位の議論を行う際、国の規制が非常に厳しくなり、本プロジェクトの進展が遅れている現状がある。中国との協力体制については、学位授与という論点は据え置きして、他の方法を探る必要があると思われる。

2) 需要（ニーズ）の問題。そもそも、教育分野（修士課程）での共同学位の需要があるのか、である。通常の大学院学生と比べると、学生負担も大きくなる。今後も需要が見込めないというのが正直なところである。しかし、一定の成果を出す責務を履行するため、また、公金措置後の継続性も考慮し、本プロジェクトの特殊性や有効性をうまく打ち出して、活動を拡充するための努力を続けていきたい。

【問】共同学位に関する課題については海外協力校との共通認識は図られているのか

【答】協力校への訪問時やサマースクール時の招聘の際に、意見交換を行い情報の共有化を図っている。韓国及び台湾については、共同学位に関する方向性は見えつつある。中国については、学位授与とは別に、Certificateのようなプロジェクトを終えた証となる文書を策定しようと考えている。

修了要件となる単位数の達成についても、各大学の学内規則に基づいて、単位互換などを利用しながら、解決していこうと考えている。各大学が開校する授業時期も、時間的配慮から夏季休業中などを利用した集中講義型とすることを計画中である。

【問】あらためて、“共同学位”に対する発想時の定義とは、ジョイントなのか、ダブルなのか

【答】ダブル・ディグリーではなく、最初からジョイント・ディグリーを目指したプログラム開発を考えて進めている。海外協力校との共同学位に対する条件の整備や理解を

得ながら、最終的には、ジョイント・ディグリー・プログラムとして、協力校との協働による教育プログラムの構築を目指す。今後のプログラム開発の過程であらゆる課題について検討を重ねていきたい。

【問】 東北大学内における本プロジェクトへの理解は得られているか

【答】 学内においては、批判的な意見や指導は皆無である。

将来、ジョイント・ディグリーを採用する段階となれば、大学階層（新たな研究科設置等）まで改組する必要性が生じてくることから、学内での議論も大きくなるだろう。こういった新たな部局の設置の必要性は、海外協力校も同様に求められるはずで、特に中国では教育部の了解も必要となってくることから、これも困難となってくだろう。

【問】 学生自身のモチベーションはどのように感じるか

【答】 正直なところ、東北大学（日本人）学生のモチベーションは低いと言わざるを得ない。日本人学生のサマースクール（東北大学内にて開講）への参加数も、それが必須単位ではないことも理由だが、低かったのが現状である。講義自体の魅力を向上させることが必要。ただ、2012年3月、学部学生を対象に短期間（3日間）だが、韓国高麗大学校への派遣を募集した。募集定員10名に対し、学部生から20名以上の申請があった。海外留学（長期）に対する時間的/費用的な学生負担を軽減することがモチベーション向上に最適であるかもしれない。今後、学部生も含んだ、学生の声も取り入れながら本プロジェクトを遂行していく予定である。

【問】 海外学生のモチベーションは

【答】 原発の関係もあって、前回のサマースクールへの参加は少なかった（中・韓・台、それぞれ2名）。海外学生の研究分野としては、心理学、臨床心理である。

東北大学が提供する科目に特色性を持たせ、また、各国における固有の課題にも応用ができる授業を開講していくこととしている。周知方法についても検討している。

【問】 教育分野における国際的共同プログラムとしての価値は

【答】 確かに教育分野は国内思考（標準化分野）である。しかし、国際的な広い視野で研究を進め、これまでとは違った視点で考察する能力を培うことが重要であると考えている。教育分野における地域的な認識の相違への理解こそが、このプロジェクトの魅力である。

【問】来年度（2014 年度）から開始される予定の「共同学位パイロットプログラム」の具体は

【答】現在、海外協力校との協議を続けており、明確な方向性の確立には至っていない。

東北大学としては、短期集中的なプログラム（夏季・冬季休業中）による単位積み上げ型のプログラムを海外協力校との共同で新たに設置、各校で履修し、単位互換を利用しながらプログラム修了を目指す。修了学生には、Certificate（参加校の連名）を発行する予定である。

現在では、東北大学内で新たに研究科や専攻を設置するという事ではなく、既存のプログラムに入学した学生に参加してもらうことを想定しているが、将来的には学内組織の改組を行った新たな研究組織（研究科 or 専攻）を立ち上げることも視野に入れている。

【問】単位互換に関する海外協力校との摺合せの状況は

【答】大きな課題として、各大学とも協議中である。東北大学が提供する科目は、すべて 2 単位である。一方、海外協力校では、3 単位で、これが国際的スタンダードであると感じている。1 科目あたり単位数の相違に対する解決策を模索中である。

【問】成績評価の方法に関する摺合せの状況は

【答】現在は、協議を開始していない。

【問】大学間協定の締結状況は

【答】中国では「北京師範大学」「南京師範大学」と既に取り交わしており、今年の秋には「華東師範大学」「杭州師範大学」とも協定を結ぶ予定である。台湾では、「国立政治大学」「台湾師範大学」と取り交わし済である。韓国では、「高麗大学校」「ソウル大学校師範大学」。

現在、交流が最も進んでいるのが、韓国高麗大学校で、同大とは、2014 年 3 月から、月に 1 度相互に訪問することに合意、カリキュラム構築等の協議を開始した。まずは、2 国間で協働体制を確立させ、その後の中国、台湾の大学へアプローチを行うこととしている。

【問】サマーコースに対する参加学生のフィードバックはどのようなものだったか

【答】コース終了後のアンケート結果だが、海外から参加した学生からは、コース自体が時間的に厳しかった点、滞在期間が短く自由時間の制約があったことが寄せられた。観光時間の設定等、今後、学生が余裕をもって学習できる環境を設定していきたい。

【問】本プロジェクトにおける基礎研究とは

【答】海外協定校への訪問や共同によるシンポジウム開催を通した、大学状況の実態調査である。文献では知りえない事柄について交流の中で把握してきた。カリキュラムの共通化を図ることを念頭に、各大学の授業科目や専門性を見定めてきた。また、調査を進めた過程で、言語の問題、学位授与権限の相違（中＝教育部、韓＝学科単位）、学生のニーズとの相違も感じる事ができた。

【問】現在、本プロジェクトを進めるにあたって最大の課題は

【答】海外協定校からの“協力レベル”が問題である。東北大学では、予算的、人員数的にも一定の環境は整っているが、海外協力校ではいまだ教員個人レベルでの対応となっている。先方大学の負担増も理解しながらも、さらなる本プロジェクトへの協力を多く求める必要が今後も生じてくる。

第6節 芝浦工業大学

6.1 大学の規模、特色等

2013年現在、学生数は学部7,479名、大学院920名（修士822名、専門職学位課程32名、博士後期課程66名）であり、専任教員数（特任教員を含む）は295名（うち教授183名、准教授96名、講師9名、助教7名）となっている³⁶。

6.2 国際交流

国際化の取組みにおいては、理工系の単科大学として特化された「芝浦モデル」として、理工系におけるグローバル化とは、どのようなものであるかを主眼におき、グローバル人材育成事業等と展開している。1988-9年から外国人留学生特別入試を開始して以来、国際交流を教員のつながりから大学全体につなげ、留学生受入を組織的に実施しようということから始まった。組織も新たに整備し、2013年に国際推進課であった組織を国際部として昇格し、1部2課体制でグローバル化を推進している。単純な交流を超え、戦略的に推進することに重みをおくという意味から組織の英文名を「Division of Global Initiative」にしているという。

6.2.1 外国人留学生の受入

芝浦工業大学の国際化の取組みは、1993年に開始したマレーシアツイニング・プログラム（以下、「TP」という）の実施が中心的である。以前は欧米との交流中心であったが、このプログラムにより、国際交流が東南アジアに視線をむけるターニングポイントになった。また、2005年度からは修士課程と博士課程を複合（ハイブリッド）化した大学院国際共同教育プログラム（ハイブリッド・TP）に取り組んでいる。

表 4-6-1 芝浦工業大学の受入プログラムと実績（2012年現在）

プログラム	受入数	協定校数
交換留学	34	21（バーサ工科大学（フィンランド）、スウェーデン王立工科大学（スウェーデン）、ラクイラ大学（イタリア）、パリ・ベルヴィル建築大学（フランス）、バージニア大学（アメリカ）、ポーランドアカデミー科学技術大学（ポーランド）、モスクワ建築大学（ロシア）、ウィーン工科大学（オーストリア）、漢陽大学校（韓国）、ポジティブ大学（ブラジル）、南台科技大学（台湾）、泰日工業大学（タイ）、キングモンクット工科大学（タイ）、チュラーロンコーン大学（タイ）、東華大学（中国）、ガジャマダ大学（インドネシア）、スラナリー工科大学（タイ）、マレーシア工科大学（マレーシア）、バンドン工科大学（インドネシア）、ハノイ理工科大学（ベトナム）、ホーチミン市工科大学（ベトナム））
建築系交換授業（受入と派遣を隔年で実施）	10	4（モスクワ建築大学（ロシア）、パリ・ベルヴィル建築大学（フランス）、漢陽大学校（韓国）、ラクイラ大学（イタリア））

³⁶ 学生数は、http://www.shibaura-it.ac.jp/about/summary/number_of_students/2013.html に、
教員数は、http://www.shibaura-it.ac.jp/about/summary/number_of_professors.html による。

マレーシア TP	11	1 (セランゴール大学(マレーシア))
ハイブリッド・TP	9	7 (バンドン工科大学(インドネシア)、キングモンクット工科大学トンブリ校(タイ)、マレーシア工科大学(マレーシア)、ハノイ理工科大学(ベトナム)、ホーチミン市工科大学(ベトナム)、スラナリー工科大学(タイ)、ガジャマダ大学(インドネシア))

6.2.2 日本人学生の海外派遣

- ・ 短期語学留学（カリフォルニア（米国）、中国・台湾）
- ・ 海外インターンシップ（2週間以上）、
- ・ 海外ボランティア、
- ・ 交換留学（聴講コース）：ヨーロッパ及び北米の協定校で開講される一般授業を聴講。学部3年次以上。3ヶ月～1年間
- ・ 交換留学（研究コース）：ヨーロッパ、北南米、及びアジアの協定校にて各自の研究テーマに合った研究室で研究活動を行うプログラム。大学院生。6ヶ月間または1年間

表 4-6-2 芝浦工業大学の派遣プログラムと実績（2012年現在）

プログラム	派遣数 (名)	協定校数
短期語学留学	57	5 (カリフォルニア大学アーバイン校(アメリカ)、サリー大学(イギリス)、マックマスター大学(カナダ)、東華大学(中国)、南台科技大学(台湾))
交換留学	20	10 (バーサ工科大学(フィンランド)、スイス連邦工科大学ローザンヌ校(スイス)、スウェーデン王立工科大学(スウェーデン)、ラクイラ大学(イタリア)、パリ・ベルヴィル建築大学(フランス)、バージニア大学(アメリカ)、ポーランドアカデミー科学技術大学(ポーランド)、キングモンクット工科大学トンブリ校(タイ)、漢陽大学校(韓国)、サンパウロ大学(ブラジル))
建築系交換授業(受入と派遣を隔年で実施)	10	4 (モスクワ建築大学(ロシア)、パリ・ベルヴィル建築大学(フランス)、漢陽大学校(韓国)、ラクイラ大学(イタリア))
機械系交換授業	13	1 (ラクイラ大学(イタリア))
デザイン系交換授業	9	1 (中央大学校(韓国))
短期異文化体験	7	1 (泰日工業大学(タイ))
海外ボランティア	6	1 (国際教育交換協議会(CIEE)等学外機関))
海外インターンシップ	15	本学提携先企業等(アメリカ、インド、台湾、ベトナム等))
国際 PBS	27	1 (キングモンクット工科大学トンブリ校(タイ))

6.2.3 海外大学等との交流協定状況

芝浦工業大学の海外大学等との交流協定締結の始まりは建築分野であった。1991年にモスクワ建築大学（ロシア）との交流協定締結を機に、2013年現在41件（北米5、ヨーロッパ9、アジア24、南米3）の協定を結んでいる。

6.3 聞き取り調査（平成 25 年 12 月）

6.3.1 調査対象プログラムの概要

「マレーシア高等教育基金事業（Higher Education Loan Fund Project: HELP）」は、日本の円借款資金によってマレーシア政府が実施する留学派遣事業で、1992 年の発足以来、大勢のマレーシア人学生が日本全国の大学で勉学した。この事業の第 1 フェーズ(HELP1)は 2003 年の 5 期生の卒業をもって終了したが、TP を取り入れた第 2 フェーズ（HELP2）が、新たに 1999 年 4 月に開始した。外国人留学生在が対象の TP は日本の大学史上初の試みであった。この際に、私立 13 大学からなる「日本マレーシア高等教育大学連合」（通称「日本大学コンソーシアム」）が結成され（現在は 12 大学）、現地での教育内容の作成、教員の派遣、学生の受入などを行っている。この事業を通して、HELP1 では、第 1 期から第 5 期までで合計 309 名（内 39 名が芝浦工業大学）、HELP2 では現在（第 3 期）まであわせて 171 名（内 15 名が芝浦工業大学）のマレーシア人学生が来日し、日本全国で学生生活を送っている。長年の功績が認められ、芝浦工業大学など上記 13 大学が実施している『ツイニングによる国際化への積極的取組』が文部科学省の平成 15（2003）年度「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された。

表 4-6-3 HELP 事業のフェーズ別概要

フェーズ	第 1 フェーズ(HELP I)	第 2 フェーズ(HELP II) TP 導入	第 3 フェーズ(HELP III)
事業機関	1993 年-2004 年	1999 年-2009 年	2005 年-2015 年
プログラム	現地教育 2 年 日本留学 4 年(1 年次編入)	現地教育 2 年 日本留学 3 年(2 年次編入)	現地教育 3 年 日本留学 2 年(3 年次編入)
対象	学部 240 名	学部 400 名 修士 140 名	学部 242 名 修士 66 名 博士 25 名
実績	学部 310 人(~1999 年)	学部 280 名(2001~2005 年) 修士 80 名(1999~2006 年)	学部 161 名(2008~2009 年) 修士 22 名(2007~2009 年) 博士 10 名(2007~2009 年)
	2012 年現在、受入延べ数:芝浦工業大学 100 人余(コンソーシアム全体 1,100 名)		
留学大学	私立 13 大学 国立 38 大学	私立 13 大学 国立 27 大学	私立 12 大学※ ² 国立 3 大学※ ³
コンサルタント	日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)	アジア科学教育経済発展機構(Asia SEED)	日本国際教育大学連合(JUCTe)

※1 下記の 12 大学+武蔵工業大学

※2 芝浦工業大学、拓殖大学、慶應義塾大学、明治大学、岡山理科大学、東京電機大学、東京工科大学、近畿大学、立命館大学、東海大学、東京理科大学、早稲田大学

※3 埼玉大学、山口大学、長岡技術科学大学

(出典) JICA 資料及び芝浦工業大学事業報告書 2012 より作成

6.3.2 プログラム内容

■ 履修モデル

- ・ **HELP I (1993～)** : 現地で、約1年半日本語中心に予備教育実施。その後、日本に1年生から入学。マレーシアは11年教育であり、大学に入学するためには1年間の予備教育が必要であり、その後海外大学のプログラムに参加できる。
- ・ **HELP II (1999～)** : 2+3 ツイニング。HELP I で好評を得て、継続的な事業展開となる。ただし、マレーシア人学生からすると卒業まで6年かかり、金銭的にも時間的にも負担があったため、それを軽減するために、1年目は日本語中心に予備教育を実施する。2年目には大学相当の教育を実施するようになった。芝浦工業大学が現地に教員を派遣し、日本の受入大学の共通のカリキュラムを作り、1年生の授業を実施する。その後、編入試験を通して、2年生に入学する。
- ・ **HELP III (2005～2013)** : 3+2 ツイニング。1年予備教育、2, 3年目は大学1年、2年の教育を実施、3年生に日本に編入学する。異例の6バッチまで実施し、2013年4月に編入学、現地の教育は終了した。
- ・ **MJHEP (Malaysia Japan Higher Education Program) (2011～)** : HELP III の現地教育が終了し、円借款事業としては終了した。その後、HELP III とほぼ同様のカリキュラムや教育システムを継承した MJHEP をマレーシア政府の財政支援により実施することとなり、2014年4月に学生の受け入れを開始する。教員や教育場所の変更は多少あったが、基本的に教育システムはそのままである。

表 4-6-4 一般的なマレーシアから日本への留学パターン

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
学校/コース	大学入学資格取得課程		日本語学校	日本の大学			
教育内容	大学予科		日本語	大学教育			
期間/年次	1年	2年	1年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年
場所	母国		日本				

表 4-6-5 TP 3+2 システム (HELP III)

	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
学校/コース	ディプロマ・コース			日本の大学	
教育内容	予備教育	大 学 教 育			
期間/年次	1 年	大学 1 年	大学 2 年	大学 3 年	大学 4 年
場所	母 国			日 本	

■ 関連組織の概要

- ・ YPM（マラ教育財団）：マレー系（イスラム）を保護し、他の民族（中国系、インド系）の優位に立たせるための政策を行っているマラ団体があり、教育部門を担当しているのがマラ教育財団である。マラ教育財団がカウンターパートとしてマレーシア側の教育を実施している。日本のコンソーシアム対マラ教育財団との交流ということである。
- ・ JUCTe（日本国際教育大学連合）：NPO法人として2006年に設立。本事業におけるコンサルタント。国立大学も含めメンバーは15大学である。マレーシアのTPの他に今後、他のアジア地域からの学生を受入れることも志している。
- ・ JUG（Japan University Group）：法人格はもっていないので任意団体であるといえるが、受入大学である。拓殖大学は日本語、芝浦工業大学は理工系に関する教育を担って教員を派遣している。現地のスタッフと教員で構成された Diploma Program を実施。
- ・ JAD（Japanese Associate Degree）program：日本マレーシア高等教育大学連合プログラム。
- ・ UNISEL：現地で教育をするための場所（UNISEL）。HELPⅢの Diploma Program では UNISEL の一学部（JAD：Japanese Associate Degree Program）として教育を提供。そこで、3 年教育を終えた学生（準学士取得）が日本に 3 年生として編入学。この JAD プログラムに対して MQA（マレーシア資格機構：Malaysian Qualifications Agency）が評価する。その対応はすべて現地で実施している。

■ ツイニング合意書

- ・ カリキュラム・シラバス・スタディプランの提供
- ・ 学生受入・単位移管認定
- ・ 短期・長期の教員派遣、TA派遣、遠隔教育、外部評価、教材・教具の購入などの協力
- ・ 日本人学生のマレーシアでの研修機会の提供
- ・ JAD Management Committee、JUG Steering Committee、Joint Academic Board、HELPⅢ Senateなどプログラムの推進と品質管理のための各種協議体に協力

■ 教育サービス

芝浦工業大学（理工系）、拓殖大学（日本語）

- ・ 長期教員派遣、短期教員派遣、遠隔教育、TA派遣、外部評価等とその管理
- ・ 教科書・教材の代理購入、短期派遣教員・遠隔教育などにおける他のメンバー大学と委託契約

6.3.3 交流学生数実績

ツイニング・プログラムが導入された HELPⅡにおける学生の受入数は以下の表のとおりである。当初のコンソーシアム大学は、国立 27 大学、私立 13 大学であったが、実績のある大学のみ示している。

表 4-6-6 HELPⅡにおける受入学生数（2006 年 7 月現在）（名）

	Batch1	Batch2	Batch3	Batch4	Batch5	計
<国立大学>						
北海道大学	0	1	0	0	0	1
群馬大学	2	1	2	0	1	6
埼玉大学	0	1	3	4	4	12
千葉大学	1	1	3	4	1	10
電気通信大学	0	0	0	2	2	4
東京工業大学	0	2	3	3	1	9
東京農工大学	1	1	3	1	0	6
横浜国立大学	0	1	0	2	0	3
長岡技術科学大学	1	0	1	1	0	3
新潟大学	0	0	0	1	0	1
豊橋技術科学大学	0	0	1	0	0	1
名古屋工業大学	0	1	0	0	0	1
大阪大学	0	1	1	0	0	2
神戸大学	1	1	0	0	0	2
広島大学	0	0	0	1	0	1
山口大学	0	1	2	2	3	8
九州大学	1	1	2	0	0	4
<私立大学>						
慶應義塾大学	2	3	2	1	4	12
明治大学	3	5	4	2	2	16
武蔵工業大学	1	0	2	4	0	7
東京理科大学	1	2	2	3	1	9
芝浦工業大学	5	2	8	11	11	37
拓殖大学	5	6	7	4	5	27
東京電機大学	4	4	4	2	5	19
東京工科大学	4	3	3	0	1	11
早稲田大学	4	3	2	1	1	11
東海大学	6	4	9	12	9	40
立命館大学	4	2	2	3	2	13
近畿大学	4	2	2	2	0	10
岡山理科大学	2	1	1	5	4	13
計	52	50	69	71	57	299

（出典）日本国際教育大学連合（JUCTe）のパンフレットより

なお、表 4-6-7 では 2008 年以降の芝浦工業大学単独の実績数を示している。

表 4-6-7 芝浦工業大学の受入学生数（名）

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
HELPⅢ	7	11	7	5	11

（出典）http://www.shibaura-it.ac.jp/global/summary/exchange_data.html

6.3.4 その他の質疑応答

<学部の TP について>

【問】 コンソーシアムの形成について

【答】 プログラム開始当初の学内メンバーが十数の理工系の単科大（私立）に勧誘。

- ・ 国立大学も文部科学省の号令のもとでフェイズ 1, 2 では受入をしていた。
- ・ 当時はコンソーシアムの概念自体が進んでなくて、受入大学の連合大と言っていた。そういう意味では画期的なものであった。コンソーシアムベースであること、日本初の TP という考え方、国立大学に配置される制度とは異なり、学生が 2 つの志願大学を受験できる形式などは日本初の取組みである。

【問】 マネジメントにおける大変さは

【答】 現在、学内では認知されており、編入生受入に関しては日常的なものになっている。ただし、プログラムは 5 年区切りなので、その時のコンソーシアム大学のマネジメントや先方とのやりとりなどはかなり大変である。

【問】 芝浦工業大学の役割

【答】 JUCTe の常務理事（コンサルティング）、プログラムの幹事大学、受入大学（JUG）としての 3 つの役割がある。なお、プログラムの幹事でありながら、コンソーシアムの幹事でもあり、YPM とコンソーシアムを代表して交渉している。このプログラムを通して明らかに職員力が上がったことを効果として感じている。

【問】 単位互換・認定

【答】 現地 3 年間で履修した科目を、受入大学でカリキュラムや卒業要件に照らし合わせて単位を認定している。コンソーシアムとして統一を試みた時期もあるが、なかなか難しかった。認定単位の幅は 70～110 単位程度であるが、卒業要件以外の科目も認めている。芝浦工業大学としては、理工系の教育に関して教員を派遣し、現地で教育を実施しているため、100 単位以上を認定している。カリキュラムはコンソーシアム大学で合意を得たものである。HELPⅢでは JABEE（日本技術者教育認定機構：Japan Accreditation Board for Engineering Education）を意識したカリキュラム編成となっている。

【問】 カリキュラム編成

【答】 定期的に運営会議を開いて、幹事大学が提示した案に基づいて合意を得ていく形。ある意味、民主的なやり方でやっており、それぞれの大学が自らに有利になるように、科目編成を要求したりするが、その調整は大変。日本の大学の 2 年間で卒業できるように、現地では日本語教育を含め 120～130 単位を取らせている。漢字文化圏ではない国の学

生に、日本の大学授業を聞く、もしくは学位を取るレベルまで日本語を教えるためにはかなりの時間数を要する。よって、夏休みにも各集中講義を展開しており、芝浦工業大学以外の大学の教員が現地に出向いて、集中講義を担当している。

【問】編入学の試験

【答】試験はまちまちである。筆記をやっている大学があれば、面接だけの大学もある。HELPⅢからはマレーシアで試験を実施。先月（11月）その試験があった（60～70人）。全大学から教員が現地入りし、芝浦工業大学と拓殖大学の両幹事校が取り仕切り、選考を行っている。

このプログラムに参加したマレーシア人学生が、これまで日本の大学に編入学できなかったケースはなかったが、万が一、編入学できなかったとしても、現地の Diploma が取得できる。

【問】芝浦工業大学へ編入学する学生の割合

【答】HELPⅢに関しては、芝浦工業大学に入学する学生が必ずしも多いとはいえない。学生自身が最も適した大学に進学できるように現地の教員から指導してもらっている。あくまでも学生の選択による。プログラムが持続した一つの要因であろう。

【問】円借款における受患者は

【答】MJHEP 実施前に議論になったが、このプログラムの問題は円借款事業であったことから、マレーシアにノウハウの蓄積と教員養成が期待された。しかし、実際はそこまで至っていないのがマレーシア側の反省点としてあった。MJHEP 実施の初期段階では幹事大学と距離を置いて、教員のリクルートや教育を現地任せにしてみたが、結局日本側の関わりが必要となった経緯がある。

【問】学生の募集

【答】マレーシアの高校卒業試験（SPM）の成績上位 10%の学生で、理工学への志向及び日本への留学を希望している学生を応募対象として、マレーシア側が選考している。SPM の上位 10%の学生であるだけに、詰め込みの教育についてきているし、比較的ドロップアウト率が低い。そういったことから、20 年も続いているといえる。

【問】ドロップアウト率

【答】10%未満。学力以外の理由でやめる場合はあるが、基本的には全員卒業できている。途中でドロップアウトした場合、奨学金を全額返す必要があるので、その意味では学生はみんな頑張っている。最近では日本での留学時間が短いため大学院へ進学を希望する学生がいるので、大学院（修士 2 年間）までの進学を想定した予算を組んでいる。プロジ

ェクトの初期はマレーシアに戻ってマレーシア産業の発展に貢献できる人材を育成することが趣旨だったが、最近は変わって、日本の大学院の進学や就職を希望している学生が増えており、2・3 年日本の産業を経験して自国に帰るのも一つのパターンとなっている。卒業後は必ず帰国を求めることもあるが、融通が利いている。

【問】 現地教育の教員体制

【答】 機械系 1 学科、電気電子系 1 学科に配置。1 年目は日本語教育中心、2 年目からコースに分けて授業。専門に関する基礎教育とそれぞれ機械系と電気電子系の専門の教育が行う。日本語教員は **HELPⅢ** で芝浦工業大学から 10 人を派遣した。拓殖大学は日本語教育に対するノウハウが蓄積されていて、専門に関する日本語教育のための教科書開発とかも実施している。

【問】 シラバスやコースディスクリプト

【答】 日本でもマレーシアでももっている。マレーシアの **MQA** の基準変更に伴う手直しなどは現地の教員が対応している。現地のカリキュラム委員会やステアリングコミティーがあって、そこでも議論や修正が重ねられる。現地とのすべての調整を芝浦工業大学がやっている。

【問】 学習成果、満足度（アンケート調査）

【答】 編入学後に毎年モニタリングしている。スタッフが受入大学のマレーシア人学生と担当教員に対してインタビューを行っている。履修状況、成績状況、生活面などなどについてフォローしている。その結果を定期的に現地に報告している（全大学全員を対象にやっている）。

HELPⅡ では、卒業した学生を追跡調査したことがあるが、蓄積等管理は充分とはいえない。直接現地の 2・3 企業を訪問しインタビューとアンケートに回答してもらったが、その時の印象は、学部とか大学で具体的になにを学んだということよりは、日本の教育システムと倫理だとか、（個ではなく）チームで動くこととかの習慣ができたことを述べていた。日本語に集中したがゆえに、英語力が落ちたとの意見もあった。一方、企業側は日本語の通訳として卒業生を雇用する風潮があったが、学生は本意ではないとしている。なお、**TA** や派遣教員に対するアンケート調査などは実施していない。

【問】 卒業生の進路及び学生のフォローアップへの強化の計画は

【答】 追い切れていない。このプログラムで唯一できてないこと、もしくは指摘されていることは同窓会組織である。**HELPⅠ** の 1 期生の年齢が 40 代になっており、そのなかにはドクターを取得し、このプログラムの教員として活躍する（循環）人もいる。各大学の卒業生としての同窓会はあっても、このプログラムとしての同窓会はできていない。追

跡調査も HELPⅡ から HELPⅢ への転換の際に参考資料として実施しただけだった。他大学の卒業生の状況把握はいない。芝浦工業大学と他大学の卒業生との比較とかも特にしていない。

フォローアップへの強化については気持ち、思いはあるが、予算も厳しくそこまで手が回っていないのが実情。当面、現地教育と編入学、そして卒業させることをきちんとやることを主眼においている。

【問】 今後英語にする計画は

【答】 日本の大学に編入学することがプログラムの目的であり、英語にする計画はない。他の受入大学で英語の授業が整っているので、英語で受け入れたい要望があったが、YPM が拒否した。

【問】 現時での学生の日本語力は

【答】 学生、教員とも大変である。教員にとっては専門教育を教えながら日本語教育もしていることになっている。芝浦工業大学は最大 10 名の教員を派遣している。各大学から夏季集中講義に派遣される教員は出身地域とかも多様なので、日本に来る前のトレーニングとしていろんな日本語を経験することになる。なお、全員寮生活をしているので、日本から派遣された TA が寮に泊まり込んで日本語を教えている。

【問】 TA の派遣期間は

【答】 前期と後期に分けて派遣。大学院生を送るので、研究に支障のない期間中にコンソーシアム大学から希望を募って、均等に送っている。各科目当たり 1 人派遣、一番多くて 10 人くらい。

【問】 派遣された教員や TA の感想文やレポートをとっているか

【答】 特にとっていない。インタビュー調査もしていない。

【問】 カリキュラムの調整の苦労・問題は

【答】 日本の学位を出すので、JABEE に認定されているものをお手本に、スタンダードで編成しているため、苦労・問題はない。MJHEP に変わるときに、マレーシアからインターンシップを実学科目として要請され、その科目を 1 つ入れた。そのため、既存の科目を削る必要があり、コンソーシアム大学からは単位認定科目を外せない等の意見があり、その調整は必要であったが、特段、大きな問題にはならなかった。

【問】 マレーシアで行っている他の海外とのプログラムと本学のプログラムを比較すると

【答】他の国のプログラムは本学のプログラムより簡単であると思う。コンソーシアムの中では現地教育の在り方について質保証の観点から議論しており、編入学試験も楽に済ませることもできるが、厳格にやっていると思う。予備教育の段階から本学の大学生であるという認識があり、1年目からきちんとケアしている。

【問】基本的に受入のプログラムだが、送り出しは

【答】当然、双方向のプログラムとして考えていた。HELPⅡの終わりかⅢの頭くらいで、補助金が出たので、夏の集中講義に受入大学から学生 2～3 人を送り出して、授業を受けさせたことがある。専門と共通授業は一緒に受講し、現地の学生が日本語授業を聞いているときには、日本人学生に特別に英語の授業を開講するなどした。双方向というよりも、当時の問題意識は、マレーシア人学生が来日する前から、日本で教育を受けるような環境を提供することにあった。これは大成功したが、予算の問題もあり、継続的にはできなかった。ただ、グローバル人材育成事業に採択されたことを契機に、芝浦工業大学単独で実施する計画である。

【問】その他苦労点は

【答】十数大学の意思統一には大変に苦労した。

【問】マレーシア以外の ASEAN 諸国との交流は

【答】芝浦工業大学としてはいろいろやっているが、コンソーシアムベースで、中国の大学とやりかけたが、予算の問題により、できなかった。

<大学院の TP について>

【問】DD や JD への発展は

【答】マレーシアとの TP の経験を活かして、大学院教育の TP（「ハイブリッド・TP」）を 2005 年から開始している。協定国は 4 カ国 7 大学³⁷。修士 1 年次修了時点の大学院生を受入れて、英語による教育と研究指導を行って修士課程を修了させ、本学とパートナー大学双方が修士学位を授与し（DD）、さらに本学又は他の国内提携大学の博士課程に進学させ、同じく英語による教育と研究指導を行い博士の学位を授与、修了後は母国の教員や研究者になるような目的をもった人材育成プログラムである。当時は、文部科学省から 6 年間の補助金が措置された。

³⁷ ハノイ理工科大学 ベトナム(Hanoi University of Science and Technology)、バンドン工科大学 インドネシア(Institut Teknologi Bandung)、キングモンクット工科大学トンブリ校 タイ(King Mongkut's University of Technology, Thonburi)、マレーシア工科大学 マレーシア(Universiti Teknologi Malaysia)、ホーチミン工科大学 ベトナム(Ho Chi Minh City University of Technology)、スラナリー工科大学 タイ(Suranaree University of Technology)、ガジャマダ大学 インドネシア(Universitas Gadjah Mada)

DDを出している相手大学では違う論文をもう1本出して審査している。ただ、学生は芝浦工業大学で学位を取れるなら、母校の学位は必ずしも必要ではないと考えているようである。

課題としては、協定大学はほとんど国立であり、政府との協議にかなり時間がかかる。また、なかなか本学の理想どおりになっていない部分がある。

【問】 ハイブリッド・TPにおける芝浦工業大学の優位性、差別化

【答】 このようなプログラムは日本の他の大学より比較的早期（2005年）に開始したと思う。東南アジア理工系大学コンソーシアム（SEATUC）は差別化したものである。例えば、1年1回（2月末、輪番）シンポジウムをやっているが、このプログラムは芝浦工業大学を介さなくても、他の国の大学同士での交流がクロスオーバーでやれる。これは他にない強みであると考え。シンポジウムとSEATUCのミーティングを開催するときは、芝浦工業大学では教職員、学生合わせて100人規模で参加している。2年に1度プレジデント・ミーティングの際に幹事校を決めて、運営している。評価体制は3つの委員会においてPDCAの原則で、計画・実施・見直しを行っている。現在、ハノイ理工科大学が幹事校であるが、芝浦工業大学も主体的に動いている。

【問】 送り出しは

【答】 SEATUCを経由してかなりの学生を、短期留学、研究留学として送っている。これがきっかけとなり、芝浦工業大学の教員が正課における英語授業を実施している。

【問】 成績評価

【答】 基本的に現地の教員にある程度標準的にやってくれるように通知している。全科目に対して、外部（ピア）による試験水準だとか、教育内容について評価をうけている。その意味でベクトルあわせはしている。

<その他>

外国人学生の受入には日本のDDやJDという学位の話ではなくて、ソフトであり、中身が重要であろう。芝浦工業大学の留学生数は100人弱である。TPを中心にやってきて、留学生の半分はマレーシア人となっている。すごく手間がかかっている反面、このプログラムを通して優秀な（質保証された）学生が来ている。日本語というハンディがあるなかで、成績上位者もいる。研究室や教室に留学生がいると雰囲気は全然違うという。英語でコミュニケーションをや、文化交流などの意味では役に立っている。現在の留学生比率1%弱だが、正規留学生を5%まで増やすために、広告に力を入れ始めている。

第7節 長岡技術科学大学

7.1 大学の規模、特色等

2015年現在、1学部2大学院を設置しており、教員数は212名（教授79名、准教授70名、講師5名、助教58名）となっている。2015年5月現在の学生数は、学部1,286名、大学院1,105名（修士課程888名、専門職学位課程30名、博士課程187名）である³⁸。

学部の教育においては、主として高等専門学校卒業者等を第3学年に受け入れ、また、専門高校、普通高校卒業者等を第1学年に、及びツイニング・プログラム（以下「TP」という。）による外国人留学生を第3学年に受け入れるなどの技術教育の体系をとっている。

7.2 国際交流

東南アジアや中南米諸国に重点を置いたグローバルな国際研究教育拠点の形成を積極的に推進し、相互の人材育成を行い、本学が当該分野で学術・産業の世界のリーダーシップを発揮していく礎を築くとともに、パートナーである各国が協調して発展していくことを目指している。

教育部門においては、海外の高等教育機関等との連携体制の整備・強化のために、TPをはじめとした国際連携教育プログラムを構築している。

7.2.1 交流状況

2013年現在、外国人留学生は学部102名、大学院174名であり、全学生における留学生の割合は約12%と高い比率である。なお、学部留学生の約70%はTP学生である。

7.2.2 海外大学等との交流協定状況

2013年現在、長岡技術科学大学の海外大学等との交流協定締結は、アジア61件、ヨーロッパ14件、北南米15件、オセアニア2件で、総計92件である。

このうち、ベトナムのハノイ工科大学、ダナン大学、ホーチミン市工科大学、タイグエン工科大学、ニャチャン大学の5大学、メキシコのモンテレイ工科大学、ヌエボレオン工科大学、モンテレイ大学、レジオモンタナ大学、高等教育大学の5大学については本学とのコンソーシアム形式の協定を締結している。

³⁸ 長岡技術科学大学平成27年度概要2015-2016（2015年10月発行）

（<http://www.nagaokaut.ac.jp/j/annai/gaiyo.pdf>）による。

7.3 聞き取り調査（平成26年1月）

7.3.1 調査対象プログラムの概要

ベトナム・ハノイ工科大学との間にTPを開始して以来、パートナーを広げ、2013年現在4カ国、7大学・機関との間でTPを実施している。

表 4-7-1 長岡技術科学大学で実施している TP

現地大学・機関名	開始	体制 ^{※1}	本学の受入課程名
ハノイ工科大学（ベトナム） ^{※2}	2003年	コンソーシアム	機械創造工学課程 ^{※4}
ホーチミン市工科大学（ベトナム）	2006年	単独	電気電子情報工学課程
ダナン大学（ベトナム）	2006年	コンソーシアム	建設工学課程 環境システム工学課程
ヌエボレオン大学（メキシコ）	2007年	単独	建設工学課程 環境システム工学課程
モンテレイ大学（メキシコ）	2007年	単独	機械創造工学課程 経営情報システム工学課程
鄭州大学（中国） ^{※3}	2006年	単独	材料開発工学課程
マレーシア TP(マレーシア)	2005年	コンソーシアム	機械創造工学課程 電気電子情報工学課程

※1 「単独」とは、現地大学と受入大学が単独のプログラムを示す。「コンソーシアム」とは、現地大学・機関が単独で、受入大学がコンソーシアム体制を組んでおり、複数のものを示す。

・ハノイ工科大学とのTP日本コンソーシアム大学（2004年10月設立）：群馬大学、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、名古屋工業大学、岐阜大学（2012年3月31日現在）

・ダナン大学とのTP日本コンソーシアム大学（2008年11月設立）：長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学（2012年3月31日現在）

・マレーシアTP日本大学コンソーシアム（JUCTe）のメンバー大学：芝浦工業大学、拓殖大学、岡山理科大学、近畿大学、慶応義塾大学、東海大学、東京工科大学、東京電気大学、武蔵工業大学、明治大学、立命館大学、早稲田大学、長岡技術科学大学、埼玉大学、東京理科大学、山口大学

※2 日本の国立大学として初のTPであり、ベトナム政府初の公式TPである。なお、鄭州大学とのプログラムは、中国の大学と日本の大学との初の学部レベルでのプログラム。

※3 鄭州大学とのTPでは、鄭州大学材料科学工程学院にTP短大コース（予科）を開設している。前半教育は3年間であり、学生は予科卒業後、本学材料開発工学課程の第3学年に編入する。平成22年4月に締結した「鄭州大学とのTPに関する協定書」により、鄭州大学材料科学工程学院の学部課程（本科）の学生を受入することが可能となった。平成24年度の鄭州大学材料科学工程学院の本科第1学年入学者より、本コース学生の募集を予定している。

※4 ハノイ工科大学との TP では、プログラム開始当初の本学受入課程は、①機械創造工学課程、②材料開発工学課程、③環境システム工学課程であった。②及び③の受入実績は、平成18年度に各課程1名ずつである。平成21年9月に締結した「ハノイ工科大学とハノイ工科大学との TP 日本コンソーシアム大学との TP に関する協定書」により、本学での受入課程は機械創造工学課程となった。

(出典) 長岡技術科学大学ツイニング・プログラム実施報告書 (2012)

7.3.2 プログラム内容

学部教育の前半 2.5 年 (又は 3 年) を現地の大学にて、現地教員が主体となって日本語教育と 専門基礎教育を実施し、後半 2 年は日本の大学にて専門教育を実施している。

図 4-7-1 に示すとおり、現地での日本語教育及び専門基礎科目を修了する学生は、本学又はコンソーシアム大学が実施するスクリーニング (編入学試験) を受け、合格した学生のみ日本留学が可能となり、日本留学がかなわなかった学生は、引き続き現地の大学にて学部教育を受け、現地大学の学位を取得することができる。プログラムの全課程を修了した学生には、日本の大学の学位及び現地の大学の学位が授与される。後半教育では、受入課程が中心となり、他の正規学生と同様な教育指導を受けており、研究室配属、実務訓練等についても、日本人学生と同等な取扱いを受けている。

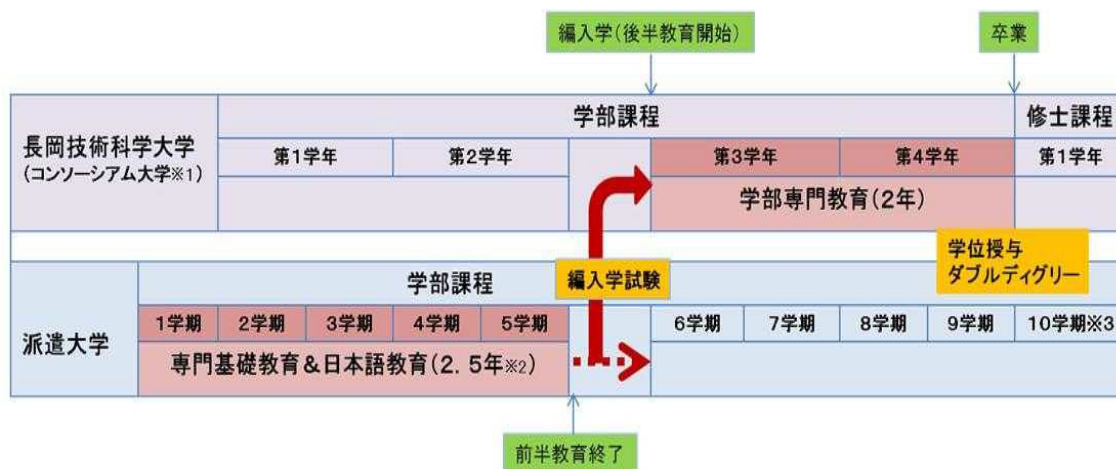


図 4-7-1 TPの基本スキーム

■ 編入学可能な大学

- ・ ハノイTP : 日本コンソーシアム大学 (長岡技術科学大学、群馬大学、豊橋技術科学大学、名古屋工業大学、岐阜大学)
- ・ ダナンTP : 日本コンソーシアム大学 (長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学)
- ・ マレーシアTP : JUCTeメンバー大学を含む日本のコンソーシアム大学

■ 教育期間

- ・ マレーシアTP及び鄭州TP : 前半教育は3年間 (6 学期)

- ・ハノイ工科大学、ダナン大学、ヌエボレオン大学及びモンテレイ大学：学部教育は1学期～10学期。
- ・ホーチミン市工科大学：9学期まで

i) 前半教育の内容（現地教育プログラム）

各 TP においては、前半教育において本学における短期集中研修、入学前直前研修プログラム等を開設し、TP 学生の日本留学へのモチベーション向上や、編入学後の授業等にスムーズに移行できるような工夫している。鄭州 TP 学生は9月入学するため、入学直前の8月中旬頃から導入プログラムを実施しており、全ての物質・材料系の教員が参加し、対応している。

TP の前半教育は、現地で実施される専門基礎科目と日本語教育で構成されている。現地で行われる専門基礎科目は、両大学のカリキュラムの整合性を確認したもので、現地大学が実施している。現地大学及び本学のカリキュラムは、毎年軽微な変更（場合によっては大幅な変更）がある。こうした変更があった場合、現地大学のカリキュラム変更内容の本学への連絡が遅れたケースもあった。ベトナムのハノイ工科大学の場合、3年前に英語科目を廃止し、外部又は内部で実施される英語試験の結果により単位を付与するシステムへと変更した。こうした場合、本学の求める条件を満たさなくなるので、本学の要請に基づき英語の授業は開講されることになったという事例もある。今後とも、各 TP 部会において、現地大学のカリキュラム等の確認を毎年度行うことが必要である。

表 4-7-2 各 TP の日本語教育の実施体制

プログラム名	日本語教育実施体制	現地大学の履修単位認定	成績管理体制
ハノイ TP	本学が選考した現地日本語教員と本学日本語教員が協働して実施	あり	コーディネーター
ヌエボレオン TP		なし	コーディネーター
モンテレイ TP		なし	コーディネーター
ホーチミン TP		なし	コーディネーター（構築中）
ダナン TP	現地大学に一任	あり	現地大学（ダナン外国語大学）
鄭州 TP		あり	現地大学

ii) 集中講義（専門基礎教育プログラム）

本学又はコンソーシアム大学の教員による専門科目の集中講義を行うことで、日本語で行われる専門科目を学習する機会を TP 学生に与えている。日本語教育の一環であり、単位認定はしない。この集中講義は、TP 学生の日本留学へのモチベーションを上げる効果も非常に大きい。さらに、集中講義を FD の場として活用する取組みについても、本学の

みならず、コンソーシアム大学も含めた多数の教員が事前研修に参加しており、日本側大学の教員に対する FD 研修としての評価も高い。この内容で、教育 GP に採択され、文部科学省からも高く評価されている。

iii) 後半教育

TP の後半教育は、本学の第 3 学年に編入学し、通常の日本人学生と同様の教育研究指導を受けている。TP の編入学試験においては、平成 23 (2011) 年度より筆記試験を廃止し、書類審査及び面接（専門及び日本語の口頭試問を含む）により、本学への編入学の可否について判定を行なっている。現地にて日本学生支援機構が実施する日本留学試験の受験が可能なハノイ TP とホーチミン TP については、同留学試験の受験を課しており、その成績も書類審査の対象となっている。

7.3.3 実施体制

各 TP の営については、そのプログラムの創設経緯等により、前半教育に対する本学の関与の仕方が大きく異なっている。日本人のプログラムコーディネーター（国際連携教育コーディネーター）、日本語教員を直接配置するプログラム（ハノイTP、ヌエボレオンTP、モンテレイTP、ホーチミンTP）から、ほとんどすべての前半教育の実施を現地大学に任せているプログラム（ダナンTP、鄭州TP）まで様々な形態がある。

日本側の体制は、上記の表 4-7-2 に示すとおり本学単独で実施している TP と、国内複数大学でコンソーシアムを組んで実施しているものがある。国内コンソーシアム（ハノイTP、ダナンTP）では本学が幹事校を務めている。また、学内での運営は、受入課程の教員を中心に構成された以下の TP 毎の部会において行われている。

- ・ ハノイ工科大学ツイニング・プログラム部会
- ・ ホーチミン市工科大学ツイニング・プログラム部会
- ・ ダナン大学ツイニング・プログラム部会
- ・ メキシコとのツイニング・プログラム部会（ヌエボレオンTP、モンテレイTP）
- ・ 鄭州大学ツイニング・プログラム部会
- ・ 日本国際教育大学連南部会（マレーシアTP）

入学試験に関する重要な事項については入学試験委員会、授業料免除等の学内手続を要するような重要な事項については、国際交流委員会において審議、検討されている。また、国際連携センターでは、TP の前半教育で実施する日本語教育等の支援を行っている。

7.3.4 交流学生数実績

前半教育への参加学生の募集について、原則としては、現地大学が責任を持って行うこととしている。表 4-7-3 に示すとおり、長岡技術科学大学が主体となって実施している TP（ハノイTP、ホーチミンTP、ダナンTP、ヌエボレオンTP、モンテレイTP、鄭州TP）では、

2007 年以降、毎年160人～180人程（マレーシアTP を除く）の学生がプログラムへ参加している。コンソーシアム型 TP の場合、編入学する大学を第 1 志望、第 2 志望で受けている。さらに、これらの学生から長岡技術科学大学の 3 年次に編入学を志願する学生と合格者数は表 4-7-3 に示すとおりである。2012 年の合格率をみると 6 つの TP において約 40%～70% であり（マレーシア TP を除き）、志願者すべてが合格するのではなく、編入学の試験でのスクリーニング機能が働いているといえる。

表 4-7-3 TP前半教育入学者数（2003 年～2011 年） (名)

TP 区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ハノイ TP	9(4 月) 32(10 月)	22	47	37	18	0	40	17	30
ホーチミン TP	-	-	-	8	18	22	14	13	9
ダナン TP	-	-	-	32	40	20	20	5	18
ヌエボレオン TP	-	-	-	-	9	9	14	26	15
モンテレイ TP	-	-	-	-	12	13	14	11	9
鄭州 TP	-	-	-	-	64	73	72	86	106
マレーシア TP*	-	-	-	75	87	84	87	69	70
合計	41	22	47	152	248	221	261	227	257

※1 機械 - 機械創造工学、電気 - 電気電子情報工学、材料 - 材料開発工学、建設 - 建設工学、経営 - 経営情報システム工学

7.3.5 その他の質疑応答

【問】大学の国際化戦略と TP の関係

【答】本学の教育の目的は実践的なエンジニア育成にあり、日本産業の活動が海外へと拡大しているなかで、日本のものづくりの拠点となっている地域の若者を対象として、「日本語ができる指導的技術者の育成」を行なうこと、を目的としている。ベトナム、メキシコ、中国はその意味で基準に合致しており、これらの地域にいる学生は日本の技術に対しての意識が高く、日本企業で働きたいというモチベーションが高い。本学は日本の技術の海外の進出に伴ってそのような学生の要望に応えることが日本側のミッションと考えている。

【問】協定を結ぶ際の苦労

【答】いきなりツイニング・プログラムは始まらないので、共同研究などを通して教員間のコンタクトのつながりが第一である。緊密な教員間の交流を進めることにより、教育課程についても双方の理解が深まっていく。例えば、実験が貧弱だったり、専門基礎科目あるいは前半教育の共通科目、教養科目も千差万別だったりするが、こうした実態を正確に把握することから TP の設計が始まる。TP は前半教育の同等性を確認した上で編入学とす

ることになるのだが、前半教育に対して先方にも様々な制約条件があり本学が求める方向に進める際に苦労した。そのため、MOU 締結までは 2～3 年を要している。

【問】前半教育の責任

【答】原則としては、日本語教育を含めて前半教育は現地大学の責任である。しかし、（例えば、ハノイ工科大学）当時は日本語教育のための相手側のリソースがなく、本学が実質的に日本語教育をサポートする必要があった。現在では、国内の複数大学でコンソーシアムを組み、共同して前半教育をサポートしている。

マレーシア TP である JAD は円借款で推進されたプログラムであり、マレーシアにおける前半教育体制は日本側の資金で整備運営されたが、本学が推進してきた TP の前半教育は相手側の教育課程をベースとしており（日本語の授業は追加的に組み込まれているが）、それぞれがもっている教育課程をブリッジすることにより成り立っているプログラムである。

編入学できなかった学生がそのまま残って課程を修了する場合、相手校の学位を取得して卒業する。直接、追跡調査したわけではないが、日本語ができる学生は人気が高く、企業等からハノイの事務所にたくさんの求人がくるといふ。

【問】日本語教育のリソースは

【答】国によって異なるが、完全に相手大学のリソースで実施しているところもあり、逆に本学が負担しているケースもある。日本語教員の選任から派遣まで本学が関与しているプログラムもある。

【問】カリキュラムの調整

【答】日本の大学 1・2 年次のカリキュラムに対応する現地教育が行われているかどうかの確認作業は大変である。現在でも海外の大学から TP の要請が来ている。我々も新しい TP に取り組む余力がないが、希望してくる大学の中には、シラバスを見るだけで明らかに履修内容が不十分と判断できる大学もある。

本学の特徴として、入学生のほとんどが 3 年次編入生ということがある。3 年次での既修得単位の認定は日常的に行っているものなので、比較的自然的なこととして教員も認識している。

【問】奨学金等

【答】基本的に日本の大学は 3 年次編入生に対する奨学金はないため、現状でもっとも苦労しているところである。授業料免除については、それぞれの大学で措置している。本学に関しては、成績優秀者に対して授業料免除を行っている。免除率は全体の 3 分の 1 程度。TP 学生向けの授業料免除 (①) と一般学生向けの免除 (②) があり、①枠でとれ

なかった学生も②で免除される学生もいる。完全私費の学生（4割）は、月8万あれば生活ができるので、図書館や食堂などでアルバイトをしている。このような学生に何とか奨学金を出す方向で考えているが、これからの課題でもある。

国内でコンソーシアムを組んでいる場合、必要経費は基本的に加盟校で分担してもらっている。メンバーの拡大、収入の拡大が課題である。

【問】ドロップアウト率は

【答】経済的な理由というよりは、日本語を含めた学習上の理由で留年するケースがある。但し1割を超えていない。ハノイ工科大学の場合、TPに参加する学生の授業料は一般の学生より高いから、TPに進学してくる学生はそれなりの収入のある家庭であるというケースもある。一方、成績のよい学生でも、奨学金がないことを理由にプログラム参加を断念する学生もいる。

【問】編入試験の基準

【答】数学、物理への口頭試問も実施しているが、日本語の能力に影響される面が大きい。面接は現地に出向いて行う。コンソーシアムの場合、各大学それぞれアドミッション・ポリシーに沿って実施している。

【問】もっとも工夫した点は

【答】前半教育の間に、編入学後に専門教育を受けることのできる日本語能力を如何にして養成するかがこのプログラムの大きなポイントである。そこで、文科省の教育GP事業として採択された「UDに立脚した工学基礎教育の再構築」事業の一環として、本学日本語教員及び専門の教員による「FD道場」（事前研修）でTP向けの集中講義の事前研修を開始した。前半教育に使用する独自の日本語教材も製作した。平易な日本語、例えば日本語の2級の語彙・漢字だけで作成するなどいろいろ苦勞した。また、前半教育の基礎工学に出てくる語彙をもとに専門用語の辞書を、8言語について単独で制作した。この辞書の一部（日越工学用語辞典）は商業出版しており、ベトナムでも販売されている。教員の実感として、必要以上に難しいことばを使っていたことに気づき、教材の選択や順序設計に真剣になるなど教育改善にも活かされ、結果的にFDとしての成果も上がっている。

【問】学生に事前提供される情報は

【答】プログラムに入った学生には、オリエンテーションを実施。また、動機付けのため、夏休み中に学生を日本に招聘し、研究室生活を体験させている（2週間程度ホームステイ）。プログラムに入る前の段階では、本学の関与はなく、それぞれの大学がプログラムを宣伝、リクルートしている。

【問】卒業生の進路

【答】2007年～2011年までのTP卒業生51名中30名が大学院に進学、日本国内の企業就職者は7名、その他（母国への帰国、母国で就職した者、母国又は他国の大学院進学者）は14名である。

【問】成績管理

【答】編入学後のTP学生の成績については一般学生と同様に評価されており、傾向を把握している。非常に優秀な学生がいれば、苦勞する学生もいる。本学では3年以降も専門科目以外の必修科目があり、これは日本語のハンディをもっている外国人には負担となっている。

【問】DDの授与は

【答】相手大学における特有の履修必須科目があり、本学の後半教育後に母国に戻り、半年間でその科目を履修した場合は相手大学の学位が授与される。これまでの実績のなかでいえば、ハノイTPの場合は本学の学位のみを取得していた。一方、モンテレイTP、ヌエボレオンTPの場合はDDを目指している学生もいる。

【問】優秀な学生を受入れるための取組み

【答】前半教育を通じて学生の能力を継続して観察できること、編入学の試験によってスクリーニングをかけていることで、優秀な学生確保ができていると思う。

【問】現地におけるTPの運営はどうなっているか

【答】現地任せである。ハノイTPの場合、School of International Education (SIE) という学部を設置して、SIEがもつプログラム中の一つとして位置付けられている。

【問】単位互換は

【答】実時間で計算している。

第8節 早稲田大学

早稲田大学の概要及び国際交流については第1節で既述したとおりであるため、この節では聞き取り調査の内容のみ記述する。

8.1 聞き取り調査（平成25年12月）

8.1.1 調査対象プログラムの概要

2005年から中国の北京大学、復旦大学と国際教養学部の間で学部課程のダブルディグリー（DD）を開始した。その後、台湾大学とシンガポール国立大学に広げた。同時に、アジア太平洋研究科と北京大学の国際関係研究科と博士課程のDDを実施した。今回の調査は学部課程のDDを中心に行った。

交流大学は、北京大学、復旦大学、台湾大学、シンガポール国立大学の4大学であり、交流内容の概要については表4-8-1に示す。

表4-8-1 早稲田大学のDD実施相手大学及び内容（派遣の場合）

	北京大学	復旦大学	台湾大学	シンガポール国立大学
国・地域	中国	中国	台湾	シンガポール
使用言語	中国語 (一部英語)	中国語	中国語	英語
留学期間	1年	1年	1.5年	原則2年／夏季学期履修 で1.5年も可
定員	15名以内	15名以内	10名	5名
派遣留学先で 専攻する分野	国際関係学	ジャーナリズム	政治学/商学	人文社会学または理工学 (専攻は自分で選択)
授与学位	双学士学位	学士学位	学士学位	学士学位
対象	学部生	学部生	学部生（ただし 限定）	学部生
GPA	該当なし	該当なし	3.0以上	3.2以上

（出典）早稲田大学 留学センターHPより抜粋（<http://www.cie-waseda.jp/ddp/go/overview.html>）

表 4-8-2 早稲田大学における DD の実施内容（受入の場合）

	北京大学		復旦大学		台湾大学 (社会科学院・政治学系)		台湾大学 (管理学院)		シンガポ ール国立 大学
受入学部	政治経 済学部	国際教 養学部	政治経 済学部	国際教 養学部	政治経 済学部	国際教 養学部	商学部	国際教養 学部	国際教養 学部
使用言語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	英語
留学期間	1 年		1 年		1.5 年		1.5 年		2 年
留学 開始月	9 月		9 月		4 月		4 月		9 月
受入学科 (専攻・ コース)	政治学科 経済学科 国際政治経 済学科	国際教養学	政治学科 経済学科 国際政治経 済学科	国際教養 学	政治学科 国際政治 経済学科	国際教養学	経営コース 会計コース 商業・貿易・ 金融コース、 経済・産業 コース	国際教養学	国際教養学
授与学位	学士学位		学士学位		学士学位		学士学位		学士学位

8.1.2 プログラム内容

<派遣の場合の履修モデル>

図 4-8-1 に示している履修モデルは、所属学部 2 年後期（9 月）からの留学を想定した場合の実施モデルである。4 年卒業の可否は留学前後の早大所属学部単位取得状況や派遣留学時の早大学年などによって異なり、留学した大学の学位は、早大の卒業要件を満たしたことを確認後に、相手大学から授与される。

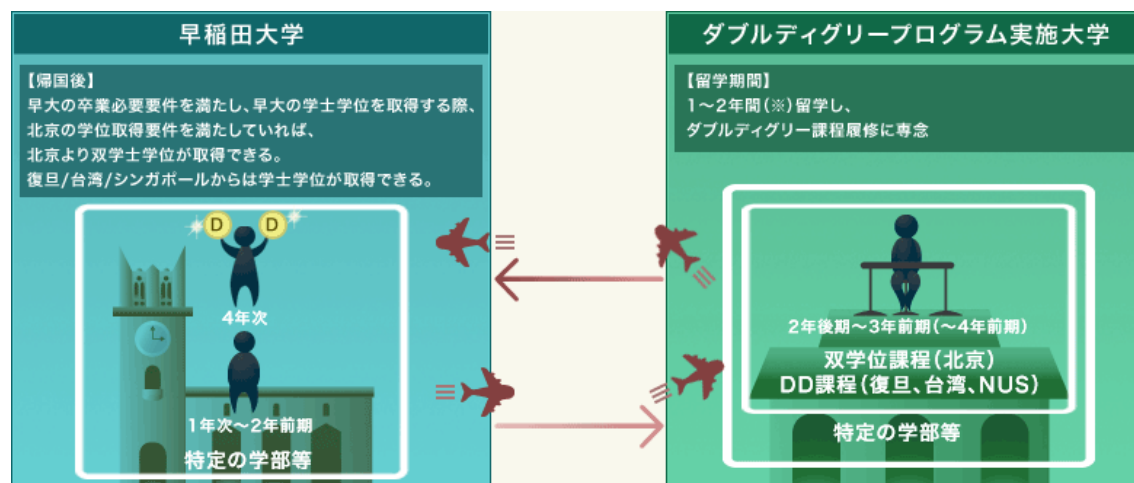


図 4-8-1 早大学生が留学する場合の履修モデル

<受入の場合の履修課程>

渡日前の事前指定科目と早稲田大学留学中の履修科目、帰国後の活動については、協定校及び早稲田大学の該当学科によりことなる（表 4-8-3）。

表 4-8-3 早稲田大学における履修課程

	渡日前	早稲田大学留学中	帰国後
<政治経済学部>			
北京大学生 復旦大学生	事前指定科目 (国際政治経済学科と経済学科 への留学希望者のみ)「マクロ経済学」、 「ミクロ経済学」必須	・必須(専門演習・日本語) ・選択必修(科目分野の内訳は政経各所属学科が指定) ・自由選択	タームペーパー (専門演習担当教員の指導による)
台湾大学(社会科学学院・政治学系)生	事前指定科目 (国際政治経済学科希望者のみ)「経済学」必須	・必須(日本語) ・講義科目 (政経所属学科配当科目) (所属以外の学科配当科目) (専門演習含む政経学部設置科目ほか)	(最低1学期は台湾大学で履修)
<商学部>			
台湾大学(管理学院)生	事前指定科目(台大設置科目) 基礎会計学、微積分、基礎経済学	・商学部科目(所属コースを選択)(希望者はゼミ履修可) ・商学部以外設置科目 (日本語科目含む) ・ゼミ論文(希望者のみ)	(最低1学期は台湾大学で履修)
<国際教養学部>			
北京大学生 復旦大学生	北京大、復旦大のそれぞれの開講科目	・講義科目(中級・上級科目) ・上級演習科目 ・日本語科目 ・春期/夏期集中科目	卒業研究 (卒論指導)
台湾大学生	台大の開講科目	・講義科目(中級・上級科目) ・日本語科目 ・自由選択科目 (早大他学部設置科目含む)	(最低1学期は台湾大学で履修)
シンガポール 国立大学生 (NUS)	NUS 開講科目	<早大留学1年目> ・講義科目(中級・上級科目) ・日本語科目 ・自由選択科目 (早大他学部設置科目含む) <早大留学2年目> ・講義科目(中級・上級科目) ・上級演習科目 ・日本語科目 ・自由選択科目 (早大他学部設置科目含む)	NUS 開講科目 (帰国1年間、早大留学2年目へ)

8.1.3 交流学生数実績

合計 310 人程度。毎年 70 人前後。一般交換留学で1年修学後、DD プログラムに入る学生も毎年 5 名はいる。

8.1.4 その他の質疑応答

【問】質保証に関する考え方

【答】それぞれの国で認定されていることを前提に交流しているので、一定の質は保証されている。重要なのは両校で定められている水準を保ちつつ、プログラムの内容を高めることである。長年の学生交流実績のもとで、相互の学生を信頼している。教育での相乗効果を測ることができる海外の大学と協定を結んでおり、DD もその方針のもとで実施されている

【問】 もっとも議論となったのは

【答】 北京大学との DD において必要な論文数。中国は論文 2 つを要求。

【問】 学位審査

【答】 博士課程 DD の場合、副査として相手大学の教員が参加している。言語が異なるため内容 Check の面もある。言語は日本語か中国語、英語のいずれか。

【問】 単位認定及び途中脱落

【答】 部局によって単位認定している。他の交換留学と同様に読み替え単位は個別に認定している。学部によって異なるが、一括認定する学部と教員による個別認定をする学部がある。なお、途中脱落は交換留学の扱いとなる（学部生）。

【問】 単位換算方法

【答】 例えば北京大学の場合 60 分 2 コマの授業であり、早稲田大学は 90 分 1 コマであるので、授業時間（コンタクト・アワー）で計算している。単位互換の標準化に関しては、トランスファーの多い、典型的には例えば、米国のコミッティーカレッジから州立大学へ入る時とかに問題になると思う。日本の場合は異なるので、早稲田大学はそれぞれの大学と突き合せてやっていて、ある程度の経験を通じて前例が蓄積されると、一括で換算している。相手大学で取得した単位は海外教育プログラムとしての審査のみで認めている学部もある。シンガポールの場合も、同様に授業時間に基づき単位の換算が行われている。

【問】 入試について

【答】 本属大学の推薦によるが、一定の基準は設けている。しかし、最終的には派遣先大学が受入を判断する。

【問】 アジアの大学との DD を実施する理由

【答】 本学はアジア地域との交流の歴史が戦前からあり、特に中国との間では 100 年以上の長い交流の歴史を持つ。この交流の実績から、北京大学との間で初の DD プログラムが実施された。それに続き、他のアジア地域に於いても、本学は海外事務所の設置から、シンガポール国立大学、台湾大学との間でも同様なプログラムが実施されるようになった。

【問】 DD をプログラム化することに大変苦労があると思うが、それにもかかわらず DD を実施する理由は

【答】例えば北京大学の場合、ディスカッションを日常化しているなど日本の教育システムと異なる体系で授業が行われていることに加え、中国全土からトップクラスの学生が集まる環境がある。そのような環境下で、本学の学生は日本では非常に得難い学習体験をすることとなり、考え方や態度にいい変化が現れている。また、卒業後もこうした貴重な体験が就職、進学につながっているため、DD プログラムは非常に教育的効果が高いと評価され、本学は実施を継続している。実際、中国から帰国した学生の半分以上は三菱商事などの総合商社、銀行、マスコミなどの企業に就職しており、就職して1年以内に中国に派遣されるなど即戦力になっている。また、附属高校で中国語科目が選択可能であり、このプログラムへの参加希望につながっている。

シンガポールや台湾の場合は、北京大学とは若干異なる面もあり、例えば英語での要求が高いことなどから、学生の間でも海外留学の一つの目標となっている。

【問】 苦労した点について

【答】 学内の教授会の承認も、相手大学との交渉も大変だった。もっとも大変だったのは、学士・修士課程ともに科目のすりあわせであり、それだけで1年以上を要した。専門の内容の組み合わせを含め、使用言語の問題もある。例えば、DD プログラム実施に際し、本学では英語科目の充実が課題となった。そのため、学内では英語科目の新設や他科目との調整など、様々な面で細かなやり取りが必要となった。また、本学学生が北京大学に派遣された場合、当初は中国語による科目のみの履修とされていたが、プログラム内容の改善として後に英語科目も追加される事となった。その意味で、DD プログラムをゼロベースから立ち上げるのに、内外の調整も含めて2年間かかった。

【問】 学生の管理、留学センターと各学部の関係について

【答】 留学センターが窓口になって管理しており、DD 担当者がいる。相手大学は留学センターに願書を送っており、それに対する審査、授業、学位授与などは該当学部で行っている。なお、ビザ、オリエンテーションなどの管理は留学センターで行っている。北京大学、復旦大学には本学の事務所があり、DD の担当もおり、事務所を介したやりとりもある。台湾、シンガポールの場合は学部・研究科同士で直接やりとりしている。

また、留学生が本国に帰国し、本属大学を卒業するまでの確認も行っている。本国における卒業を確認した後に早稲田大学の学位を出すことになっている。本国で卒業するまでは早稲田大学における在学身分となるが、授業料は協定に基づき相互に免除としている。

【問】 共同プログラムの単位の範囲は

【答】 学部、修士両方とも卒業要件の2分の1。

【問】過去の交流実績

【答】全体の受入・派遣数は 310 人程度。毎年 70 人前後。

【問】附属校で中国語を勉強した学生以外に DD に参加する学生の背景について

【答】DD プログラム参加学生の場合は、付属高校出身者もいるが、大半は大学で第 2 外国語として中国語を学習している学生である。そのため、DD プログラム参加に先駆けて、中国に語学留学を半年～1 年した学生の参加も見受けられる。

【問】受入れている学生の DD の参加理由・目的は

【答】当然、本学の学位が取得できるという動機が最も大きい。国内では得られない教育環境で勉強することも大きな魅力である。こうした海外トップ大学の学生は本学学生に対してもいい刺激となっているようである。また、このような学生は、卒業後の進路として欧米や自国の大学院への進学、あるいは日本の大手企業に採用されるケースも多く、DD プログラムがそのためのステップとして高く評価されている背景がある。

【問】学生に対する満足度調査などについて

【答】派遣、受入両方の学生に対して調査を実施しているが、記述式アンケートであり、交換留学生全体としてまとめているので、DD プログラム学生だけを特別に対象として調査を行うことはない。

第9節 九州工業大学

9.1 大学の規模、特色等

2015年現在は2学部3大学院を設置している。教員数は2015年現在、教授136名、准教授154名、講師3名、助教64名である。学生数は、学部4,181名、大学院1,612名（修士課程1,316名、博士課程296名）である³⁹。

9.2 国際交流

九州工業大学は国際化の戦略目標に「“Global Engineer”の養成」「有能な人材の確保による『知の競争力』の向上」「国際的プレゼンスの向上」の3つを設定し、協定締結を通じた教育研究の国際連携、奨学金・宿舍などの支援、英語の日常化などの課題に取り組んでいる。中規模国立工科系単科大学として組織的、人的に限られたリソースの中、従来教員個人の活動に依存してきた国際交流を、持続可能な国際学術ネットワークの形成に移行させるため、2010年度に事務組織として国際課、全学的国際交流推進機能として国際戦略室を設置し、2014年度に国際戦略室に専任の教員を配置するなど組織体制の整備を進めてきた。

9.2.1 外国人留学生の受入

2013年現在、外国人留学生数は学部29名、大学院175名（修士課程87名、博士課程88名）である。

9.2.2 日本人学生の海外派遣

語学研修を含め、短期留学派遣、サリー大学派遣プログラム及び、以下の7つ海外大学とのダブルディグリー・プログラムを実施している（表4-9-1）。

表4-9-1 九州工業大学のDD実施概要

大学名	国・地域	対象課程
ロレーヌ工科大学	フランス	修士
揚州大学	中国	修士、博士
西安電子科技大学	中国	修士、博士
台湾科技大学	台湾	修士、博士
パリ高等機械工学院	フランス	工学府修士
昌原大学校	韓国	修士、博士
マレーシアプトラ大学	マレーシア	生命体工学研究科博士

³⁹ 教員数（2015年5月現在）については、（<http://www.kyutech.ac.jp/information/number-personnel/>）、学生数（2015年5月現在）については、（<http://www.kyutech.ac.jp/information/number-student/>）による。

9.2.3 海外大学等との交流協定状況

23 国・地域の 82 機関と協定を締結しており、詳細は以下のとおりである。

- 大学間及び全学協定： 41 件（欧州 6、北米 3、オセアニア 3、アジア 29）
- 部局間協定： 41 件（欧州 9、北米 2、オセアニア 1、アジア 29）

9.3 聞き取り調査（平成 25 年 12 月）

9.3.1 調査対象プログラムの概要

九州工業大学が輩出した卒業生たちの多くが、エンジニアとして海外で働く実態がある一方、国際化推進の体制整備に着手した 2010 年以前は、大学として国際プログラムを動かす全学的な組織体制がなく、大学としての取組みは、個人レベル、特定研究レベルにおける取組みなどに留まっていた。

「技術に堪能（かんのう）なる士君子の養成」として、品格と創造性を有する人材を育成するという基本理念のもと、世界トップレベルの分野を創出し（研究）、研究を通じた産学連携を基軸に活動を展開する（社会貢献）とともに、これらを礎として、グローバル・エンジニアを養成する（教育）ことを、果たすべき役割として掲げている。これら 3 本柱を推進し、加速化させるため、学位授与プログラムの一部を実施する海外拠点「MSSC（エム・エス・エス・シー）」をマレーシアプトラ大学（Universiti Putra Malaysia:以下 UPM）の校内に、2013 年 4 月に設置した。MSSC をマレーシアで展開する理由としては、1) マレーシアは九州工業大学にとって魅力的な国であったこと⁴⁰、2) 20 年近い信頼関係を持っていたことである。UPM とは 1994 年から共同研究を開始し、これまで 100 名を超える学生が研究交流を行った。2002 年は UPM と教育・研究交流協定を締結し、2004 年に UPM 内にサテライトオフィスを設置した。その後、2012 年 3 月に「マレーシア・スーパーサテライトキャンパス構想」として、より教育・研究連携を発展させるため、「教育・研究活動における特別プロジェクトの推進に係る同意書（Letter of Intent:LoI）」を締結した。その後、2013 年 2 月に MOU を締結し、2013 年 4 月には MSSC 設置に係る MOA(MSSC-MOA)と、デュアルディグリー・プログラムに関する覚書（DDP-MOA）を交わした（図 4-9-1）。

MSSC を通じて、学生のグローバル化、優秀な外国人留学生の獲得、国際的な研究活動の推進、教職員のグローバル化を図ることが目的である。

⁴⁰ マレーシアを選択した理由として、①アジア、イスラム、欧米の三要素を併せ持つ多文化環境、②親日派で日本の科学技術を高く評価、③日本の工学卒業生が将来働く有力な国の一つ、④九州工業大学と UPM が行っているバイオマス研究分野はマレーシアの国家重点領域に指定されている、⑤地理的にアジアの中心にあり、容易に移動できるなどが挙げられている
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/036/siryo/icsFiles/afieldfile/2013/11/21/1341618_3.pdf

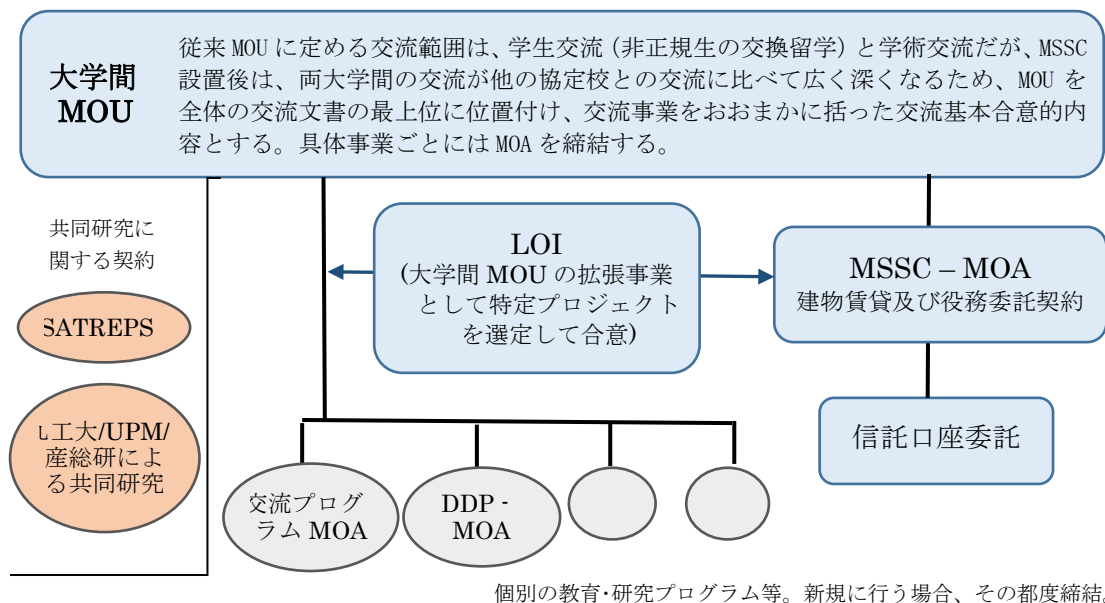


図 4-9-1 UPM と MSSC に関する合意形成

9.3.2 事業内容

教育においては、デュアルディグリー・プログラム（博士後期課程）、短期派遣プログラム（学部生・博士前期課程）、異文化交流プログラム、海外インターンシップを行う。

研究においては、SATREPS（JICA-JST 地球規模課題対応国際科学技術協力事業）を核とするバイオマス研究の発展、情報工学や宇宙工学分野、他分野への研究交流の拡大を促進するとともに国際シンポジウムの開催などに取組む。その他、教育職員の英語による専門講義や共同研究による FD 活動及び事務職員の短期派遣による国際交流実務研修等の SD 活動を行うこと、ASEAN 諸国の留学生開拓（広報）拠点として MSSC を活用することなどを考えており、既に一部は実施している。

9.3.3 運営方針

MSSC の設置・展開に当たっては、マレーシア現地における法的根拠がなく、外国の大学が法人格を取得するには私立大学としての認可に限られ、それも膨大な経費や時間、労力を有するだけでなく、そもそも日本の国立大学が海外で私立大学として設置することの困難さから、UPM との共同事業という形式での設置に踏み切った。MSSC の法的ステータスはマレーシアにあるが法人格をもっていないため UPM の一組織に位置付けるが、MSSC-MOA により、九州工業大学の主体的な運営を維持することを可能にしている。

9.3.4 デュアルディグリー・プログラム

日本国内で一般的に言うダブルディグリーと同意で、デュアルディグリーを用いている。履修モデルは、九州工業大学と UPM のそれぞれで 2 つのコースワークを実施する。最後に 1 つの論文を共同で審査し、デュアルディグリーを授与する。学生交流が始まるのは 2013 年 10 月からである。

9.3.5 その他の質疑応答

【問】MSSC の UPM におけるより具体的な設置根拠について

【答】UPM の管理下で九州工業大学が教育を展開するが、教育組織ではない。そのため、教育組織としての認証は受けていない。UPM は Self-accreditation の資格をもっていたので、MQA の監査は受けるが、大学の管理・運営及びこのようなプログラムにおいては教育省に報告することで済むという比較的自由度を与えられていたことが実施根拠となっている。現地の国際的コンサルティング会社を利用して設置形態を検討する一方、UPM を通じてマレーシア政府（当時の高等教育省）に説明するなど、マレーシアの法令に反しないことを確認した。

「九州工業大学は単独でその内容やプログラムの開発及び質保証について責任を負うこととする」ことを契約（MoA）に盛り込み、日本の教育プログラムなので、マレーシアでプログラム認可を受けない。また、MoA には九州工業大学が財政・人員など主導的に管理できるように盛り込んでいる。

【問】MSSC の体制について

【答】2 人の教員と 1 名の事務職員が駐在（任期は指定していない。職員については、意欲、適性などにより総合的な職員配置の一環として配置したが、学内公募による自己推薦も入選のプロセスに含めた）。本給は九州工業大学から支給するとともに、現地でのビザ取得の関係上、一部（在勤手当相当分）は UPM の会計に管理委託する九工大アカウントから支払う（原資は後述のとおり九州工業大学が負担）。法人格がなく、現地での就業ビザ取得のため、九州工業大学との雇用関係を保持したまま（九州工業大学からは勤務命令という形で派遣）、UPM との雇用契約を新たに結んでいる。（UPM の会計管理の中に MSSC アカウントを設定し、九州工業大学が資金を振り込む形式。契約書上は 1 千万円の資金を投入（MSSC 活動資金として送金）することになっている。建物は無償で UPM が提供しているため、その他必要な設備及び 3 人の給料を九州工業大学の資金から支出する。個人の所得税や、会計等現地での法令遵守に関してはコンサルティング会社に委託している。MSSC アカウントを管理する委員会も設けている。会計処理を含め MSSC を統括するため、両大学から 3 人ずつ出して委員会を結成（九工大の場合は副学長、会計課長、国際課長）して運営している。

【問】デュアルディグリー・プログラム構築の経緯

【答】当然ながら UPM が提供するプログラムは MQA の認証を受けているものである。学位論文（英語）が 1 つになったのは、UPM の要請であった。このデュアルディグリー・プログラムはグリーンテクノロジー分野（PhD）であり、1994 年から教育研究の交流実績があり、協定を結ぶ際の窓口となった教員間で、インパクトファクターの高い学術論文を出すというかなり特化した研究をやってきた。これまで既に学生教育については、教員レベルで協力し合ってきており、今回、正式な教育連携プログラムとして形にしたものといえる。

【問】教員の個人的協力関係をプログラム化する上での留意点

【答】学部教育と違って博士課程後期の教育であるため、プログラム内容を体系化しにくい部分がある。それでも、20 年間やってきたので、教員の間ではそのままプログラム化してもいいという意見がある。しかし、選考方法・要件、学期のずれ、単位の換算法や認定基準、学位授与の基準や方法など調整を要する項目が少なくなく、国際間の教育連携プログラムとしての質保証への配慮に注意を要した。

【問】単位認定について

【答】九州工業大学は必修科目 4 単位、実践科目及び専門科目選択から 4 単位以上、特別演習 4 単位の 12 単位以上（1 科目 2 単位）、UPM は講義科目 12 単位（1 科目 3 単位）である。相互認定可能な上限 6 単位（2014 年 4 月以降の入学者は 4 単位）にしても、科目マッチングの作業が必要であり、現在も継続的にマッチング作業を行っている。単位換算については、両大学の学務担当部門間で調整し、解決した。

【問】学生選考について

【答】当初は博士後期課程の新入学生のみで在校生は参加対象ではなかったが、現在は 1 年次の在学生も参加可能にし、受入の審査をしている。在学生が 2 年次から DDP に移行した場合、その学生の研究計画等により、新たに履修する科目が発生したりすること考えられ、その結果、本籍大学での在籍期間が延びたりする場合もあるため、入学前に十分了承させておく必要がある。入学選考は、デュアルディグリー・プログラムなのでそれぞれの大学が選考基準と方法により選考している。

【問】今後の課題は

【答】日本（九州工業大学）は 4 月と 10 月、マレーシア（UPM）は 2 月と 9 月と学期の開始月にずれがある。通常の運用でも、最大半年のずれが生じる可能性があり、個別の学生の受入れにあたって、極力、学期のずれによる影響を最小化するよう努めている。

第 10 節 明治大学

10.1 大学の規模、特色等

2015 年現在、10 学部、12 大学院、法科大学院（法務研究科）及び 3 専門職大学院を設置している。学生数は、2015 年 5 月現在、学部 30,538 名、大学院 2,352 名（修士／専門職学位課程 2,004 名、博士後期課程 348 名）である。教員数は専任教員（特任教員を含む）1,029 名（教授 635 名、准教授 237 名、講師 132 名、助教 25 名）、兼任教員 1,799 名である⁴¹。

10.2 国際交流

明治大学は、2009 年に国際化拠点大学（G30）として採択されたことに伴い、国際戦略策定のための調査企画や外国の高等教育機関等との連携を行い、明治大学の国際的認知度を向上させることを目的に、国際連携機構のもとに「明治大学国際連携本部」を設置している。G30 の採択とその結果、2010 年の留学生は約 1,100 名となり、これは過去 5 年間で 2 倍に増大するほか、海外協定校も 1 年間で 30 校程度に増加、採択される 5 年前に比べて 5 倍となったという。

10.2.1 外国人留学生の受入

2014 年度現在、学部生 827 名、大学院生 352 名である（表 4-10-1）。

表 4-10-1 明治大学の外国人留学生数（2014 年 5 月現在）（名）

学部	大学院	合計
827	352	1,179

（出典）<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/6t5h7p00000157xn-att/6t5h7p00000cy70b.pdf>

10.2.2 日本人学生の海外派遣

2014 年度現在、長期派遣 214 名、短期派遣 760 名である（表 4-10-2）。

表 4-10-2 明治大学の日本人学生の海外派遣数（2014 年 5 月現在）（名）

長期	短期	合計
214	760	974

（出典）<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/6t5h7p00000157xn-att/6t5h7p00000cy70b.pdf>

⁴¹ 学生・生徒現員、定員（入学定員・収容定員）及び収容定員に対する比率（2015 年 5 月 1 日現在）については、（<https://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/6t5h7p00000157xn-att/6t5h7p00000cxz31.pdf>）、所属学部・研究科別、資格別教員数（2015 年 5 月 1 日現在）については、（<https://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/teacher/6t5h7p0000015hce-att/17.pdf>）による。

10.2.3 海外大学等との交流協定状況（2015年5月現在）

- 大学間協定： 190件（北米29、欧州54、ロシア9、オセアニア7、中近東3、アジア57、東南アジア27、南米3、アフリカ1）
- 部局間協定（研究所含む）： 84件（北米15、欧州27、ロシア1、オセアニア1、アジア18、東南アジア21、アフリカ1）

10.2.4 海外拠点等

海外拠点としては、マレーシア工科大学内に事務所を設置するほか、北京事務所とタイ・バンコクに明治大学アセアンセンターをおいてある。

10.3 聞き取り調査（平成26年9月）⁴²

10.3.1 調査対象プログラムの概要

平成24年度大学の世界展開力強化事業Ⅰ－ASEAN諸国等との大学間交流形成支援－に採択された「日本ASEANリテラシーを重視した実務型リーダー育成プログラム」について聞き取り調査を行った。

構想名称：「日本ASEANリテラシーを重視した実務型リーダー育成プログラム」

構想目的： たくましい「現場力」及び日本と東南アジアに関するリテラシーを持って、紹介、ビジネスパーソン、ジャーナリスト、建築家、NGO、公務員など多くの事務分野で国・地域を跨いだ懸け橋となりうる実務型リーダーを、日本とASEAN諸国の双方に育成する。

取組部局： 全学

構想責任者： 国際教育センター長

海外連携：

インドネシア： インドネシア大学*、バンドン工科大学*

*AUN加盟校

ラオス： ラオス国立大学*

マレーシア： マラヤ大学*、マレーシア工科大学

フィリピン： フィリピン大学ディリマン校*、アテネオ・デ・マニラ大学*

シンガポール： シンガポール国立大学*

タイ： チュラロンコン大学*、シーナカリンウィロート大学、キングモンクット工科大学ラカバン校*、カセサート大学、泰日工業大学

ベトナム： ハノイ貿易大学、ハノイ国家大学外国語大学*、ホーチミン市国家大学人文社会科学大学*

⁴² 本節における内容の概要及び図表は訪問の際にいただいた資料等により整理している。

10.3.2 プログラム内容

本プログラムでは、将来、多くの実務分野においてたくましい「現場力」を持って、日本と東南アジアのリテラシーを有した、国・地域を跨いだ架け橋となりうる日本 ASEAN 実務型リーダーを、日本と ASEAN 諸国の双方に育成することを目的としている。目的達成のため、ASEAN 大学連合（AUN）加盟校を中心とする大学と共に、教育プログラムを多層的に実施する国際共同教育コンソーシアムを形成し、日本人学生と ASEAN 側学生の双方に相手国の言語、文化、商習慣等の理解を促す日本 ASEAN リテラシーを重視した教育を行う。2013 年春にタイ・バンコクに「明治大学アセアンセンター」を開設し、日本と ASEAN 側の学生がともに学べる機会を提供している。

本プログラムは全学を対象にしており、「明治大学アセアンセンター」を軸に ASEAN 各国のトップ大学とコンソーシアムを組んで長短期様々なプログラムを展開するものである。コンソーシアム構想のイメージは、図 4-10-1 に示すとおりであり、2014 年 9 月現在、フィリピンのデ・ラ・サール大学の参画が決まり、協力大学は延べ 17 校となっている。

「明治大学アセアンセンター」は 2013 年 5 月 1 日に、タイ・バンコクに設置、シーナカリンウィロート大学のキャンパス内に所在している。センターには、運営を統括する日本人 1 名と日本留学経験を有する現地人 1 名のスタッフが常駐し、運営している。

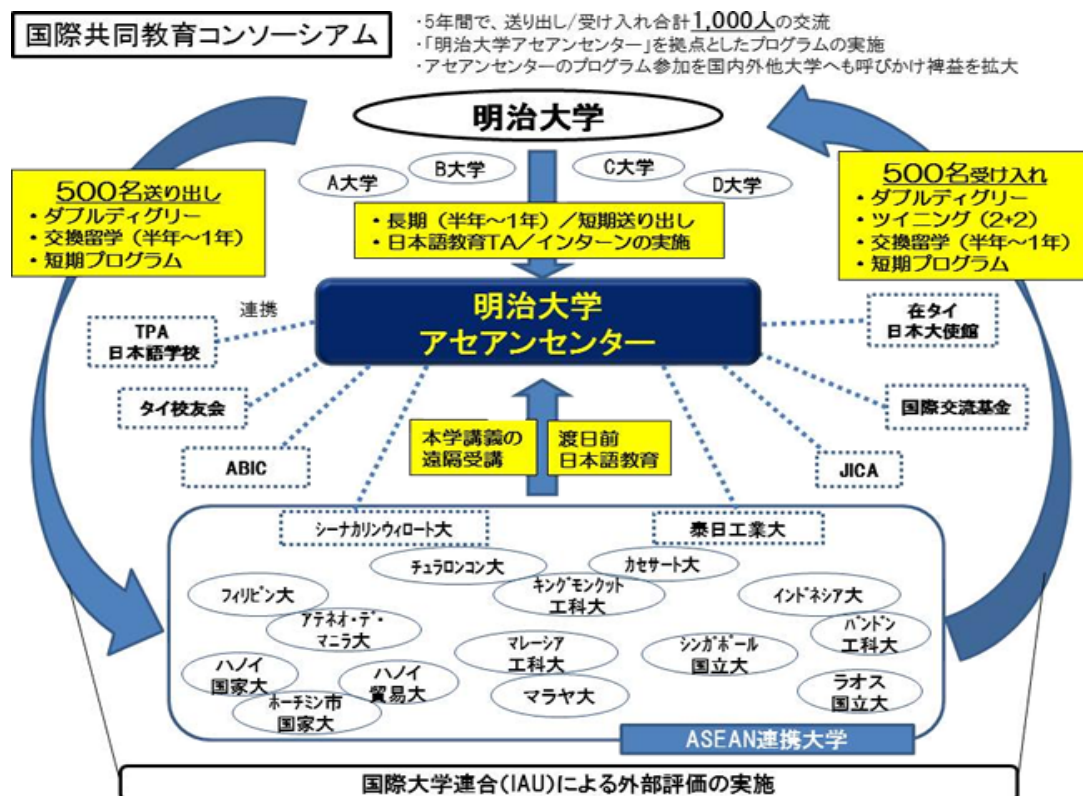


図 4-10-1 コンソーシアムのイメージ

10.3.3 交流学生数実績

5年間で日本人学生の送り出しとASEAN側学生の受け入れ、合計1,000人の交流を計画しており、2013年度までの実績値をふく。

表 4-10-3 交流学生数 (名)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	合計
派遣	72(50)	139(75)	110	135	160	530
受入	50(50)	86(75)	105	130	155	515

※2012年、2013年度は実績値、カッコ内及び2014年以降は計画値

10.3.4 その他の質疑応答

【問】事業の概略はどのようなものか。

【答】本事業は、「日本ASEAN実務型リーダー」を育成するプログラムであり、将来、ビジネスパーソン、ジャーナリスト、建築家、NGO、公務員など多くの実務分野において、「現場力」を持って日本と東南アジアとの懸け橋となりうる人材を日本とASEAN諸国の双方に育成することを目的としている。

全学を対象に、各学部が実施している既存のプログラムを統合するようなアプローチで、卒業した学生が日本とASEAN諸国の現場で活躍できる人材育成を目指している。

【問】「明治大学アセアンセンター」をタイ・バンコクに設置した理由、経緯

【答】2010年に協定交流を拡大していくなかで、協定校から協定を開設できる空間の用意へのオファーがあり、教員間でも今後東南アジアは注目されることについて共通認識を得たので設置したきっかけとなっている。また、タイには進出している日本企業も多く、アセアンの中央に位置していることもあり、アセアンの学生が移動しやすい利点があることも理由の一つである。

【問】「明治大学アセアンセンター」の設立前のアセアンと交流状況

【等】2007年にマレーシア工科大学(UTM)にオフィスを開設しており、UTMとは明治大学の経営研究科でダブルディグリー・プログラムを実施していたが、他の国・地域への広がりをはじめたのは、2009年にG30に採択されたことにより協定校が増えたこと、さらには先ほどの回答にあったように2010年から本格的な協定校が増加した背景の中で、タイのOB会や現地の教員のつながりのなかからシーナカリンウィロート大学の紹介があった。同大学はタイにおいてトップ群に入っており、国際化に注力しているということもあり、2011年から夏季短期プログラムを実施している。

【問】「国際連携機構」と「国際連携本部」について

【答】グローバル 30 事業の採択と平行して国際連携機構を設置した。機構長は学長が、副機構長は国際担当副学長が担当して、学部を横断して統括できる組織である。「国際連携本部」は「国際連携機構」のしたにおかれ、国際連携の推進かかる企画をはじめ、各種の国際連携活動を行っている。国際連携・共同教育プログラムにおいては、各学部が実施しているプログラムの全体を包括する役割している。各学部が主体となって、国際連携・共同教育プログラムを運営し、利用施設など共通性のある事項について「国際連携本部」が管理・支援している。運営会議が月 1 回開催され、各学部の国際連携担当者が集まり、審議事項もあるが報告事項を中心に情報共有している。

【問】学生の受入、送出しに関する業務担当は

【答】大学間協定による交流については「国際教育事務室」で支援しており、学部間協定による交流については各学部内の事務室で担当している。

【問】受入学生への財政支援は

【答】短期プログラムについては航費と宿泊費を支援している。長期プログラムについては学生の自己負担となっている。また、交換留学として受け入れている学生には宿舍（インターナショナルハウス）を提供している。

【問】資料にある受入留学生（1,600 人）の区分は

【答】長短期を合わせた学生数である。

【問】学生の留学先として、欧米とアセアンとの連携のバランスは

【答】何の情報提供せずに関ければ、一般的に欧米を志向すると思うが、専門領域に近い形で短期プログラムを提供すると参加した学生のうち、東南アジア地域へ留学する学生が出てくる。その中では、中長期プログラムに移行する学生もいる。特に、タイやシンガポールに対しても自分のキャリアアップのために選択する学生も出てきているようである。

【問】政治経済学部はかなり積極的に見えるが

【答】政治経済学部は学生の英語力、海外能力を高めるための留学促進プログラムを推進しており、地域に偏りなく展開している。東南アジアに短期プログラムに参加した学生の意識に変化があり、長期プログラムに参加する結果につながっている。

【問】プログラムに参加した学生の満足度調査といった仕組みについて

【答】プログラム修了後には必ず意見調査を行い、フィードバックをえるようにしている。

その他、政治経済学部留学促進プログラムを担当している教職員と懇談し、プログラムの背景、実態などについて聞いた。平成 24 年度グローバル人材育成推進事業（タイプ B：特色型）に採択された政治経済学部留学促進プログラムでは、留学前の基礎英語力を強化する教育提供から短期留学プログラム、中長期派遣プログラム及びダブルディグリー、デュアルディグリー・プログラムまで展開している。懇談の際に得た主な事項は以下のとおりである。

- ・過去の学生交流の実績、教員の研究者ベースの交流により、構築された相互信頼は新たな発展につながる。
- ・教育方法として、IT インフラの整備が必要だが、遠隔授業（e ラーニング）はとても有効である。
- ・プログラムの活性化は、連携している相手大学の国際化への取組の積極さによることもある。
- ・教員へのインセンティブはないが、一人の教育者として若手を育てることに価値をおきながら関わっている。学生が、社会で活躍していくことで報われていると考える。

第 11 節 北海道大学

11.1 大学の規模、特色等

2015 年現在、学部においては 12 学部を設置しており、大学院においては 7 研究科、10 学院、10 研究院、公共政策学教育部及び公共政策学連携研究部を設置している。

学生数は、2015 年 5 月現在、学部 11,426 名、大学院 5,941 名（修士／専門職学位課程 3,667 名、博士後期課程 2,274 名）、教員数は 2,052 名（教授 700 名、准教授 636 名、講師 145 名、助教 571 名）である⁴³。

11.2 国際交流

国際活動に関わる全学的な業務を一元的に扱うために、留学生センター及び事務組織（国際連携課・国際教務課・国際交流課）により構成された国際本部を 2010 年 7 月に設置した。

11.2.1 外国人留学生の受入

2015 年 5 月現在、学部生 107 名、大学院生 1,065 名である（表 4-11-1）。

表 4-11-1 明治大学の外国人留学生数（2015 年 5 月現在）（名）

学部	大学院	合計
107	1,065	1,172

（出典）http://www.hokudai.ac.jp/bureau/gaiyou/2015/International_exchange/ryugaku.html

11.2.2 海外大学等との交流協定状況（2015 年 5 月現在）

- 大学間協定： 43 カ国・地域において 166 機関、106 件
- 部局間協定（研究所含む）： 45 カ国・地域において、252 件

11.2.4 海外拠点等

海外拠点としては、ソウル（韓国）、ヘルシンキ（フィンランド）、ルサカ（ザンビア共和国）にオフィスを設置している。

業務としては、海外の諸大学との留学生及び研究者の交流を促進するために、情報を収集・提供、入学試験に関する広報、大学院入学者選抜のための面接試験などの実施、留学生などの受け入れに関する連絡調整、教職員の教育研究などの活動支援、帰国した本学の元留学生、海外に赴任している本学の卒業生などによる同窓会の活動支援、日本の国内企業と海外の大学などとの産学連携への支援を行っている。

⁴³ 北海道大学概要 平成 27 年度(2015-2016)版（2015 年 7 月発行）
（http://www.hokudai.ac.jp/bureau/gaiyou/2015/150819_gaiyou.pdf）による。

11.3 聞き取り調査（平成 26 年 10 月）

11.3.1 調査対象プログラムの概要⁴⁴

北海道大学 PARE プログラム「人口・活動・資源・環境の負の連環を転換させるフロンティア人材育成プログラム（Graduate Program for Fostering Frontiers of Practical Solutions in a Populations-Activities-Resources-Environments (PARE) Chain）」（2012 年度採択、看護・医療系、以下、PARE プログラム）は、ASEAN の人口・活動・資源・環境システム（PARE: Populations-Activities-Resources-Environments）の負の連環を正に転換するために、4 つの力（フィールド研究力、多様性容認力、開拓力、課題解決力）を有する「フロンティア人材」を育成するための新たな国際連携教育システムを構築することを目的としている。

構想名称：「人口・活動・資源・環境の負の連環を転換させるフロンティア人材育成プログラム」

構想目的：北海道大学、インドネシアのボゴール農科大学、バンドン工科大学、ガジヤマダ大学、タイのチュラロンコン大学、カセサート大学、タマサート大学の 7 大学が、ASEAN の人口・活動・資源・環境システム（PARE: Populations-Activities-Resources-Environments）の負の連環を正に転換するために、4 つの力（フィールド研究力、多様性容認力、開拓力、課題解決力）を有する「フロンティア人材」を育成するための新たな国際連携教育システムを構築します。

取組部局：看護・医療系

構想責任者：国際担当理事・副学長

海外連携：

インドネシア：ボゴール農科大学、バンドン工科大学、ガジヤマダ大学

タイ：チュラロンコン大学、カセサート大学、タマサート大学

11.3.2 プログラム内容

プログラムは修士課程在学中の学生を中心に大学院生が、インドネシアやタイの大学に数ヶ月から 1 年間留学できるプログラムである。参加学生には、英語の講義の理解、ディスカッション、レポートが作成できる英語能力が求められる（目安：英検準 1 級、TOEIC740 点、TOEFL(ITP/IBT/CBT)550/80/213、IELTS 5.5 程度）。

PARE プログラムのカリキュラムは、「基礎科目」「発展科目」「専門科目」から構成される。

「基礎科目」には、選択必修科目である「PARE 基礎論(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ)」と、必修科目である「PARE 演習(2)」「PARE 実習」（別名：サマースクール/スプリングスクール）があり、サマースクールでは、国・大学・分野の異なるメンバーとともに、PARE に関するテーマに取

⁴⁴ 本節の内容は PARE プログラムのウェブサイト、構想調書及び訪問の際にいただいた「履修手引書」等の資料から抜粋、整理している。図版は構想調書より抜粋加工して引用している。

り組む。これら基礎科目は、大学院共通講義として開講されており、単位取得ができる。「発展科目」「専門科目」はインドネシアやタイの提携校で開講している科目で、数ヶ月から1年間留学して履修する。これらの科目を含み、7単位以上取得することが修了要件となっている。基礎科目は5単位以上（選択選択必修科目2単位以上+必修科目3単位）と発展科目・専門科目（選択科目）を2単位以上である（表 11-3-1）。

表 11-3-1 PARE プログラム修了要件：科目名と単位数

授業科目			単位数	修了要件
PARE 基礎科目	「PARE 基礎論」 (選択必修科目)	「PARE 基礎論Ⅰ」 「PARE 基礎論Ⅱ」 「PARE 基礎論Ⅲ」	各 1 単位	2 単位以上
		「PARE 演習」	2 単位	3 単位
	PARE ショートプログラム」 (必修科目)	「PARE 実習」	1 単位	
PARE 発展科目				選択科目：
PARE 専門科目				2 単位以上

派遣受入モデルは以下のとおりである（図 11-3-1）。

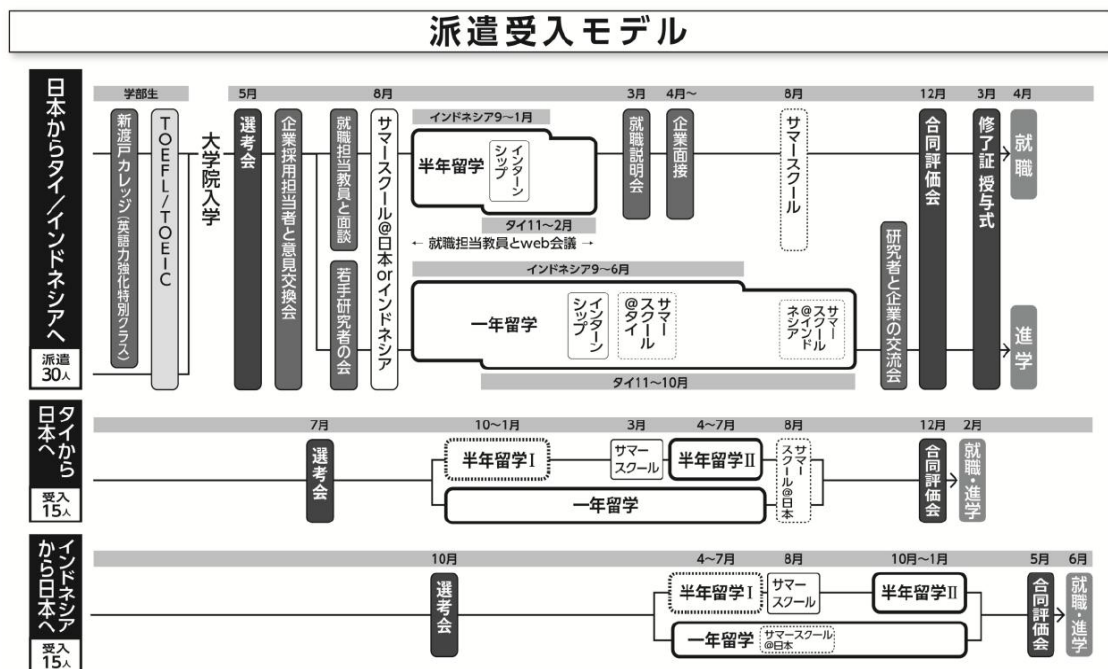


図 11-3-1 PARE プログラム 派遣受入モデル

11.3.3 その他質疑応答

【問】実施体制について

【答】北大内では、四半期毎の国内運営委員会、毎月 1 回の教育コンテンツ委員会、毎月 1 回のショートプログラムワーキンググループ会議、半期 1 回の教務担当者会議を開催している。コンソーシアムとしては、年 1 回の国際運営委員会、年 1～2 回の国際ワーキンググループ会議を、年 1 回の FD の開催と隔年の教育交流会を開いている。合同で FD をやることは質の保証のための取組である。第 1 回目は FD ではインドネシアの教員による **Outcomes based education** について講義を行った。その際に、効果的な事業にするためにショートプログラムを重点的に実施することにしてある。また、各連携大学に北大の出張所（リエゾンデスク）を設置している。

【問】教育内容・方法について

【答】合同 FD により、4 つの力（フィールド研究力、多様性容認力、開拓力、課題解決力）を養うための授業方法、個別指導の方法をとっている。

修了基準を策定し、合同で評価している。修了後は、両大学の副学長がサインした PARE 共同修了証（Certificate）を発行する。

GPA を導入しており、単位互換から他専攻講義の履修へ拡大していく。

また、e ラーニングを活用して北大の講義を提供していて、成績評価等は連携大学で行うようにしたい。

【問】科目について

【答】発展科目、専門科目こられは留学してからとる科目であり、専門科目が基本的に研究である。基礎科目のうち、基礎論を履修した後、ショートプログラムを実施（北大では 2 週間）。ここまで一回評価を行い、修了証を出す。その後、発展科目、専門科目を留学先で 2 単位以上履修すると共同で修了証を発行する。

【問】発展科目、専門科目は普通の留学と同じ

【答】その通りである。ここで単位互換（読み替え）を行うことになる。ちなみに、現在北大学生が 1 名留学しており、連携大学からは 3 名が北大に来ている。

【問】共同指導には修士論文も含まれるか

【答】修士論文はまったく別である。修士論文はそれぞれの大学に出している。もう少し発展させることで、ダブル・ディグリーに近い形になると思う。

部局間で温度差がある。修士の修了要件は 32 単位で、できるだけそのなかに、フィットするか、要件枠の外に位置づけるか学部による。

【問】 PARE 共同修了証の位置づけ、規定は

【答】あくまでもプログラムを修了したことに対する証明書であり、大学で出しているものではない。規定化されてるかと言われると規定化はされていない。国際本部長の権限におけるもの。

【問】 国際本部内部での規定は

【答】 内部の規定もないが、今後用意した。

【問】 相手大学における単位互換の方法等は

【答】 相手大学がどのようにとられているかについては、一つの大学は把握しているが、そのほかは把握していない。

【問】 学習支援、学生支援

【答】 セントラルオフィスを設置、受入大学における指導教員（スーパーバイザー）の配置、スーパーバイザーを必ず 1 名つけている。留学サポーター制度を作り、留学生の宿舎への優先的提供、民間アパート賃貸の支援、日本語教育などをやっている。

アカデミック・カレンダーの相違に対応して、集中講義を実施。履修の手引きを作成し、ウェブに掲載している。教員に関する情報もウェブで提供して、留学を希望する学生が閲覧できるようにしている。

【問】 教務システムの言語

【答】 大学の全体のシステムとして、英語も用意している部分があり、継続的にやっていく。

【問】 教員のインセンティブ

【答】 インセンティブっていうか、国際本部でコーディネートする人を雇用し、プロパーの職員とともに教員の負担を少なくするための諸々の仕事をやっている。

<その他：工学研究院のダブル・ディグリー・プログラムについて>

- 2010 年度に、大学教育の国際加速プログラムに採択され、国際本部のなかに国際教育支援チームを設け、ダブル・ディグリー・プログラム（DDP）を実施するための準備を開始。2010 年 7 月に、北大初めての DDP をポーランド AGH 科学技術大学と締結。
- 2011 年には、アジア工科大学（タイ）、東北師範大学（中国）、東南大学（中国）、ソウル大学校工科大学（韓国）と、2012 年には、アルファラビ・カザフ国立大学（カザフスタン共和国）と、2014 年にオーフス大学歯学部（デンマーク王国）と DDP 締結。
- 2014 年現在、7 つの DDP（修士のみ 1 件、博士のみ 4 件、修士・博士両方 2 件）。
- 全体として交流実績は多くない。

- 受入のみのプログラムもある（東北師範大学、アルファラビ・カザフ国立大学）。
- 論文審査：一つの論文を共同で審査。
- 学位授与：修了時点を合わせて両方で出す場合とそれぞれのアカデミック・カレンダーにそって修了時点に出す場合とがある。

第 12 節 神戸大学

12.1 大学の規模、特色等

2015 年 6 月現在、11 学部 14 研究科（大学院）が設置されている。

学生数は、学部 11,696 名、大学院 4,695 名（修士/専門職課程 3,099 名、博士課程 1,596 名）、教員数は 1,284 名（教授 553 名、准教授 409 名、講師 94 名、助教 228 名）である⁴⁵。

12.2 国際交流

国際活動に関わる全学的な業務を一元的に扱うために、留学生センター及び事務組織（国際連携課・国際教務課・国際交流課）により構成された国際本部を 2010 年 7 月に設置した。

12.2.1 外国人留学生の受入

2015 年 5 月現在、学部生 95 名、大学院生 788 名である（表 4-12-1）。

表 4-12-1 神戸大学の外国人留学生数（2015 年 5 月現在）（名）

学部	大学院	合計
95	788	883

（出典）http://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/outline/outline/2015/13_statistics-abroad.pdf

12.2.2 海外大学等との交流協定状況

- 大学間協定： 36 カ国・地域 125 機関（欧州 41、北米 9、中南米 5、アジア 63、アフリカ 1、中東 2、オセアニア 4）
- 部局間協定： 43 カ国・地域 196 機関（欧州 61、北米 17、中南米 3、アジア 98、アフリカ 11、中東 3、オセアニア 3）

12.3 聞き取り調査概要（平成 26 年 11 月）

- EU-JAMM は、修士課程大学院生の学際的学習能力の強化を目的として、日・EU 関係に関する知識を習得、理解し、両地域を比較分析する視野を涵養するプログラムである。参加大学は、神戸大学、九州大学、大阪大学、奈良女子大学の 4 大学と EU 側のルーヴェン大学（ベルギー）、エセックス大学（イギリス）、フローニンゲン大学（オランダ）、ヤゲウォ大学（ポーランド）、ルンド大学（スウェーデン）、ティルブルグ大学（オランダ）の 6 大学。これらの大学でコンソーシアムを形成し、DD 協定校間で学生を派遣（2013

⁴⁵ 神戸大学概覧 2015（2015 年 6 月発行）（http://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/outline/outline/2015/2015_all.pdf）による。

年より4年間、EU：20人、日本：23人）。

- 年1回全体会合を開催、プログラムの改善に資する情報共有及び意見交換を行っている。
- 2014年8月の会合においては次のような議論があった。
 - ・ 学生募集時期を早めることについて
 - ・ 研究科ベースであるため学際的な交流に限界が生じるが、学際的なカリキュラム開発について
 - ・ 単位互換について（日本とEUにおける単位は1：2）
 - ・ 論文数はそれぞれの大学間の協定による。2本を出す場合もある、など。
- 「EU エキスパート人材育成プログラム（KUPES）」は、日・EUに関して専門分野と学際的視野と識見を涵養するためのプログラムである（2014年度開始）。対象は、国際文化・法・経済の3学部・研究科の学生である。
- 履修モデル
 - ・ 学部2年生から修士課程までの一貫したカリキュラムを提供
 - ・ EUについて分野横断的な日欧比較セミナー
 - ・ ヨーロッパ人専任教員による英語による専門科目とゼミ
 - ・ アカデミックな語学力強化（夏季・春季ワークショップなど）
 - ・ 留学先でインターンシップの機会提供（短期～数か月）

学部1年生	学部2年生	学部3年生	学部4年生	修士1年生	修士2年生
募集・選抜 (20名)	講義受講 サマーキャンプ@神戸大、 スプリングキャンプ@神戸大	講義受講 サマーキャンプ@神戸大 半年・1年間の留学（単位互換） 帰国後大学院授業科目履修		推薦入試による入学 (10名程度) サマーキャンプ@神戸大 1年間留学(DDP)	帰国、DD取得

- DD 留学協定校は以下の通り。
 - ・ 国際文学研究科： ルーヴェン大学（ベルギー）、ナポリ東洋大学（イタリア）
 - ・ 法学研究科： エセックス大学（イギリス）、ヤゲウォ大学（ポーランド）
 - ・ 経済研究科： ルーヴェン大学（ベルギー）

第 13 節 海外パートナー校

海外パートナー校への聞き取り調査は、国内で調査した大学と連携している同一プログラムに関わる関係者、その他該当大学で実施している国際的な共同教育プログラムについて理解しているオフィサーを対象に、大学の概要をはじめ、実施している国際的な共同教育及び交流プログラムの現状及び課題について聞いた。

13.1 ベトナム国家大学ホーチミン市校（VNU-HCM）

● ベトナム高等教育の特徴について

- ・ 2005 年、教育法の改正。教育の質・水準向上を目指す。国際水準を強く意識し、自己評価、認証評価（第 58 条）、FD（第 2 条、第 79 条）などの条文を挿入している。
- ・ 2012 年、高等教育法の制定・公布、2013 年 1 月施行され、これにより、選択と集中方針を明確化した。また、政府や党の管理が維持・強化されたこと、外資系の高等教育機関、共同教育プログラム、外国の大学のベトナム事務所設置が正式に認められたことが特徴的であるといえる。

● ベトナム高等教育における特徴

- ・ 社会主義型高等教育が存続（研究機関の独立、政治・思想教育の必修制など）しており、
- ・ 市場経済型高等教育も進行中であり、各大学への権限移譲、カリキュラムの弾力化、教育投資・民営化の奨励などが行われている。
- ・ そして、質の保証への課題について認識しており、近年国際的な連携や活動に取り組んでいる。

● 高等教育機関を階層化（高等教育法第 9 条）

- ・ 研究志向、応用志向、実践志向の高等教育機関に分類するため、基準を定め、またランク付けするための枠組みを公布することになっているが、具体的な内容についてはまだ公開されていない。

● ベトナム国家大学ホーチミン市校は、

- ・ 1995 年にホーチミン市のいくつかの有名大学を統合し、首相直轄機関として創立された。
- ・ 統合メンバー大学には、University of Technology, University of Science, University of Social Sciences and Humanities, International University, University of Information Technology, University of Economics and Law の 6 大学である。その他研究、教育機関、センターがあり、Center for Educational Testing and Quality Assessment (CETQA) もその一つである。
- ・ 2012 年度現在、学士課程プログラム 120、修士課程と博士課程のそれぞれ 90 プログラムを提供しており、フルタイム学生数は 69,000 名に達している。

- ・ 職員の数は 5,625 名であり、そのうち 2,608 名が **Lecture** として教育を実施しており、全体のうち 1,087 名は博士学位取得者、1,869 名は修士学位取得者である。また、教員（教授・准教授）としての数は 249 名である。
- ・ 国際交流においては、20 カ国の 120 大学と協定を結んでおり、日本とは 13 大学と交流協定を締結している。
- ・ VNU-HCM における質保証システムについて：QA Council により、ガイダンス・モニタリングが実施される。CETQA は現場で評価実務を担当。報告書を QA Council に提出する。
- ・ 学期は 9 月 5 日～1 月末、2 月中旬～7 月となっている。

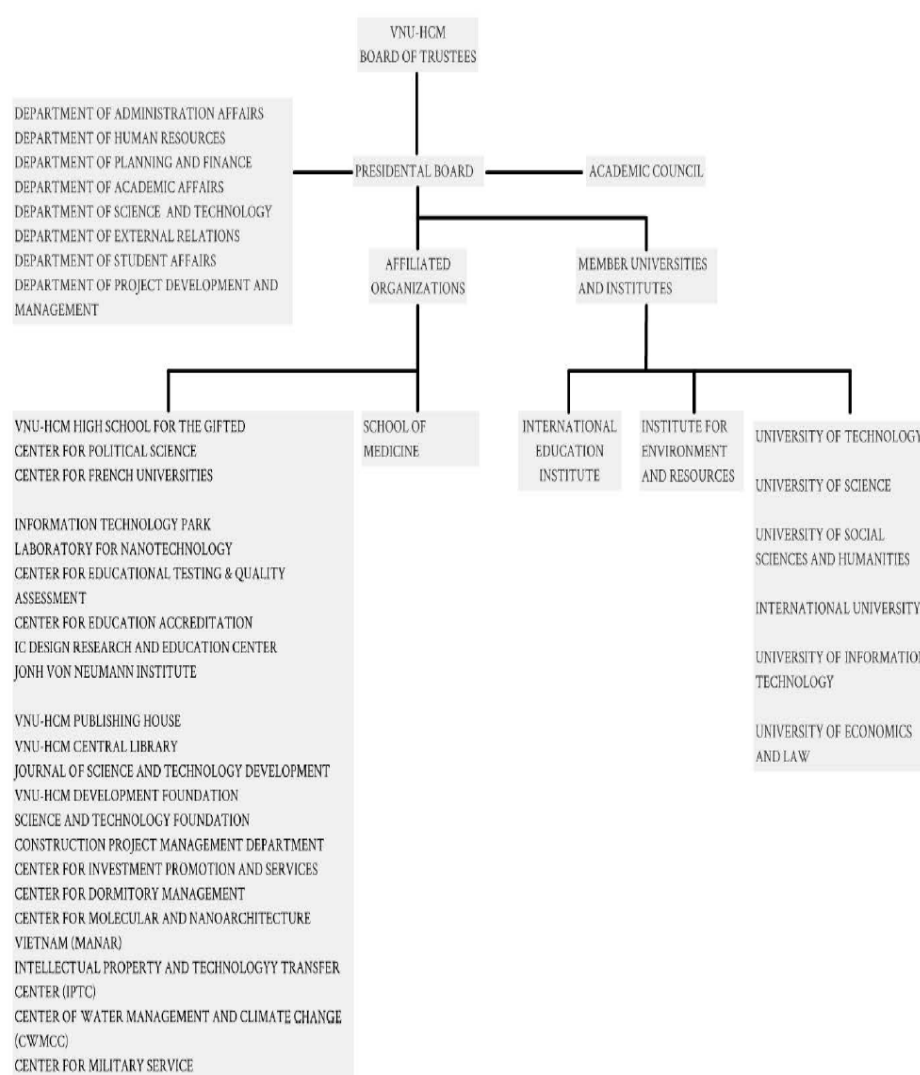


図 4-13-1 VNU-HCM の組織

13.2 ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学(USSH)

1957年に設立された USSH は、かつては Saigon University の文学部として知られていた。1977年に Ho Chi Minh City University (HCMU) と統合されたが、その後 1996年に分離された時に USSH に大学名を改称した経緯がある。1995年に VNU-HCM システム創設により、当該システムを構成する会員校となり、現在に至る。2013年現在、教職員数は 864 名（全体の 31.5%は博士学位取得者、64.1%は修士学位取得）、学生数は 11,517 名（うち 8,404 名は女子学生）、留学生数は 180 名となっている。

VNU-HCM システム会員校のうち、最も多くの留学生が在籍し、最も積極的に国際交流を推進している。それらは、以下の 3つの区分で展開されている。

- ① 海外大学提携校からの留学生の受け入れ（おおむね 1 学期～1 年）
※主に日本（早稲田大学、京都ノートルダム女子大学）、韓国（釜山大学）、米国、欧州の大学から受け入れており、韓国、日本の比率が大半を占める。
- ② 海外提携校への学生の派遣（おおむね 1 週間～1 学期）
※主に韓国（釜山大学）、日本の大学（明治大学、広島修道大学）への派遣が多い。
- ③ 教員の交流（おおむね 1 か月～1 年）
※主に欧米の大学。最近は、アメリカの大学との交流が多い。

国際共同教育プログラムとしては、以下のとおりである。

- ① 学部レベルで複数のプログラム（ダブル・ディグリー）
 - ・ベトナム学（韓国の釜山大学と USSH の双方が学位を授与）
 - ・フランス、アメリカの大学との語学プログラム
- ② 大学院の修士レベルで 2つのプログラム（ジョイント・ディグリー）
 - ・メディア・コミュニケーション・プログラム（イギリスの大学が学位を授与）
 - ・ビジネス・アドミニストレーション・プログラム（アメリカの大学が学位を授与）

上記の業務を統括するのが Center for International Education であるが、実際の業務に当たるのは、Office of International Cooperation and International Project である。当該組織は、5名の職員から構成され、庶務、学生支援など業務領域ごとに分担を決めている。

国際共同教育プログラムにおける質保証については、以下のレベルで実施している。

- ・入学資格：学部（国が定める 73 の学位に要される要件の確認）、大学院（学士の学位記、英語の検定試験 IELTS 6、あるいは相当する TOEFL のスコア）
- ・カリキュラム：学部（Articulation により、相手先とのカリキュラムをシラバスで突き合わせて同等性を確認）、大学院（提携先校のカリキュラムをそのまま導入し、軽微な修正を施す）

- ・教員：学部（前半教育、後半教育をそれぞれの大学教員が担当。一部、派遣有）、大学院（主要科目は提携先校の教員が担当。その他、適宜、ゲストスピーカーを招聘）
 - ・学習成果のアセスメント：プログラムによって異なるが、基本的には、単位の取得状況と、最終試験あるいは論文で判定。学生の学習履歴、プログラム修了者の満足度調査等も参考資料として活用。アセスメントについては、QA Department と協働しながら進めている。また、VNU-HCM システムに対して毎年、教育訓練省に対して 2 年一度、報告義務があるため、そのための自己点検も行っている。
- 国際共同プログラムは、学生にとって有意義なものかどうかを中心に据えており、学位の種別（ダブル、ジョイント等）は重要ではない。また、ベトナムの学生の経済負担を軽減するという観点からも、海外の優れた教育プログラムを USSH のキャンパスで提供したり、送り出しにかかる費用を連携校と調整したりしている。
- ・国際センター（Center for International Education）の組織、役割について：当該組織は、5 名の職員から構成され、庶務、学生支援など業務領域ごとに分担している。

13.3 ベトナム国家大学ホーチミン市校工科大学（HCMUT）

- ・長岡技術科学大学と実施しているツイニング・プログラム（TP）について：長岡技術科学大学で学位を取得したベトナム人教員が TP のコーディネーターを担当（各国の TP コーディネーターは該当国の大学を卒業した教員）しており、日本語でも対応できるなど円滑にプログラム運営ができるメリットがある。
- ・20 名の学生が TP に応募し、長岡技術科学大学で編入学できるのは 15 名。他の国との TP に比べて日本の TP は学費が 3 分の 1 であるため、学生にとっては魅力的なプログラムである。
- ・その他、フランス及びアメリカと実施しているバリデーション・プログラムについて：相手大学のカリキュラムをそのまま組み入れ、英語で HCMUT にて学習する。学位は相手大学から授与される。Ministry of education and training(MOET)によって認定される。

13.4 チュラロンコン大学（Chulalongkorn University）

- ・MOU を結ぶ際に大学レベルでは、それぞれの大学で教員 2 人以上が参画し、交流のアクションプランを立てるための協議を進めることにしている。部局レベルでも同様であり、学科の関心事項など意見を重視している。
- ・日本とは長期にわたる交流実績があり、相互の信頼関係が構築できている。学生、教員とも、交流にふさわしいレベルにあると捉えている。
- ・日本と単位システムが異なるが、委員会において、双方の科目内容に対する比較を行い、互換可能性を判断している。その際、派遣大学で履修した科目のシラバスや内容を見て、チュラロンコン大学のカリキュラム上、どの科目または特別科目に相当するの

を確認し、単位を付与している。現在は特に問題はなく、かつ柔軟な体制で対応できているが、日本の2単位科目における学生の実質的な学習時間については、質保証の面から重視する必要がある、より正確でより多くの情報を把握しようとしている。

- ・アカデミック・カレンダーについて、以前は日本と類似していたが、昨今、ASEAN 大学にあわせて変更している。そのことによる日本大学との問題は、個別の大学によって異なる。例えば、慶応大学、早稲田大学とは1年間の学生交流が比較的に柔軟に実施できるが、ある大学ではアカデミック・カレンダーの相違により、1学期の学生交流しかできない場合もある。
- ・交流地域における大学との単位互換システムとして、ECTS,ACTS,UCTS などを使用している。広島大学の堀田先生の開発した換算表を参照している。
- ・学位プログラムについては、北海道大学とはダブルディグリーを検討中であり、九州大学のほか3大学とはジョイント・プログラムを実施（サーティフィケート発行）中。ダブルディグリーとなった場合、重要（問題）なのは、優秀な学生の選抜と双方間の交流をもって持続可能にすることである。
- ・日本とは学生交流のインバランスがある。日本人学生の内向き志向によるものかも知れないが、より多くの日本人学生のタイへの留学を期待している。
- ・日本人の学生は他の国の留学生に比べて、英語力を向上させるための更なる努力を必要としているようである。
- ・北海道大学との PARE プログラムに関しては、教員、学生双方のレベルにおいて熟知しており、満足している。参加学生は社会的にも学術的にも優秀であり、むしろ、チュラロンコン大学の学生の方が十分ではないかもしれない。日本の大学の教員はこちらの立場に対する理解があり、協議がしやすい。

13.5 カセサート大学(Kasetsart University)

- ・ International Affairs Division は Office of the President 傘下の組織であり、学生及び教員交流、国際的な研究に対する MOU 提携、財政など非アカデミックな事項について支援を行っている。
- ・ 当オフィスの部長は、国際関係業務に20年来従事しており、特に日本との交流における事務的支援については、これまでの実務経験から、相当の知識を有し、ほとんどの事項に対して対応できている。
- ・ 協定の際には、学生に対する財政面での比較を行い、約75%の同等性があると判断された場合に協定を結ぶ。
- ・ 日本との交流は長く、現在は問題や課題はない。過去の例では、自大学の問題として不十分な財政や教職員の英語力が挙げられる。今は国際化を重点的に推進するための予算確保及び教職員の英語力もアップしている。
- ・ 単位互換システムに関しては、ECTS、UCTS、ACTS を合わせて使用している。

- ・タイの学生は日本に対して、強い興味を示しているが、日本の学生は、なかなかタイに来てくれない。したがって、日本の大学との学生交流のインバランスがある。当大学は、農学分野で優れた研究と実験フィールドを有しており、より多くの日本人学生のタイへの留学を期待している。
- ・日本の大学に派遣するうえで、学生のために準備できる奨学金の枠は常に問題になる。当大学では、現在の学長の強いリーダーシップにより、独自の奨学金制度を設けるなどして、少しでも多くの学生を送り出せるように努力している。また、日本の大学からの学生受け入れを含め、海外からの留学生及び研究者向けのインターナショナルハウスを来年中に建設できる見込みであり、より積極的な交流を期待している。
- ・日本の大学への教員及び学生については、非常に勤勉で、高く評価している。学生については、同校の実験フィールドが農村部にあり、住環境や文化の違い等から、順応するまで一定の時間を要しているようではあるが、かなり明確な問題意識をもってタイに来ている学生が多いので、問題なく派遣期間を終えている。

13.6 タマサート大学(Thammasat University)

- ・シリントーン国際工学部 (SIIT、1992 年設立) において、聞き取り調査を実施した。同学部はタマサート大学の一機関であるが、比較的独自に運営している。
- ・同学部では、すべての教育は英語で実施される。3 分の 1 が日本で学位を取ったタイ人または日本人教員である。
- ・大学の世界展開力強化事業のほかにも、パートナー大学数は日本が最も多く(18 大学等)、学生交流の実績はドイツが最も多い。日本のパートナー校との実績はタイ学生の送り出しが多く、日本人の受入れ学生が少ない。最近 2 年間は受入れの実績がない交流プログラムもあり、インバランスが課題となっている。それは、アカデミック・カレンダーの相違、SIIT の良さが伝わっていないこと、英語力などに起因するものと考えられる。
- ・日本との共同学位プログラムに関しては、北陸先端科学技術大学院大学 (JAIST) と東京工業大学 (TITEC) と大学院レベルで実施している。JAISTとのプログラムではデュアル・ディグリーとして学位を授与する。JAISTはベトナムとも協同プログラムを実施していたが、学位はJAISTのみが授与するものとなっている。SIITは両方の大学で学位を授与するプログラムを希望し、互惠性のある研究領域の交流や互いの学位授与の要件などについて、オン・オフラインにおける地道な協議を終え (1年半)、MOUを締結した。MOUを通じて、学生への財政的支援のための予算は各大学で確保することとし、SIITはNECTEC(National Electronics and Computer Technology Center)より資金提供を受けるなどして対応することになった。学位授与に必要な論文数は2本である。
- ・TITEC も同様のやり方で進行しているが、TITEC 側からは修了証 (サーティフィケート) を発行するということで、学位授与には至っていない。

- ・共同プログラムの推進において、重要だと考えているのは、コンタクトパーソンのことであり、コンタクトパーソンの積極的な対応やスキルによってプログラムの進行は左右される。
- ・単位互換については、学習時間数で計算しており、いまのところ、大きな問題はない。日本の大学のカリキュラムに合わせて、特別科目を新設して、単位認定できるといった対応もとっている。
- ・成績評価に関しては、タマサート大学本体が厳格に評価している。SIIT については、基本的に相手大学が評価した成績については、信頼をしている。
- ・日本人の学生はまじめで、積極的である。欧米の学生は一定数いるため、彼らでコミュニティを形成し、あまりタイの学生と交流しない傾向が見られる。日本人学生は少数なので、逆に欧米やタイ人学生と積極的に交流している。こうしたことや、SIIT での英語教育での学習を通じて、明らかに日本人学生の英語力は向上している。

13.7 マレーシアプトラ大学 (Universiti Putra Malaysia)

- ・1931 年農業学校として設立。現在も農学分野が強い。1000ha の広大な敷地面積を持つ大学（キャンパス内にゴルフコースや牧場がある）。
- ・Faculty of Engineering では AUN/SEED-Net 及び信州大学、東海大学などの日本大学と学生及び教職員の交流を行っている。
- ・Dr. Sitiy より、Department of Mechanical and Manufacturing Engineering で実施している東海大学との学生交換プログラム（SAKURA Exchange Program in Science）について説明を受けた。10 名程度の大学院学生を 2 週間日本に送り出し、日本で研究指導を受ける派遣プログラム。プログラム運営上、特に課題はないが、日本人との交流において英語力が壁になっている感じはある。
- ・学生選抜においては CGPA3.0 以上で、渡日の経験が無い（私的な渡日歴含む）学生を対象に、リサーチプロポーザルの内容と本人とのインタビュー結果を照合して判断している。
- ・Mrs.Syaakiratu より、UPM と Faculty of Engineering（工学研究科）の全般について説明を受けた。当研究科は、主に中近東（イラン、イラク）から多くの留学生を受け入れている。

13.8 マラヤ大学 (University of Malaya)

- ・1905 年にマレーシアで最初に設立された大学。372ha の広い敷地面積を持つ。
- ・Dr. Kamila より、UMの国際交流の現況について説明を受けた。
- ・大学として締結している 262 件のうち日本の大学とは 67 件の MOU を結んでおり、筑波大学、秋田大学、京都大学、長岡技術科学大学などが挙げられる。

- ・ International & Corporate Relations(ICR) Office では、海外の大学と MOU を締結するまでの諸業務を担当しており、教育に関しては Academic Division で運営・管理している。
 - ・ 単位互換に関しては大学全体の規則として、UM のコースと 70%程度以上一致していることを要件としている。その他、カリキュラム、シラバス等を確認し、最終的な認定の判断は該当する部局の委員会で決めている。
 - ・ 日本の大学との共同学位プログラムは、京都大学と中心に展開しているが、まだ開始間もないこともあって、具体的な課題等はない。オーストラリア、イギリスの大学とは実績を有しているが、博士課程のプログラムであり、学生の研究成果である論文の内容を基本的な判断材料とするため、特に大きな問題は生じていない。
 - ・ 学士課程では、コースワークを伴うため、単位認定を含め、かなり詳細な調整が要されるため、いまのところ博士課程レベルを中心に考えている。
 - ・ パートナー校選定に当たっては、教員の交流によるものが組織化される場合と ICR で選定する場合があるが、基本的に求める情報（Institutional Fact Sheet）として、1) 一般情報、2) 学部・学科、センターなどの情報、3) 学生及びスタッフ、4) 大学ランク及び海外パートナー機関、5) UM との実施中のコラボレーション、6) UM と提案されているコラボレーション、などがある。
- 事実上、大学ランキングなどの機関別の評判も参考にはするが、基本的には分野における内容と評判（どのような強みを有しているか）をもとにしている。
- ・ また、交流大学は該当国において評判のある大学であるので、認証評価の有無を確認したことはない。

資料 2) ASEAN Plus Three における高等教育概要および質保証・評価システム一覧

<ASEAN 諸国>

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/asean/no17_oview_asean_201403.pdf

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/asean/no17_oview_aseanqasystem_201403.pdf

<日本、中国、韓国は以下の URL を参照>

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/japan/overview_jp_j_ver2.pdf

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/china/overview_prc_j.pdf

http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/korea/overview_ko_j.pdf

ASEAN諸国高等教育概要一覧

2013年2月／大学評価・学位授与機構評価事業部国際課
※2014年3月「ASEAN諸国の高等教育分野における質保証・評価システム一覧表」を踏まえて一部更新

国名	 ブルネイ Brunei Darussalam	 カンボジア Cambodia	 インドネシア Indonesia	 ラオス Lao PDR	 マレーシア Malaysia	 ミャンマー Myanmar	 フィリピン Philippines	 シンガポール Singapore	 タイ Thailand	 ベトナム Vietnam
高等教育機関数※ ¹	4	89	3,702	165	534	159	2,180	22	168	376
高等教育機関の種類※ ²	*University *Institute	*University *Institute *Academy	*University *Institute *Polytechnic *Academy *School	*University *Higher Technical College *Institute	*University *Polytechnic *College	*University *Institute *Degree College *College	*University *Institute *College *School	*University *Polytechnic *Arts Institution *Institute of Technical Education	*University *Polytechnic *Institute of Technical Education	*University *College *Junior College
高等教育機関(職業専門教育機関を含む)在籍学生数(万人)※ ⁴ Enrolment in total tertiary(Public and Private, Full time and part time) ()は計測した年	0.6(2011)	22(2011)	500(2010)	13(2011)	100(2009)	66(2011)	263(2009)	24(2012)	250(2011)	202(2010)
高等教育レベルの学齢人口(万人)※ ⁴ School age population, tertiary ()は計測した年	3(2011)	151(2011)	2,163(2010)	71(2011)	249(2009)	445(2011)	930(2009)	不明	524(2011)	906(2010)
高等教育機関(職業専門教育機関を含む)在籍学生数 ／高等教育レベルの学齢人口	20%	14.6%	23.1%	18.3%	40.2%	14.8%	28.3%	－	47.7%	22.3%
質保証機関※ ² ()は設立年	BDNAC: Brunei Darussalam National Accreditation Council (1990)	ACC: Accreditation Committee of Cambodia (2003)	BAN－PT: The National Accreditation Agency for Higher Education (1994)	ESQAC: Educational Standards and Quality Assurance Centre (2008)	MQA: Malaysian Qualification Agency (2007)	(Ministry of Education)	PAASCU: Philippine Accrediting Association of Schools, Colleges and Universities (1957) ほか4機関	(HEQA: Higher Education Quality Assurance, Ministry of Education) CPE: Council for Private Education	ONESQA: Office for National Education, Standard and Assessment (2000)	GDETA-MOET: General Department for Educational Testing and Accreditation－ Ministry of Education and Training (2003)
質保証機関の設置形態※ ³	(政府直轄)	独立した公的機関	独立した公的機関	(政府直轄)	独立した公的機関	(教育省)	非政府機関	(HEQA: 教育省) CPE: 法定機関	独立した公的機関	(教育訓練省)
評価: 義務／任意※ ²	義務	義務	義務	－ (ESQACを中心にアクレディ テーションシステム(機関 別、プログラム別)の構築 に向けた取組みが進行 中。)	任意 ※学生ローンなど、マ レーシア政府の支援を 受ける場合は義務	－	任意 ※高等教育委員会 (CHED)による機関別 評価・モニタリングは 義務	義務	義務	義務
第三者評価の種類※ ²	プログラム別 機関別	機関別	プログラム別 機関別	－	プログラム別 機関別	－	プログラム別 機関別	機関別	プログラム別 機関別	プログラム別 機関別

(出典)

※1:「The Proceedings of Regional Seminar on Quality Assurance in Higher Education in Southeast Asian Countries 22 September 2010」SEAMEO RIHED

※2:「Credit Systems and Learning Outcomes in ASEM Member Countries」May 2011, ASEM

※3:「Quality Assurance in the ASEAN Region: Current Status and Challenges Ahead」SEAMEO RIHED (EAHEP Workshop Quality Assurance in Asian and European Higher Education, 27 October 2009, Bangkok, Thailand)

※4: UNESCO INSTITUTE for STATISTICS

ASEAN諸国の高等教育分野における質保証・評価システム一覧表（平成26年3月作成）

※本資料は、「A Study on Quality Assurance Models in Southeast Asian Countries」(SEAMEO RIHED, 2012年)を参考に適宜当機構にて補足を加えて作成。

(注)「-」：参考とした資料に特に記載がなかった、または「-」と記載されているなど内容が確認できなかった項目
「無し」：参考とした資料に「無し」と明記されている項目

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

	国名	 ブルネイ Brunei Darussalam	 カンボジア Cambodia	 インドネシア Indonesia	 ラオス Lao PDR	 マレーシア Malaysia	 ミャンマー Myanmar	 フィリピン Philippines	 シンガポール Singapore	 タイ Thailand	 ベトナム Vietnam		
ASEAN各国における 質保証システム	●質保証システム	○プログラム別アクレディテーション ○機関別アクレディテーション (プログラムにおける入学、就職、承認、職業登録 (professional registration) を含む)	○機関別アクレディテーション (学士・修士・博士の学位を授与する教育機関を対象) (アクレディテーションは、暫定評価 (Provisional) と本評価 (Full) で構成)	○プログラム別アクレディテーション ○機関別アクレディテーション ○アクレディテーション結果についてステークホルダーへの情報提供	2008年に設立された質保証機関を中心に、アクレディテーションシステム (機関別、プログラム別) の構築に向けた取組みが進行中。	○プログラム別アクレディテーション ○機関別*オーディット ○ステークホルダーに対するアクレディテーション状況についての情報提供 ○資格登録簿の運営、基準の開発 *この「機関別」はFaculty levelのことを指す。	-	フィリピンでは、CHED (Commission on Higher Education) の行うプログラム別および機関別のアクレディテーション (義務) に加えて、CHEDが認証した質保証機関による任意の評価 (プログラム別のアセスメント・オーディット) を通じた機関レベルの質の認定を実施。	※シンガポールでは、質保証システムが公立・私立の両部門で二分されているため、以下のように区別して記載。 公立教育機関向け ○機関別オーディット 私立教育機関向け ○機関別アセスメント ・機関登録 ・機関認証 (EduTrust Certification)	○プログラム別アセスメント・オーディット ○機関別アセスメント・オーディット	○プログラム別アクレディテーション ○機関別アクレディテーション		
	●評価受審の義務または任意の別	義務	義務	義務	-	法的に義務はないが、政策的には受審が義務化されているほか、学生ローン等の政府からの支援を受ける場合に、適格認定が要件となっている。	-	義務および任意 (※上記参照)	義務	義務	義務		
	●国レベルの資格枠組みの有無および名称	Brunei National Qualifications Framework (BNQF)	-	Indonesian Qualification Framework (IQF)	策定中	Malaysian Qualification Framework (MQF)	無し	Philippines Qualifications Framework (PQF)	無し	National Qualifications Framework for Higher Education in Thailand	※Vietnam National Qualifications Frameworkが策定中		
	●策定年 ●策定・管理主体	2013年 BDNAC (Brunei Darussalam National Accreditation Council)	- =	2012年 -	-	2007年 MQA (Malaysian Qualification Agency)	-	2013年 PQF Coordinating Committee	-	2009年 Office of Higher Education Commission	-		
質保証機関	●代表的な質保証機関	BDNAC: Brunei Darussalam National Accreditation Council	ACC: Accreditation Committee of Cambodia	BAN-PT : National Accreditation Agency for Higher Education (Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi)	CEQA : Center for Educational Quality Assurance	MQA: Malaysian Qualification Agency	無し	CHED (Commission on Higher Education) は、高等教育分野の質保証システムの構築権限を与えられた組織である。 この他、CHEDが認証した質保証機関があり、以下の連盟組織を形成。 NNQAA (National Network for Quality Assurance Agencies) - 公立教育機関や非大学機関が評価対象 - AACCU, ALCUCOAの2団体が加盟 FAAP (Federation of Accrediting Agencies of the Philippines) - 私立教育機関が評価対象 - ACSCU-AAI, PAASCU, PACUCOAの3団体が加盟	HEQA: Higher Education Quality Assurance, Ministry of Education CPE: Council for Private Education	ONESQA: Office for National Education Standards and Assessment	※ベトナム教育訓練省の一部局であるGDETA (General Department for Educational Testing and Accreditation) が質保証業務を担っている。		
	●当該質保証機関の設立背景	BDNACは国王令に基づいて設立。公共部門の雇用目的のため、高等教育機関がブルネイ国民に授与する資格の質について詳査を行う。	ACCは教育・青年・スポーツ省 (MoEYS) により設立。国民最高教育評議会事務局がACCを所管。なお、高等教育機関の設置・管理はMoEYSが所管。	BAN-PTは国家教育大臣 (※当時) に対して責任を負う政府系機関として省令により設立。 BAN-PTは、国家教育大臣が設置認可した教育プログラムおよび教育機関のアクレディテーションを行う。	省令に基づき、ESQAC (Educational Standards and Quality Assurance Centre)の名称で設立。現在CEQAに改称。高等教育高等教育局に対して責任を負う政府系機関である。	MQAは前身の質保証機関である全国アクレディテーション委員会 (LAN) と教育省質保証部門 (QAD) を統合して発足。 MQAは、適格認定されたプログラムと教育機関に関する信頼性の高い情報の開発・提供を行うため、単一的、統一的、かつ透明性のある質保証活動を実施する。	-	シンガポールの質保証枠組みは、教育機関に対する権限拡大とともに、説明責任を保証するために2000年に構築された。	ONESQAは教育省の質保証政策の下で、公的機関として設立。	ベトナムにおける質保証システムの稼働は、2002年のアクレディテーション担当部門の設置に始まる。現在試行段階であるが、将来的には質保証システムの本格稼働を目指す。			
	●国際質保証ネットワークや海外の質保証機関等との連携状況	・ AQAN (ASEAN質保証ネットワーク) ・ APQN (アジア太平洋質保証ネットワーク) ・ MQA (マレーシア) ・ NOOSA (オーストラリア) ・ QAA (英国) ・ NZQA (ニュージーランド)	・ AQAN ・ APQN ・ MQA (マレーシア) ・ PAASCU (フィリピン)	・ AQAN ・ APQN ・ MQA (マレーシア) ・ NZQA (ニュージーランド) ・ 大学評価・学位授与機構	・ AQAN ※CEQAは、AQANの正会員機関ではない。(ラオスからは、教育省高等教育局が正会員登録)	・ AQAN ・ APQN ・ NAAC (インド) ・ QAA (英国) ・ NZQA (ニュージーランド) ・ 大学基準協会 ・ 大学評価・学位授与機構	※ミャンマーからは、教育省高等教育局がAQANの正会員として登録	・ AQAN (※CHEDが正会員機関として加盟) ・ APQN (※AACCU, PAASCUが会員機関として加盟)	・ AQAN	・ APQN ・ ONESQA Network	・ AQAN ・ APQN		
	質保証機関の組織概要および目的	●設置形態	政府直轄の機関	独立した公的機関	独立した公的機関	政府直轄機関	独立した公的機関	-	○CHED: 政府直轄の機関 ○NNQAA・FAAP: CHEDが認証した質保証機関の連盟組織	政府直轄の機関	法定機関	独立した公的機関	教育訓練省の部門
●設立年月		1990年7月	2003年3月	1994年8月	2008年4月	2007年11月	-	○CHED: 1994年／○NNQAA: 1977年／○FAAP: 1957年	2001年	2009年12月	2000年11月	2003年	
●根拠法令等		「BDNAC法」(2011年)	「ACC法」(2003年) 等	・「第2期高等教育長期戦略計画1986年-1995年」 ・「国家教育省令」(2005年)	・「ラオス教育制度改革戦略計画に関する承認・宣言に関する首相令」(2007年) ・「改正教育法」(2008年)	「MQA法」(2007年)	-	○CHED: ・「フィリピン憲法」(1987年) 第14条 ・「フィリピン高等教育の質保証システムに関するCHED覚書」(2005年)	シンガポール教育省高等教育局内に設置	「私学教育法」(2009年)	・「タイ王国憲法」(1997年) ・「国家教育法」(1999年) ・「教育水準・質保証法」(第6章にONESQA設立を謳っている)	・「国家教育戦略計画2001-2010年」 ・「高等教育改革政策2010-2020年」	
●機関の目的		・国内外の機関が授与する資格の状況・質についての詳査・評価 ・BDNACにおける様々な分野の資格の評価業務を支援するための、特別/臨時委員会の設置 ・国王指令またはBDNACが必要と認めた責任業務の遂行 ・BDNACが必要と認めた場合に行う、資格に関する見直し	・すべての高等教育機関に対するアクレディテーション活動運営のための法的なメカニズムの確立 ・一層の有効性と質の向上、国際基準との調和を目的とした、学術の質の確保・促進 ・国内で学位を授与するすべての教育機関を対象としたアクレディテーション活動の運営にかかる、組織体制や役割の整備	学術教育・職業教育を提供するすべての教育プログラム・教育機関に対するアクレディテーション活動 (適格認定の付与を含む) を提供すること	ステークホルダーの協力の下で、評価の基準・メカニズムを含めた質保証システムを構築すること	・MQFの運用・更新 ・プログラム、資格、高等教育提供者に対するアクレディテーション ・教育機関およびプログラムの質の保証 ・MQRの管理運営 ・国際レベルでの参照となる水準、基準、関連の手法の開発 ・資格の認証および単位互換の促進	-	○CHED: 高等教育機関の運営許可 (設置認可) の実施をはじめ、教育機関における教育提供の能力向上、高等教育機関の状況についての正確かつ最新情報の提供、高等教育機関における質の保証・管理システム構築の支援を目的とする。 ○NNQAA: 公立大学における規制緩和等を目的に、CHEDが認可したプログラムの質の状況进行评估すること ○FAAP: 私立の高等教育機関における規制緩和等を目的に、CHEDが認可したプログラムの質の状況进行评估すること	HEQAは、教育省から交付金を受けている高等教育機関における質保証活動を監督することを主要な役割とする。また、質保証システムの持続的向上を目的に、質保証に関する優秀事例の研究を行う。	私学教育法に基づき設立された私立教育機関に対する規制を行うこと	・外部評価 (assessment) システムの開発 ・外部質保証基準の開発 ・外部評価者の認定 ・外部評価者が行う外部評価業務の監督、サーティフィケート交付 ・外部評価者に対する研修 ・教育大臣等への教育の質・水準の評価に関する年次報告書の提出	・基礎教育から大学院段階の教育・訓練に関する質保証等の業務を行い、教育訓練省を補佐すること ・当該教育段階にかかるアクレディテーション活動および質保証基準の研究・開発・監督を行うこと	
評価プロセス	●評価のプロセス	○チェックリストによる事前調査 ○訪問調査 ○報告書の作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成、当該報告書の受審機関への送付、関係省への提出、公開	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・公開	※アクレディテーションシステム構築中	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・MAQのアクレディテーション委員会による適格認定の是非の決定	-	※CHEDにおけるプロセス ○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・受審機関へのフォローアップ	※機関登録 ○受審機関による申請書類の提出 ○訪問調査 ○改善措置、報告書の作成	※機関認証 ○受審機関による申請書類の提出 ○訪問調査 ○報告書の作成 ○受審機関による改善措置計画の提出 ○提言書作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○報告書の作成	○受審機関による自己評価の実施 ○訪問調査 (現在は試行段階) ○報告書の作成
	●結論 (評価結果)	適格認定を与える上で深刻な問題が判明した場合は追加の訪問調査を実施	-	段階判定付きの適格認定証の交付	-	適格認定証の交付	-	報告書 (Recommendations) の承認	報告書が教育省および受審機関へ送付	機関の登録 (Registration)	機関の認証 (EduTrust Certification)	「質・水準評価年次報告書」として政府に提出	-
	●不認定・条件付認定の場合の措置	基準または要件を満たさなかった場合、罰則措置 (罰金) またはプログラムの認可取り消し	No-Accreditation=モニタリング Fail=ガイドラインが提供され、2年以内にレビューを行う	不適格の場合、当該プログラムにおける資格・学位授与ができなくなり、政府の補助金が利用できない。	-	○条件付認定 (Accreditation with requirements): 適格認定が付与されるが、指定期間までに対応措置を講じることが必要 ○保留 (Conditions): 対応措置を講じると適格認定が与えられる アクレディテーション委員会	-	受審機関は一定期間後に再受審が可能	報告書において対処 (改善) すべき事項を提示。教育省は当該機関の対応状況を監視	登録不可の場合、学校運営ができない	留学生の受入れが認められない	条件付きの結果または基準を満たさない結果の場合、当該受審機関は、ONESQAとの間で合意した期間内に改善計画書を作成する。また、ONESQAは担当省庁に改善勧告を行う。	-
	●評価結果の決定主体	評価関係委員会の長	ACC Board	BAN-PT理事会	-	-	-	CHED委員会	評価チームの長	CPEの長	CPEの長	ONESQA理事会	-
評価実績	●評価実績 (2010年) ※ただし別の年の実績の場合は、右表に当該年を記載	○公立大学: 4件 ○私立機関: 13件	○機関別アクレディテーション (再評価): 64件 ○機関別のレビュー: 24件	○プログラム別アクレディテーション (2009年) ・ディプロマ課程: 300件 ・学士課程: 1,400件 ・大学院課程: 200件 ・専門職課程: 50件 ○機関別アクレディテーション: 80件 (2007年)	※未実施	○暫定評価: 732件 (2009年) ○プログラム別アクレディテーション: 629件 ○機関別オーディット (学術活動の成果): 24件	-	○CHEDによるIQuAME (Institutional Quality Assurance through Monitoring and Evaluation): 5件 (2009年)	○機関別オーディット: 3件	○機関登録: 300件	○機関認証: 60件	○機関別: 73件	○大学の自己評価: 100件 ○大学対象の外部評価: 40件

資料 3) ASEAN Plus Three のアカデミック・カレンダー

<http://www.aunsec.org/Section8/8.2.1AUNAtaGlace/AcademicCalendar.pdf>

資料 4) 国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会

東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査

国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会 ～中間報告及び手引書(素案)の検討～

日時:平成27年2月27日(金)14:00～17:00

場所:独立行政法人大学評価・学位授与機構 竹橋オフィス1112会議室

プログラム

14:00～14:10 開会の挨拶

14:10～14:55 調査研究の中間報告及び手引書(チェックリスト)の素案の解説

14:55～15:40 意見交換Ⅰ(枠組みについて)

15:40～16:00 休憩

16:00～16:50 意見交換Ⅱ(チェックリストについて)

16:50～17:00 まとめ

東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法に関する調査

国際的な共同教育プログラムの質保証に関する研究会

～中間報告及び手引書(素案)の検討～

出席者リスト

松野 明久	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
須崎 純一	京都大学大学院工学研究科准教授
谷口 和也	東北大学大学院教育学研究科准教授
田中 光晴	東北大学大学院教育学研究科助教・プロジェクト専任教員
菊地 晋一	九州工業大学国際戦略室教授
西野 貴子	九州工業大学学務部学務課教育支援係長
田中 友章	明治大学国際連携本部副本部長
林 秀毅	明治大学国際連携機構特任教授
波多野 隆介	北海道大学大学院農学研究院教授
原口 希	北海道大学国際本部国際連携課長
北村 恵子	北海道大学国際連携課PAREセントラルオフィスプログラムコーディネーター
小林 幸徳	北海道大学大学院工学研究院教授
萩原 泰治	神戸大学日欧連携教育府長
近田 政博	神戸大学大学教育推進機構教授
堀田 泰司	広島大学副理事(教育・国際室国際担当)・国際センター国際教育部門准教授
杉村 美紀	上智大学総合人間科学部教授
野村 名可男	筑波大学アセアン横断型グローバル課題挑戦的教育プログラム プログラムマネージャー・准教授
芦沢 真五	東洋大学国際地域学部教授
松本 英登	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室長
佐藤 邦明	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室国際企画専門官
鈴木 規子	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室専門官
松永 佳子	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室専門官
沼田 真洋	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係長
藤本 佳奈	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室専門職
武市 正人	大学評価・学位授与機構研究開発部長
金 性希	大学評価・学位授与機構研究開発部特任准教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構研究開発部評価研究主幹
浅野 茂	大学評価・学位授与機構研究開発部准教授

別冊資料

＜質保証を伴った共同教育プログラム実施のための手引書＞